

第八十二回 参議院農林水産委員会會議録第一号

昭和五十二年十月二十八日(金曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動

十月五日

辞任

補欠選任

小笠原貞子君

河田 賢治君

十月二十七日

辞任

補欠選任

川村 清一君

吉田 正雄君

田中寿美子君

十月二十八日

辞任

補欠選任

田中寿美子君

川村 清一君

出席者は左のとおり。

委員長

鈴木 省吾君

理事

青井 政美君

初村滝一郎君

山内 一郎君

川村 清一君

相沢 武彦君

委員

北 修二君

久次米健太郎君

坂元 親男君

田代由紀男君

田原 武雄君

野呂田芳成君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

宮之原貞光君

國務大臣

農 林 大 臣

鈴木 善幸君

政府委員

農林大臣官房長

農林大臣官房審議官

農林大臣官房審議官

農林省農林經濟局長

農林省構造改善局長

農林省構造改善局長

農林省農産園芸局長

農林省畜産局長

農林省食品流通局長

農林水産技術會議事務局長

食糧庁長官

水産庁長官

事務局長

常任委員会専門員

説明員

国土庁地方振興局特別地域振興課長

通産省機械情報産業局産業機械課長

村沢 牧君

原田 立君

藤原 房雄君

河田 賢治君

下田 京子君

喜屋武眞榮君

澤邊 守君

犬伏 孝治君

渡邊 文雄君

今村 宣夫君

森 整治君

福澤 達一君

堀川 春彦君

大場 敏彦君

杉山 克巳君

下浦 靜平君

大河原太一郎君

岡安 誠君

竹中 譲君

平岩 金一君

鈴木 直道君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(当面の農林水産行政に関する件)

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五日、小笠原貞子君が委員を辞任され、その補欠として河田賢治君が選任されました。

また、昨日、川村清一君及び吉田正雄君が委員を辞任され、その補欠として田中寿美子君及び宮之原貞光君が選任されました。

また、本日、田中寿美子君が委員を辞任され、その補欠として川村清一君が選任されました。

○委員長(鈴木省吾君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(鈴木省吾君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に川村清一君を指名いたします。

○委員長(鈴木省吾君) 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鈴木農林大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

漁業水域における漁業に関して拿捕した外国の漁船については、適当な担保の提供により早期に釈放するという措置をとることが国際的に一般化しつつあり、また、今国会におきまして承認をお願いしております日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定においても、このような措置をとるべきことが規定されております。

このような状況にかんがみ、漁業水域に関する暫定措置法等の違反により拿捕した外国船舶及びその乗組員に關し、適当な担保の提供によりこれを早期に釈放するための制度の整備を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、漁業水域に関する暫定措置法等の違反に關し船舶の拿捕が行われた場合には、政令で定める取締官が、その船長及び違反者に対し、担保金またはその提供を保証する書面の提供があれば違反者は釈放され、船舶その他の押収物は返還される旨及び提供すべき担保金の額を告知することといたしております。

第二に、担保金またはその提供を保証する書面が告知されたところに従って提供されたときは、取締官または検査官は、遅滞なく、違反者の積放及び船舶その他の押収物の返還に必要な措置をとることとしております。

第三に、提供された担保金は、主務大臣が保管し、違反者が求めに応じて出頭しなかった等の場合には、国庫に帰属することとしております。なお、国庫に帰属しなかった担保金は、事件に関する手続きが終結した場合等その保管を必要としないう事由が生じた場合には、返還することとしております。

最後に、経過措置として、この法律の施行前における取締官に提供された担保金またはその提供を保証する書面は、この法律に基づいて提供されたものとみなすこととしております。

以上が、漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由及び主要な内容でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木省吾君) 補足説明を聴取いたします。岡安水産庁長官。

○政府委員(岡安誠君) 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、漁業水域に関する暫定措置法の規定に違反した罪その他の政令で定める罪に当たる事件に關して取締官が行われた場合には、取締官は、取締に係る船舶の船長またはその代行者及び違反者に、遅滞なく、担保金またはその提供を保証する書面が主務大臣に対して提供されたときは違反者は釈放され、船舶その他の押収物は返還される旨を告知するとともに、提供すべき担保金の額を告知することとしております。ただし、事件が政令

で定める外国人が行う漁業または水産動植物の採捕に係るものであるときは、この制度は適用されないこととしております。

なお、取締官とは、司法警察員である者であつて政令で定めるものをいうこととしております。

第二に、告知する担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定することとしております。

第三に、告知した額の担保金またはその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官または検査官に通知することとし、取締官または検査官は、この通知を受けたときは、違反者の積放及び押収物の返還に必要な措置を講じなければならないこととしております。

第四に、提供された担保金は、主務大臣が保管することとし、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、または返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に出頭されなかったときは、その翌日から起算して一カ月を経過した日に国庫に帰属することとしておりますが、その国庫に帰属する日の前日まで、当該期日の翌日から起算して三カ月以内の特定期間に出頭したときは、担保金の国庫への帰属は停止することとしております。しかし、この場合においても、その申し出に係る特定の日に出現した提出がなかったときは、担保金は、その日の翌日に国庫に帰属することとしております。

第五に、担保金で国庫に帰属しなかったものは、事件に關する手続きが終結した場合等その保管を必要としない事由が生じたときに返還することとしております。

第六に、主務大臣は、政令で定めるところとして、最後に、附則におきましては、経過措置として、この法律の施行前に漁業水域に関する暫定措

置法等に違反する罪に当たる事件に關して拿捕された船舶の船長その他の関係者から提供された現金またはその提供を保証する書面で改正後の漁業水域に関する暫定措置法に規定する担保金またはその提供を保証する書面に相当するものは、同法の規定により提供されたものとみなすこととしております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(鈴木省吾君) なお、本件に対する質疑は後日に譲ることとしていたします。

○委員長(鈴木省吾君) 農林水産政策に関する調査のうち、当面の農林水産行政に関する件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

○宮之原貞光君 時間の関係もありましたので、甘味資源関係のもの、とりわけサトウキビの価格の問題を中心としたしまして大臣に御質問申し上げます。

糖安法規定に基づきますところの政府の四十七年十月作成の五十三年度砂糖年度の国内産糖の目標生産費にかかりますところの「農産物需給の展望と生産目標の試算」というのがあつたわけでござい

ますが、示されたところの生産目標の試算と現実のこの生産状況を見ますれば、余りにも開きがあり過ぎるという感じがしてならないんです。たとえばビートの作付面積や生産量、サトウキビの収穫面積、生産量をずっと年次別に見てみますと、そのことが歴然とわかるわけでございまして、それ

も、この生産目標から見るかにはほど遠いところに現実の問題としてあるという原因の最も大きなものは何だというふうに政府としては握っておられるのか、そのことをまずお聞かせいただきたい。

○政府委員(渡邊文雄君) お答え申し上げます。五十三年度の目標生産費の計算の基礎になつております甘蔗あるいは甘蔗糖の作付面積、あるいは

はただいま御指摘がありました六十一年見通し等に考えられております面積につきましては、たとえば甘蔗で申し上げますれば、五十三年度七万町歩ぐらいを考えておつたわけでございますが、現実には約四万九千町歩というふうなことに今年産でなっております。甘蔗糖の方はおおむね目標面積三万六千町歩に近いラインに来ておりますが、甘蔗の方が特に落ち込みがひどいわけでござい

ますが、これは御承知のように、北海道の畑作地帯の輪作の中で甘蔗が位置づけられておるわけでございまして、たとえば二年ほど前に連続して続きました湿害というふうなことで反収が減つたというふうなことが、微妙に次の年に反映をするというふうなこともあろうかと思つております。一時六万町歩を達成したことがあるわけでございまして、四万二、三千町歩にその後落ち込みまして、幸いことは五万町歩弱にまで復活してまいつたわけでございまして、甘蔗糖の方は、先ほど申しましたように、おおむね目標を達成しつつあるうかと思つてますが、もう一歩というところでござい

ます。

原因につきましては、先ほど申しましたように、輪作の関係で前年あるいは前々年反収等が減りますと、どうしても他の作物を志向するといふうなことがございまして、ある意味ではやむを得ないところではないかと思つております。

○宮之原貞光君 天災、いわゆる冷害であつたとか、天候とか災害のところはそういう原因を求められておるようですが、これは大分違うんじゃないでしょうか。毎年冷害があつたとかどうだとかというのではないわけなんです、たとえばビートで見ても、七万ヘクタールなのがお承知のように四、二万ヘクタールしかないというふうなこの事実、生産量も落ちておる。三百二十七万六千トンが、計画書を見ても五十二年度で大体二百四十万トンと、こう出てる。あるいはサトウ

キビの問題にいたしましても、大なり小なり似ておる。言うなら、単に災害だけでなく、年々ずつとおしなべて傾向としては減少の道をたどつて

おるんですよ。

たとえばいま局長は、サトウキビの問題について、収穫面積の問題だけ何か報告があったわけですが、なるほど当初の三万六千ヘクタールが二万ヘクタールですか、それは少ししか違っておらないと言いますが、できずけれども、生産量を見てもらいなさいよ。二百九十七万四千トンというこのねらいが、実際は五十一年度で百五十六万トンしかないという、これは著しい違いです。これを単に冷害があったとか、あるいは台風があったという気候現象にだけ農林省は求めておられるようですが、事実と違ふんじゃないでしょうか。ずっと低落傾向をたどっておりますよ、これ。その点、もう一遍お尋ねします。

○政府委員(渡邊文雄君) 数字、面積について若干補足を申し上げたいと思いますが、ビートの面積につきましては、御指摘のように、四十年から四十三年あるいは四十五年ごろまでは五万町歩を維持してまいりました、最高になりましたのは四十八年の約六万一千七百町歩まで上がったわけですが、その後四万七千町歩、四万二千町歩と大分減りました。特に五十一年度の四万二千町歩に落ち込みましたのは、それだけが原因だというふうに申し上げるわけではございませんが、四十九、五十年の湿害というものが非常に収減につながりまして、ビート農家がそれ以外の作物を志向したというようなことがやはり直接的な原因ではないかと思いますが、幸い五十二年には四万二千町歩から約二割増の四万九千町歩まで復活しております。私どもの方としましては、さらにこの面積増につきましては、各般の施策を講じまして努力をしてみたいと思っております。

それから、キビの総生産量につきましては先生御指摘のとおりでございます。反収の面積は確かに目標値の三万六千町歩に対してさほどの差はないかもしませんが、反収が当初見込みました反収に比べて伸び悩みが非常に顕著でございます。沖縄と南西諸島と平均しました反収で申し上げますと、ほぼ十年前の六トン台、それが

最高でも六・九トンまでございまして、その後一進一退を繰り返しております、一昨年は六・五トン、昨年は南西諸島の台風被害等がございまして大分減産をいたしまして六トン台に落ち込んでおりますが、ことは幸い一部災害がございまして、かなり復活しまして六・七トンぐらいいはなるかと思っております。

○宮之原貞光君 もう少し私は、やはり現実を直視してもらいたいと思っております。一番あなた方がねらっておるところは、後から恐らく出るでしょうけれども、生産性を高めると口を開けばそういうことをおっしゃる。しかし、現実の問題としては、その生産性と関連をすることの生産量が非常に落ちておるんですね。たとえばビートの問題にいたしまして、当初の計画から見れば百二十万トンも落ちておるわけでしょう。生産量三百二十七万六千トンと言いつつ、五十二年度は計画の中を見ますと二百四万トンというふうに出ておる。おたくからもらったところのこの資料にありますが、これに、あるいはサトウキビにいたしまして、五十三年度で二百九十七万四千トンつくり上げるといふ計画です。ところが、現実には百九十六万トン、百万トンも開きがあるんですよ。これを、先ほども御答弁になりましたけれども、天候だけの原因というところになりまして、私には違ふと思っております。そこらあたりの認識から、私は現状認識から背後に問題点があるのじゃないかと思うんですが、これはどうなんですか。――きょうは局長は来っていないのですか。

○政府委員(渡邊文雄君) 確かに反収につきましては伸び悩んでおることは事実でございます。先ほど申しましたように、特に南西諸島につきましては土地条件の整備等のおくれもございまして、土壌条件の改善等も進んでいないという現実もございまして、当初の見込みに比べてかなり下回っております。これは私も十分現実を直視しております。今後生産対策その他も十分講じまして、反収増にはできるだけの努力をしてみたいというふうに考えております。

○宮之原貞光君 委員長、局長はどういう事情ですか。大臣一人じゃないか。あと審議官だけじゃないか。――待っていますよ。そんないいかげんな答弁では困る。きのう質問事項をちゃんと申し上げておるんですから――参議院の農水はなめられておるんじゃないのかね、これ。

○委員長(鈴木省吾君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木省吾君) 速記を起こして。

○宮之原貞光君 大臣、お聞き及びだと思えますが、先ほどからちょっとこれは無責任過ぎますよ。これだけやはり減収になっておるといふ現実を、天候だけにこの原因を求めるといふのは、皆さんやはり議論されて主張されておるところの、生産性の問題とか価格の問題にこれは一番関係しませんか。本日に農民が生産意欲をかき立てて、つくりがいがあるというふうな気持ちになれば、こういうぶざまなところにならぬと思うのですよ。けれども、私はこの間の議事録を拝見いたしますと、とても順調に伸びておるみたいな報告がありますけれども、いまいち具体的にもらっております。この資料をもとにして数字を調べてみますと、決してそうじゃないのですよ、これは。この点についてはこれ以上答弁を求めませんけれども、申し上げておきます。

それになお引き続いて申し上げますが、自給率の問題も私はそうじゃないかと思うのです。五十三年度で二八％に置くというのが計画なんです。これはね、ところが、現実の自給率はどうかという事です。これを拝見いたしますと、四十八年前後のもので二〇％前後に落ちておるといふ、こういう報告がある。なるほどそのときはそれでいいでしょう。しかしながら、糖価安定事業団が発表いたしましたところの自給率を見てもらいなさい、推移を。大変な落ち込みですよ。四十七年の二〇・二％を契機にいたしまして、四十八年、四十九年、五十年とずっと下がっております。糖価安定事業団の年報も、これは推定

のようでございすけれども、五十年は一六・三

％としてここに出しておる。一体、日本の農作物で自給率を高めようというのが、政府の農林行政の一番中心だと私は思うのですがね。であるにもかかわらず、先ほど申し上げたところの生産量もさることながら、自給率の面においてずっとこう落ち込んでおる。この原因をどういうふうに当局としては見ておられますでしょうか。

○政府委員(杉山克巳君) 自給率については、四十七年が二〇・一％、その後四十八、四十九と下がってまいりました。五十年は推定の段階で一六・三でございましたが、実績は一五・六と、この辺まで御指摘のとおり下がってまいっております。これに対しまして、五十一年は一八・六ということで、まあ二〇を若干下回っておりますが、かなり回復を見せているわけでございます。北海道、特にてん菜糖にありましては、作付の増もかなり見られるというふうな状況になってまいっております。

ただ、御指摘のように、一般的になかなか自給率が目標を描いてもその達成がむずかしいということでございますが、これはもちろん先ほど来御説明を申し上げてまいったかと思いますが、一般的に基盤整備でありますとか、技術の問題でありますとか、そのほか生産条件、そういうものが大きく影響をいたしていると思っております。時に、この期間には災害等もあったり、天候不順等もありまして、こういうふうになり下ったという事実はあります。私どもとしては、やはり今後ともそういう生産対策を増強していく。価格面とあわせてそのような総合的な措置をとることによって、今後とも、もちろん種々の困難は伴いますが、自給率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○宮之原貞光君 それは一年一回や二回災害があったでしょう。だからそれはわかります。たとえば五十年度のビートの場合あたりは冷害の問題もありましたけれども、先ほどの審議官もそうでございますけれども、そういうものの原因をあたかも天候異常に求めていくという、その見方

に問題があるのですよ。何といつても大事なものは、いかにして農家の生産意欲を起させていくか。こういうことになりますれば、いわゆる皆さん考えておられる生産性を高めるためのいろいろな基盤整備とか、そういうものも大事でしょうけれども、やはりつくりがいのあるような、それに見合うところの価格の問題をお互い保障してやるということが一番大事なことじゃないでしょうか。どうでしょうか、大臣。そこら、先ほど来お聞きだと思いますが、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 甘味資源は、国民食糧の面からいたしましても非常に重要な資源でございます。まして、できるだけ自給力の向上ということにつきましているいろいろの施策を進めておるわけでございます。

いま宮之原さんから御指摘がありました、その中でも生産対策や基盤整備事業等と並んで価格の問題が大きなウェイトを持っておる。生産農家の皆さんに意欲を持って取り組んでいただくという面から、価格という問題が大変重要であるという御指摘は、そのとおりでございます。

そこで、私も一遍にはまいりませんが、今年度のてん菜糖の価格の算定に当たりまして、従来、生産奨励金——この生産奨励金をいつ打ち切られるかわからぬというたてまえでございまして、まず今年度はその半分だけを基本価格の中に組み入れて、そして糖安法の規定の趣旨に沿ひましてパリティによって計算をした。こういうようなことで、価格の面につきましても、政府としてもできるだけの努力をいたしておるところでございます。

なお、来年度も引き続きそういう線に沿ひまして改善をしてまいりたい、こう考えております。

○宮之原貞光君 それは大臣自体も、いま御答弁いただきましたように、先ほど私が数字でもって指摘しましたところの事象というのは、これはやはり私は何と申し上げても、価格問題が一つの大きなやはりネックになっていると思ひます。もち

ろん、農林省としては、生産性を高めるためのその手だてが十分でなかったからだというところからウエイトを置きたいということが、恐らくお答えしたいところではないでしょうか。決定的な大きな要因を持つというところは、いまも大臣が言われたように、これはやっぱり否定できないと思ひます。それだけに、私はこのウエイトを持つところの価格の問題を、本当に農家の皆さんの意欲をかき立てるようなものを持つていっていただかなければ困るのです。けれども、いま大臣が答弁されたように、単に生産奨励金を告示価格の中に入れたのだと、これでは私は十分じゃないと思ひます。不十分だと思ひますよ、それは。農家から見れば、率直に申し上げて、手取りがどうふくらむかというところが問題なんです。手取りがどうなるか。なるほど不安はありましようけれども、毎年価格決定のときには、その生産奨励金を政府から幾ら出します、あるいはまた工場側から幾ら出しますというのを確約して出すわけですから、それは若干の不安はありましようけれども、手取りがどうだということがやはり決定的な決め手になるかと、私はこう思ひます。その点を、私はやはりしっかりと踏まえておいていただきたいと思ひます。

それで、私は申し上げたいのですが、たとえばサトウキビの例で生産意欲との関係で申し上げますれば、奄美、沖縄の農家にとりましては、このサトウキビ作物というのはこれは米作同様の、言うならばやはり生命農業とも申しますか、これ以外に頼るものはないのです。それだから、やはりこれに対するところの価格がどう決められるかというところが最大の関心事になるのです。私はそういう点で、いわゆる本土におけるところの米同様ぐらゐの、現地の農家にとってはこれは大きな問題である。そういう点からこの両者を見てみますれば、御承知のように、十アール当たりの所得、あるいは一日当たりの家族労働の報酬も非常に開きがあるというところは、これはもう大臣もお認めのとおりなんです。

したがって、私はどうしてもやはり糖価安定法第二十一条に言う再生産を確保することを旨とするところの生産者価格という見地からいくなれば、この問題について、もっともっと積極的な意欲をかき立ててもらわなければならないと思ひますが、ただ、すでにビートが決まると。しかも、ビートを見ますれば、ほとんどパリティ一本にいま決まっているという実態なんです。そこにまた、私どもがいろいろ各野党間話し合つていつも改正案として出しておりますところの生産費所得補償方式というものの根本的な考えがあるわけなんです。そこらでそのその生産費を保障する、こういうところまでこの問題について価格決定の中で進めていかないことには、私はやはりこの問題の本質的な解決にならないと思ひますが、どうお考えですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) てん菜糖にいたしましても、私は北海道の畑作農業にとりましては、これは輪作等の観点からいたしましても非常に重要な作物だと考えております。また、サトウキビは鹿児島、南西諸島、沖縄県にいたしましても、あつちの海洋性、亜熱帯性の気候風土の中でそれに適するところの作物としてはビートが非常に重要である、まさに基幹作物である。本土における米に匹敵する重要性を持つておるのだと、これは私もそのとおり認識をしております。

価格の面につきましている御意見があることも承知をいたしておりますが、いま宮之原さんからパリティ方式でなしに生所方式でやたらどうかと、こういう御意見がありました。サトウキビの場合をとってみますと、どうも生産の規模あるいはまたそれぞれの地域における生産の条件、いろいろの諸条件で生産費を正しく的確にとらえるということが、これは非常にむずかしい面がございます。この点が、生所方式をとらうとする場合の一つの問題点でございます。

もう一つは、こういう減速経済のもとにおきまして、果たして生産者のために生所方式がいいかどうかという問題になりますと、まあいろんな見

方があると私は思ひます。沖縄の例をとってみますと、非常に生産性が現在のところ低いわけでございます。これを労働費に見てまいりましても、てん菜は大分合理化が進みまして、三十六時間ぐらゐまで進んでおります。ところが、沖縄のサトウキビの場合におきましては百六十時間をオーバーする、百七十時間に近い労働力を使つておるわけでございます。

したがひまして、てん菜糖が一日当たり労働部分として計算されますものが九千円台になっておるのに比較しまして、沖縄のそれは三千五、六百円という三分の一程度でございます。しかも、その労働費の状態はどうかというところ、刈り取りに七〇%の労働時間がかかるとおると、こういうことも御高承のとおりでございます。これは刈り取りのための機械の導入でありますとか、合理化を進めることによりまして、この百七十時間近い労働時間というものは百時間にも八十時間にも急速に私は短縮することができ、このように考えております。

そういう場合において、生所方式によって生産性が向上した、それだけ今度は価格が下がっていくというような現象も出てきかねない、こういうようなこともございまして、私は従来どおりやはりパリティ計算をやった方がこういう経済情勢の中においては生産者のためにプラスになるのではないかと、こういう考えも持つておるのでございます。

そこで私は、沖縄、鹿児島、南西諸島の農協や代表の諸君がお見えになったときに、きょうはざつとばらんことをひとつお話を申し上げました。そういうことでお話をしたら、びくつきしておられたわけでありまして、それは仮に五十一年度のサトウキビの価格はトシ当たり一万七千円でございますが、その中で価格支持の費用、これは国費で二百三十六億円入っております。これをトシ当たりいたしますと、一万一千九百円に相当いたします。一万一千九百円。それから事業団調整金、輸入等からこれは負担をさせましてこれを

サトウキビに交付をしておるのでありますが、これはトントン当たり千九百円でございす。そういたしますと、価格支持費用として国費を入れ、事業団の調整金を入れておきますのが、合計いたしまして一万七千七百円のうち八一%がそういう費用である、八一%がでありますから、そういう価格支持の資金であるとか、あるいは調整金等から補充しておるとか、そういうものを加えて価格の中で八〇%を超えてそういうものが組まれておる、こういう事態を生産農民の皆さんにも私は率直に申し上げた。どうしてもこれは生産性の向上というものを、われわれも一生懸命土地基盤整備であるとかいろいろなことをいたしますと、皆さんの方でもひとつそれをやってもいいと、こういうことを申し上げたわけでございます。価格について、いかに政府においても国費等を使ひまして努力をしておるか、この点もひとつ御理解を賜りたい、こう思うわけでございます。

○宮之原貞光君　まあ大臣のいまのお答えは、議事録を拝見をいたしますと、この間でも同趣旨のことをお答えいただいておりますが、それでも私はちょっと納得できないのです。と申し上げたのは、たとえば大臣の先般の、十月五日ですかの喜屋武委員に対するところの御答弁の中で、米作との比較の中で、稲作はまあ基盤整備が進んでおると、農業機械の導入によって非常に生産性も向上しておると、米は、だから、減反をしても米づくりがなかなかやまないんだと。けれども、サトウキビはその逆なんだ。生産性の向上、合理化をやつぱり先行させるべきだ、その可能性もまた大きい作物だと、だから生産費所得補償方式というのをとらないんだと、こういうことを答弁をされておるわけでございますが、これはその論法からいいますと、むしろ米は生産性も高い。それで、生産性が高いところの作物はパリティの方がメリットがあるんだと言ふのなら、米もそうされたらいいのじゃないですか、むしろ米はもう生産性が非常に高まっていると言ふのなら、しかし、米の方は依然として生産費所得補償方式をやうと一

貫してとっておる。これは農家の方々も、生産費は幾ら上がっても生産費所得補償方式というのが、なお自分たちに実入りとしてはいいからだという理解をするからじゃないでしょうか。もし、いやパリティがメリットがあるんだ、もう生産性が高まっているんだからと、こう言えば、農家の方からむしろその逆な現象が起きてきやしませんか。私はその点で疑問に思うんですがね。

なお、もう一つ申し上げておきたい点は、生産性が低い。確かに低いんです。低いから、これにはもちろん生産性を高めるためのいろんな方策というものが、これは私は必要だと思ふ。その点、いままでも政府が怠っていないと申し上げてない。私も資料を持っておりますし、私もまたそのことについては非常に関心を持っておりますから、いろんな努力をされておることは私も評価します。しかしながら現実の問題としては、生産性を高めるところの苦勞をしながら、まだまだ生産性を向上させるための手だてよりも、現実の問題としてパリティで出されるところの指数よりも生産費が非常に高いところにあるという、この現実をこれは無視するわけにはまいらないでしょう。

だとするならば、あるべき姿はこうだからしてそこでおまえたがまんをせよというわけにはこれはまいらないんです。農家は毎年毎年これでつくらなければならぬ、それで生活しようとするから。だとするならば、現実的な処理の仕方として、これはやはり生産費というものを相当重視をしたところの価格というものを決めなければならぬ。そうして、一方、生産性を高めるための手だてをするということが当然必要じゃないでしょうか。それをどうも答弁を拝見いたしました、パリティ一本で行くんだよという話では、これは幾ら現地の皆さんあるいは当該者の皆さんに納得せよと言つたって、ちょっと納得できないんですよ。どう思いますか。

○國務大臣(鈴木素幸君)　私は前段で申し上げたわけでありまして、生産費所得補償方式をサトウ

キビの場合にとるとのことについてはいろいろの困難性があるということ、またこれはサトウキビだけではございせんが、それぞれの主要作物につきましては、その生産の態様、実態等を勘案をしましていろんな価格の算定方式、こういうものが糖安法その他でそれぞれ決められておるわけでございます。そういうことをまず前段で申し上げます。

それから、いまパリティをとっておつても、私は沖縄のこのサトウキビというのは、少し政府と生産農民の皆さんが力を入れて生産の合理化、生産性の向上を図れば、これは急速に改善もできるし、いまのパリティ計算の中でも相当てん菜糖に近いような方向に改善ができるのだと、労働時間の問題も具体的に申し上げたようなことでございます。そして、いまの価格の中でも政府その他が相当の財政資金を入れてこの価格支持政策をやっている、こういう事態を申し上げたわけでございます。

○政府委員(杉山克巳君)　少し大臣の申し上げたことを補足させていただきますと存じます。

確かに糖安法の規定によりまして、「最低生産者価格は、政令で定めるところにより、農業パリティ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として定めるものとする。」ということになっております。ただ、大臣も申し上げましたように、生産の実態を全く無視するといふ話ではございせん。パリティ価格を基準として定めておるわけでございますが、生産費所得補償方式を、あるいは生産費方式をそのまま採用したい理由としては、これも大臣から触れましたように……

○宮之原貞光君　それはわかつていますよ。

○政府委員(杉山克巳君)　ただ具体的に申し上げたいと思ふのは、生産費方式をとりますというところ、二十年ほどの間の実績をとりましても、収量の変動等により前年よりも生産費が下がるというふうな年がございす。現実には諸物価が上が

る中で、生産費方式をとつて前年より下がるような価格を決めることができるかというところになりますと、これは実際問題としてなかなかそうまいらないと思ひます。その意味でも、生産費方式というのは安定性を欠くのではないか。その点、米のような全国的な作物とは大きな違いであると存じます。

それから、なお手取り水準に配慮して生産事情も考えてというお話でございますが、従来の価格を決める際には、奨励金等によってそういった手取り水準全体についての配慮がなされているわけでございます。

それからことしの——ことしの申し上げましたのは先に決まりましたビートの価格の決定に当たりまして、五十二年産のビートの価格の決定に当たりましては、従来外枠でもって据え置かれてきた奨励金、それらの手取りのことを配慮して、しかし、これは奨励金であるからということで据え置かれてきたわけでございますが、これを正式な価格に組み入れたのは半分でございますけれども、手取り水準につきましてはこの分につきましてもパリティアップを図るということ、仕組みの上でも価格に取り込むようにしたということと同時に、手取りの実質の額の上においてもパリティアップを適用するというような、従来に比べてかなり改善した価格についての扱いをいたしておるわけでございます。

○宮之原貞光君　今度は計算あるいは実績の問題でいまから質問しますが、私はやはり物の考え方というところについて先ほど来から言っておるんで、私は、もうすでにビートの値段が決まり、そしてサトウキビが今夜にも決まると、こう言われているところの情勢の中で、いまここで生産費所得補償方式をとれとか、それを承認せよと、こう申し上げているんじゃない。しかしながら、少なくとも生産費というものを相当パリティに加味したところのものを持たない限り、それはパリティ一本では現実の問題としていきませんよということとを申し上げておる、これは。たとえば、先ほど

来から大臣は、あるいはこの議事録を拝見する限り、合理化が進む、生産性が向上していく、それはさるというそのことはいいです。しかし、そこに来るまではまんせよというわけにはまいらないんじゃないかということを私は申し上げておる。

しかも、大臣はサトウキビ地帯を、奄美、沖縄の実態を御存じだと思ひますけれども、いかに生産性を向上せよといっても、北海道のような広大な地域と対比いたしますと、地理的な条件が異なります。サトウキビは農家の皆さんつくっておるわけですが、そういう地理的な条件というところになっていきますと、やはり機械を入れる、刈り取りを機械化する、いろんなものをやっていく、基盤整備をする、それにはやっぱり限界があるんです。それだけ投入して、さらに同じような方式をつぎ込んで、北海道と同じように生産性が高まってくるだろうと想定をするという事は、これは現実には合わないことなんです。そのことを一体理解されておるのかどうか。

さらには、サトウキビの場合は御承知のように、これは輪作はききません。春植えや夏植えで一年物が一年半に一回取るでしょう。ビートは半年間でききとてきてくる。ほかのものでも、大きな農場方式で輪作もきく。言うならば、沖縄や奄美、さらに種子島の農家にとっては、これ以外にどうにもできないところのこれは農作物なんです。それだけに、政府が生産性を高めるためにいろいろ努力をしていくこと、それは結構なんです。大歓迎なんです。しかし、これだけ金を投じてやったら生産性が上がってくるのは当然である、だからそのときまでおまえたはパリティ一本なんだと、これでは私は現実には合わないと思うんです。農家にとっては本当にこつこつとつくるものがつくりがいて、来年はもっとつくるという意欲をやっぱりわかさないやらない。

だとするならば、きょう、あすじゅうに決まるこのサトウキビの生産者価格の問題については、生産費というのを相当やりの重視をしたところのものをしない限り、本当に私は所期の目的に沿わないと思うんですが、そういうお考えで作業を進められておるのかどうか。もうすでに原案なるものもできておると思います。内部の話をお聞きすると、与党の皆さんともすでに朝打ち合せてあるという話も聞いておりますが、そこらあたりのことをもう少しさつぱらにお聞かせ願いたい。

○政府委員(杉山克己君) 価格の決定に当たりましては、現地の生産者あるいは生産者団体、さらには与党のそれぞれの機構でいろいろ議論がなされております。私も政府の職員もその場に呼ばれて、それを拝聴いたしております。それらを総合的に私ども最終的に取りまとめ、大蔵省と折衝をして、政府としての原案を作成するというところになるわけでございます。その点、けさも確かに生産者団体あるいは与党の先生方の御議論も承りました。それらを基礎として、私もこれから作業をいたすわけでございまして、まだ正式の原案というふうなものはないままに、まだ正式の原案と価格自身について慎重に検討することはもちろんでございますが、これは私どもの局だけで処理できる話ではございませんが、全般的な生産対策、そのほかの総合的な措置を絡めて、全体として価格問題を処理するというところで考えてまいりたいと思っております。

○宮之原貞光君 じゃ、もっと具体的に御聞きします。先般のビートの最低生産者価格の算出基礎はどういうふうなところになっておりますか。ここにプリントはもらっておりますけれども、価格決定で何が幾ら、何%何%というの——物の考え方ですが、どうもこれを拝見をいたしますと、いわゆるパリティが一〇六・五六%と、こう出ておられます。そろえのころ合わせに手取り額もどんぴしやり、そういうふうになっておる

んですが、まさかごろ合わせのためにこういうふうな決めたとは考えられませんが、どういう算出基礎になっておるんですか。

○政府委員(杉山克己君) パリティ価格の計算をいたします場合、これを一つの価格を基準としてとるかという問題がございます。今日まで、従来から前年、前年をそのまゝ価格を採用いたしましてパリティで伸ばしてまいったわけでございますが、それではそれこそ、まさに先生のおっしゃられるような農家の生産の実態等を勘案した場合、手取り水準、所得を保障する額としては十分でないというところで、四十七年来奨励金というものが加えられております。これは価格そのものではない別途の生産喚起のための奨励金であるというところでありまして、額はここ三年ほど、端数は別でございまして、据え置きになってまいっております。

ただ、これらの実態を考えますというところ、今日においては農産物価格の総合的な見直しというところ、新しい観点から価格算定のあり方を検討すべきでないか。その場合、今日これだけ実質的に確保されているところの手取り額そのものが今後の基礎となり得るのではないかと、従来決めてまいりました価格、それを一たん離れまして、奨励金を価格並みに扱う、価格の中に取込むこととしてどうかと、これは実は麦を皮切りにいたしまして、農産物全体についておおむねそのような方向での調整がなされつつあるわけでございます。ビートにつきましても、そのような趣旨から五十一年度の最低生産者価格そのものは一万三千百円、それから奨励金が三千九百円、合わせて一万七千円でございますが、この一万七千円の農家手取りをベースといたしましてこれをパリティで伸ばす、そのことによって農家手取りを一万八千二百二十円にするということにいたしましたわけでございます。

ただ、これを具体的な財政上の措置として価格で扱うか、奨励金でどの部分を残すかということになりますと、手取りは一本でございます

けれども、中の仕分けとして、これは財政上の問題等もありまして、最低生産者価格そのものは一万六千四百円というところで、これは結果的に奨励金の半分を、いまだに奨励金として扱われてきたものの二分の一を取り込んだという形にいたしましたわけでございます。奨励金がなお二千八十円残っております。そして合計が、先ほど申し上げました農家手取り一万八千二百二十円ということになっているわけでございます。

なお、残っております奨励金二千八十円については、これは価格並みの扱いをする。逐次政府内部での財政的な、あるいは理論的な整理が、あるいは糖安法上の位置づけが確立され次第、これを価格に繰り入れていくことを考えているわけでございます。

○宮之原貞光君 いや、その中身は私も承知しておるんですが、聞きたかったのはその算出の基礎、物の考え方を聞きたかったんです。たとえば生産奨励金を告示価格の中に盛り込んだと、そのことは私は評価したいと思うんですが、そのことは結構ですが、ただ、そういたしますと、結果的に見ると、農家の手取りというのは一〇六・六%と、いわゆるパリティそのものに比したとはまっているんですよ。これ、ですから、皆さんの物の考え方は、パリティ一本方式という形でこのビートは決められたものじゃございせんか。それとしか判断はされませんが、基準の決め方はね、中身のいろんなやりくりは別にしてね。ですから、そういう方法でやるとするならば、違いのあるところのサトウキビの問題も、生産費の面で大きな違いの出るところの問題も右へならえということになりかねないから、私はお聞きしておるんですが、こういう方式でやはりサトウキビももう皆さん作業しておられるんですか、聞きますか。

○政府委員(杉山克己君) 確かにいま先生おっしゃられたように、結果として農家手取りをパリティで伸ばしたということになっております。ただ、このことは、従来の扱いが最低生産者価格は

す。しかし、農産物といえども一つの商品であり、同じ甘味資源であるビートとこれを切り離して別扱いに算定方式をとるべきかどうかと、これにもやはり国民的なコンセンサスが必要なのではないか、このように私は思うわけでございます。なお、奄美にしても沖縄にしても、ああい

海道に比べて耕地も狭い、条件も悪い。だからこれはビートとは別に特別に考えるべきだというお気持ち、これは私はよくわかります。つまり、同じ甘味資源ではあるけれども、そういう事情を勘案して、地域対策的な観点も加えて算定をすべきだというお気持ちにもじみ出ているように感ずるわけですが、なお、先ほど私が申し上げたように、このサトウキビの価格形成の中で国の価格支持のための財政資金なり、あるいは調整金なりというものが価格の中の八・一%を占めておる。ところが、てん菜糖の場合には六・八%になっております。そういう意味でも、北海道のてん菜糖よりも沖繩等のサトウキビに対してはまあ十数%の財政資金その他の面で考慮が払われていると、こういうようなことでございまして、いま私に、この甘味資源の価格を今年度決めるに当たって、北海道のてん菜糖とそれからサトウキビの価格の算定について別扱いにせよということをおっしゃるけれども、にわかには承知いたしません。これは今後の研究課題としてやってまいりたい、こう思っております。

○宮之原貞光君 何も私は、五千円とか一万円というぐらゐの差があるいは差をつけると言っているんじゃないんです。しかし、現実には地理的な条件、あるいは生産の過程から見れば、当然価格というものは、農民がどれだけ自分たちの投資をしてやったかというこの生産費というものが、これはやっぱり考慮されたいということこそ悪平等じゃないでしょうか。そういう現実を、たとえば北海道、奄美、沖繩合めての農民や、あるいは製糖労働者でつくっておりますところの甘味資源を守る全国共同会議というのがあるのです。ここではやはりその現実を直視して、そして従来の一本方式からこゝしはビートは二万一千円、キビは二万四千円にしてもいいという統一要求をし、政府にも出しておるんです。これは現実には北海道の製糖労働者の皆さんも入って、なるほどそれはそういう現実的な生産性、生産高の問題において

生産費の問題は確かにある。行く行くは、それは理想としては大臣が言うように一本にならなきゃならぬかもしれないけれども、いまの段階でないんではないか。だとなしに私は決められたいということこそ、これはいかかと思ひます。現に過去は違つておつたんでございまして、それがこゝで五、六年来一緒になつてきておるんです。これは、だから、私はこの点について大臣にこゝで答弁は求めませんけれども、もうきょうじゅうに決まるだろうというその問題については、そういうやはり現実を直視したところの配慮をするという親心があつてこそ、私は甘味資源の自給率を高めたと言つて努力をされておるところの農民の皆さんの汗の苦労に報いる道だと思ふんです。そのことを、強くこの機会に御要請申し上げておきます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 宮之原先生のお気持ち、よく私も拝聴いたしましたし傾聴すべき点もございまして。今後とも研究いたしてまいります。しかし前段で申し上げましたように、これは奄美大島なりあるいは沖繩にとつては、何といつても内地の米に相当する基幹作物である、またこれが農民の生活の根拠にもなつておる、そういうことを私は認識をいたしまして取り組んでおるわけでもございまして、生産基盤の整備のための予算の配分に当たりますと、このおくれでおるというところ、また地理的な条件、そういうところを勘案しまして予算の配分には傾斜配分をしております。

それから沖繩に對しましては、現地の御要望にこたえて原産種農場をつくるべきだとかう考えまして、来年度予算にその農場の用地買収費を要求をしております。これが実現すれば、それに関連する施設等ができるだけ早く整備をいたしまして、これもやつてまいりたい。そういうようなことで、私も認識においては宮之原先生と同じような気持ちで、このサトウキビの生産の振興またその生産性が向上するようにというような諸施策をやつてまいること、ここに御約束を申し上げて

おく次第でございます。

○北修二君 それでは、農林大臣初め農林省当局に五、六分について御質問をさせていただきます。かように存じます。与えられた時間が二十分でございますので、簡潔にひとつ御答弁をちょうだいいたします。

まず第一に、五十三年以降の水田の利用再編成対策についてお伺いをいたしたいと、かように存じます。これは言うまでもなく、米は過剰基調にあることは十分理解をいたしておるわけでございます。われわれも農業関係といふことが、あるいは農協関係も農業団体も十分理解を合意しながら、食糧を守るといふ観点からこの百七十万トンについては協力をしなかつたらぬと、かように考えております。しかし、御案内のように、これは全国の稲作農家が共同の責任において分担をして計画を達成していかねばならぬと、かように考えるわけでございますが、公平適正な配分が必要と思ひますが、具体的にどのような方法で適正あるいは公平な配分をしようとしておるか、その点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) この百七十万トンの転作目標の配分、これは非常に全国的に中心の中心になつておるわけでございます。この水田利用再編成では皆さん御理解願ひ、やろうじやないかという方向に御協力をいたしておるわけでありまして、この配分等の各論に至りましては、各地域ブロック等においていろいろ御意見がございまして、全く公平そのものでやれという御意見と、それからまた適地適産、地域特性を組み入れてそして地域分担的なことも頭に入れて配分をすべきだ、こういう御意見いろいろあるわけでございます。

私は、長期的にはこれはどうしても適地適産、地域特性というものをやっぱり織り込むようにして、日本農業の構造の再編成、これを長期的に見た場合にはやらにやいかぬ。しかし、急激な変

化というようなことも、またこれは生産農民の皆さんに大変な混乱を来すことにもなるわけでございます。公平適正にいかんかをやるかということ、いま鋭意検討中でございます。

○北修二君 努力をするということでございます。またいろいろお話がありますが、いままでの経過から申し上げますと、非常に協力をした地域ですね、生産調整が始まって以来十分国の施策に理解をしながら協力をしてきたところと、協力を余りしなかつたところと経過としてある、かように存ずるわけでございますが、ある地域につきましては相当量の、全国の三分の一から協力をしたところもあるわけでございますが、これは経営のぎりぎりまで実は転作の実施をいたしてまいつておるわけでございます。また行政あるいは団体ともに実は説得をしながら今日に至つてきておる、こういうことでございまして。それにかかわらず、適地適作云々というそういうような諸般の情勢という考え方から、相当従来よりも上積みをするということに相なりますと、正直者がばかを見るというように施策になりはせぬか。百七十万トンと言へばもう大量なものでございまして、やはり全国的な協力、協調が必要でないかと思ひますが、大臣はこれらについてどういふような考え方、確信を持ってこの百七十万トンをおやりになる考え方のなか、再度ひとつお伺いをいたします。

○国務大臣(鈴木善幸君) 過去のいろいろの経緯のあることも十分承知をいたしております。そして、前段で申し上げましたように、各地域ブロック等からそれぞれの御意見が出ておるわけでございます。それから、過去の経緯、いま各方面から出ておる御意見、そういうものを十分くみ入れまして、公正適正にその辺はやつてまいりたい、このように考えます。

○北修二君 転作目標達成後の天候によって発生する限度超過米がこゝしにも出てまいりましたが、御承知のように、全量を達成してくれれば政府が

買ってやるぞと、だからぜひ割り当てられた数量の転作はしてもらいたい、こう言って実は促進をしてきたわけでございます。しかし、いろいろことし御努力はいただきましたが、そういう成果にならなかった。百七十万トンという多量の生産調整をするわけでございますから、来年度はそういうことも政府が促進する意味で、超過米については買い入れをする、こういうお考えはないかどうか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(鈴木喜幸君) 予約限度数量を超えてできなかったところの超過米、まあ余り米、この処理の問題でございます。私は百七十万トンの生産調整、転作をやっていたとすれば、そう大きな余り米が出ることは考えておりません。また、余り米が仮に豊作等によって出ましても、過去におきまして、昭和五十年、これは全国の作況指数がたしか一〇七だと思っております。今年度もおかげさまで豊作でございます、八月十五日現在の作況指数は一〇四と、今度は九月十五日を出すわけですが、若干それよりも上回るかもしれない。そういうように過去においても相当大量の超過米が発生をしたわけでございますが、これらにつきましては指定団体である農協あるいは卸売業者、そういう方々の御協力を得、政府もまた金利、倉敷、出荷促進対策費等々の必要の助成をいたしまして、これらの大量の超過米は自主流通ルートを通じて全部処理がなされてきておるわけでございます。

したがって、私は今回の生産調整が行われた後において、余り大きなものは出ないとは思っておりますが、その処理に当たりましては、いままでと同様に自主流通ルートを通じてこれをひきとつて処理していただく、また政府も円滑にそれがいくための必要の措置を講ずる、こういうことでやってまいりたい、このように考えております。なお、達成したところと達成できなかったところ、これはやはり何らかの考慮をせざるを得ない、とこう考えておられます、たとえば自主流通米で

政府の買い上げ価格よりも過去の例から見ますと若干安くなっておりますが、その面について、自主流通ルートであるけれどもその手取り価格を幾らか、一生懸命御協力をいただいたところについては配慮をする必要があるのではないかと、こう考えております。

○北修二君 農林大臣からしさいにお話でございますが、いま余り米の問題が出ましたので要望をひとつ申し上げておきたい。

北海道は、いま米を一生懸命出しておりますが、余り米がことしは予想よりも若干多うございまして、十二万トンぐらゐ出そうであります。そうしますと、少なくとも北海道の米というのは六月までは処理をしてもらわなければならぬ。それには、自主流通米を主体に少なくとも月一万四、五千トンを処理をしておいていただかなければ六月までは処理がでないわけでございます。その点、特段のひとつ御配慮をちょうだいしたい、このことを要望いたす次第であります。次に、畑作の共済制度について若干説明を願いたい、かように存する次第であります。

四十九年度以降、臨時措置法に基づきまして畑作の共済の試験実施を行ってまいりましたが、この制度が本格的な実施に向けてこれからやられるわけでございますが、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、畑作物の共済制度の本格的実施に向けて要綱の作成、法律の改正を含めてどのようなタイムスケジュールで進めようとしているのか、この点についてお伺いをいたしたい、かように存じます。

○政府委員(今村宣夫君) 現行の畑作物の共済は昭和四十九年度から試験実施をいたしておるわけでございますが、その試験の実施の実績等にかんがみまして、昭和五十三年に法制化をいたし、昭和五十四年度からは本格実施へ移行することを目途に制度化の作業を進めているところでございます。目下、この本格実施に関する事項を中心として、学識経験者の参集を得て検討を進め

ておるわけでございますが、その検討の結果を踏まえて、次期通常国会に農業災害補償法の一部改正案を提出したい、かように考えておる次第でございます。

○北修二君 次に内容に入りますが、私も共済組合長を二十年やっておりますので制度内容は専門でございますので、簡潔にお願いをいたしたい。

補償の限度について、再生産を確保するために少なくとも生産費を補償する保険設計にすべきと考えますが、この点はどういうようにお考えになっておりますか、どのように進められておるか、この点についてお伺いをいたしたいと存じます。

○政府委員(今村宣夫君) 試験実施の結果を踏まえて、私たちは全般的な制度の組み立て方を目下鋭意検討をいたしておるわけでございますが、その場合に、御指摘の制度の骨子になりますものは、骨子といえますが、制度で最も重要な点と申しますのは、一つは共済掛金の国庫負担割合をどうするかという点であるかと思っております。

それからもう一つの問題は、要するに通常足切りと言われているんですが、その足切り問題をどうするか、こういう問題でございますが、これらの点につきましても、畑作農業の実態、畑作振興の必要性、その他共済事業との均衡等を十分に考えながら定めるといふ方向で検討しているところでございます。

○北修二君 それでは足切りの問題でございますが、でん粉あるいはん菜、これは寒冷地に適した畑作物で、非常に変動が少のうございまして、これはできるだけ足切りを少なくしてもらいたいものだ。それから豆類でございますが、豆類については、うわさによると足切りを四割ぐらゐに云々といううわさがあるようでございまして、もし四割に足切りをするとするならば、これは任意加入でございまして、なかなか入らない、やはり保険制度でございまして、全員が入ってこの組合を守っていく、あるいは保険制度を守っていくという必要があるわけであります。たとえば例を申し上げますと、損保でございますから、

私はことしは入る、ところが千人おるうちに百人しか入らなかった、ところが来年は不作かもしれぬからということでは全員入ってしまった、こういう実は不公平な保険制度になり得る。あるいは組合運営もなかなか容易でない、こういう問題もございまして、運営上も魅力のある方法にしたいもの。四割などといううわさの足切りではこれは運営は容易でない、この点は十分考えていただきたい、かように考える次第であります。

さらにバレイショの問題でございますが、バレイショの評価をどうするか、価格というのか、これは用途別に考える必要があるのではないだろうか。種子用、食用、加工、こういうようなことも十分用途別に価格を設定する必要があるのではないかと、かように思いますが、この点についてはどうお考えになっておるか。時間がございませぬので、もう一遍にお聞きをいたしたいと思っております。

次に、共済掛金の国庫負担についてでございますが、これにつきましては国庫負担率を米、麦と同じような方向にひとつ考えていただけないものかどうか、これについてひとつお伺いをいたす次第であります。

○政府委員(今村宣夫君) 第一の足切りの割合でございますが、これは先生よく御存じのとおり、農家の自家保険の能力でありますとか、あるいは道徳的危険の防止でありますとか、あるいは損害評価事務の効率性でありますとか、あるいは政策保険としてどこまでを損害補てんの限度とするか、あるいはまた共済掛金国庫負担能力等を総合的に判断して決めるべき問題であるかと思っております。農家の立場からいたしますれば、足切りはできるだけ少ない方がよい、掛金はできるだけ安い方がよい、共済金はできるだけたくさんもらうのがよい、それが一番いい保険でございまして、しかしそういうわけにもまいりませんが、同時にまた、おっしゃいましたように、保険が魅力あるものでなければいけないということでもございまして、そういう点の要素をすべて総合的に

勘案しながら、私たちは鋭意現在検討を行つて
るところでございます。

第二のお尋ねの、バレイシヨの価格が違うがそ
れをどういうふうに反映させるかということでご
ざいます。この本格的実施の仕組みにつきまし
てもいろいろ検討中でございますが、バレイシヨ
はお話のように用途別に単価あるいはまた反収等
が違いますので、これを一本で引き受けることに
は検討の余地があるというふうに思つておりま
す。したがって、本格実施のための制度化に
当たりましては、バレイシヨの共済金額なり共済
掛金率なり掛金額等につきましては、これを区分
して取り扱う仕組みにしようかという、そう
いう方向で検討をいたしております。

それから、最後の国庫負担の割合でございます
が、これは先ほども申し上げましたように、畑作
農業の実態でありますとか、畑作振興の必要性、
その他の共済事業との均衡等を考えながら目下鋭
意検討をいたしておるわけでございます。よく御
存じのとおり、共済掛金の国庫負担割合を検討す
る場合に当たりましては、その要素としてはいろ
いろな要素がございますけれども、一つは共済目
的につきましても農政上の位置づけ、あるいは共
済事業の作物保険であるか、あるいは資産保険で
あるか、あるいは共済目的の収益性はどうかであ
るか、それから加入方式で強制加入であるか、任意
加入であるかというような要素を勘案をして決定
すべきものであると思ひますが、これらの点につ
きましても今後十分慎重に検討をしてまいりたい
と、かように考へておる次第でございます。

○北修二君 ちょうど時間になりましたので、韓
国漁船の操業の問題、あるいはいま大臣非常に御
努力をいたしておる日ソ漁業長期協定交渉につ
いてでございますが、私、時間がちやうどちやう
きりになりましたので、この点についてはもう内
容を申し上げなくてもおわかりと思いますが、ぜ
ひ最善の努力を払って漁民を守つていただきたい
、あるいは日本の漁業を死守する、こういう点
で御努力を御要望申し上げて、私の質問を終え

たいと思ひます。どうぞよろしく願ひします。

○坂倉藤吉君 私は、きょう二つ問題を提起をし
てお答えをいただきたいわけですが、一つ
は沿岸漁業、それにかかわる漁業無線の問題に関
しましてお聞きをいたすわけでございます。

二つ目の問題は、米の需給調整にかかわる省の
考え方並びに態度の問題、それについて質問をい
たしたいと思つておるわけであります。

第一の問題につきましては、正直申し上げて、
すでに質問内容は事務局の方にも通知をいたし
てありますから要点はおわかりだと思ひますの
で、時間の関係もありましてからきわめて要領よく
簡潔にお願いをいたしたいというふうに思ひま
す。

いま二百海里時代を迎へまして、わが国の食糧
自給の観点からいきましても沿岸漁業がきわめて
重要な位置を占めてゐる、これはいまさら申し上
げる必要はないところであります。そこで、この
沿岸漁業の振興の観点であります、これは漁業
構造の改善の中に当然含まれてまいります漁業用
無線の効果的なといひますが、秩序のある活用と
いうものも大きなウェイトを占めておるわけであ
ります、農林省の設置法第七十八条第五項及び
組織令の第十六条二項のいわゆる「無線施設に
関する技術の指導監督及び助成」ということがい
う定めがあるわけでありまして、これは全般の問題
でありますから、なかなかしぼつて御答弁はむず
かしいというふうにお聞きをいたすけれども、少な
くとも基本的なこれらの助成あるいは指導監督に對
します考え方、たとえば具体例がありましたらそれ
を、二挙げていただきたいと思います、大臣あるいは長
官にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) いまお尋ねの、農林省設
置法それから組織令に「漁業用無線施設に関する
技術の指導監督及び助成」という項目があるが具
体的事例はどうかという御質問でございますが、
まず、指導監督について申し上げてみたいと思ひ
ます。

道府県の水産当局を通ずる指導というものがあ
るというところが一つでございます。それからもう一つ
は、全国団体として、現在社団法人で全国漁
業無線協会というのがございます。私どもは全国
的な問題につきましてはこの全国漁業無線協会を
通じ、また都道府県固有の問題につきましては都
道府県の水産部局を経由いたしまして、必要に応
じまして漁業無線の運用面、主として運用面でご
ざいますけれども、それに関しまして必要に応じて
指導を監督をいたしておるというのが第一点で
ございます。

それから助成の点でございますが、いまお話し
もございましたとおり、この沿岸漁業につきましては
の漁業無線というものは、構造改善には密接な
関係があるのでございますけれども、助成として
して現在行つておられますのは、まず沿岸漁業構造
改善事業、その一環としていたしまして沿岸漁業の超
短波漁業用海岸局の設置につきまして補助金が出
るとか、そういうような形でもつて助成をいたし
ております。それから、個々の漁船も無線設備を
有しているわけでございますが、個々の漁船に對
しまして漁業用設備の助成は、漁業近代化資金の利
用というふうなことでこれは助成をいたしておる
というのが実情でございます。

○坂倉藤吉君 あと少し詳しくその点については
触れてお尋ねをいたしたいと思ひますが、昭和四
十四年に国際的な関係から電波関係法令が大幅に
改正された。その改正に伴つて漁船の船舶局ある
いは海岸局等施設にかかわる規制が加つており
まして、場合によっては機種交換をしなければなら
ぬ。こうした幾つかの問題が発生をしておるわけ
であります。したがつて、これに伴つて管理を
いたしますのは電波監理局、それから漁業という
観点になればこれは当然水産庁、この関係はきわ
めて私は密接不可分の大いに関連をとりながら実
態に合せて法改正というものが行われていかな
ければならぬというふうな考えをされてあります
が、この法令、規制等が改正をされた際に水
産庁とそれから電波監理局、これらに對するとこ
ろの意見調整の場といひますか、こうした問題は
たとえばルール化をされておるのか、あるいは具
体的にどのように行われておるのか、この辺につ
いてお尋ねをいたします。

○説明員(吉川久三君) お答え申し上げます。
昭和四十四年に行ひましたSSB無線設備の技
術基準の改正は、国際電気通信条約付属無線通信
規制で定まつておりますSSB無線設備の技術基
準が改正されたこと等に伴うものでございます。
この省令改正の検討に当たりましては、実施期日
あるいは経過措置期間等を含めまして水産庁と十
分意見を調整いたしまして、最終的には昭和四十
四年二月の二十六日、郵政省で開催されました電
波監理審議会の聴聞会、これはこのSSB無線設
備の技術基準を改正いたしまして無線設備規則の一
部を改正する省令案につきまして聴聞したわけで
ございまして、この聴聞会に水産庁の方が出席さ
れてまして、この聴聞会の聴聞の結果に基づきま
す電波監理審議会の答申を受けまして、このSSB
無線設備に關します設備規則の一部を改正する省
令案は改正されたわけでございます。

なお、この聴聞の席上等で申し述べられました
水産庁の意見は、主としてこの新基準が適用され
ます無線設備の経過措置等について申し述べられ
たわけでございまして、その点につきましては、
改正省令の中にそのまま盛り込まれて必要とな
る措置がとられておるわけでございます。

○坂倉藤吉君 いまお答えいただきました四十四
年二月二十六日ですね。この聴聞会というのはい
ういう規模になつてゐるんですか、お聞きをした
い。

○説明員(吉川久三君) お答え申し上げます。
これは、電波法の中にこの聴聞に關しますと申
しますか、電波監理審議会に關します規定がある
わけでございまして、たとえば無線設備規則等の重
要な省令を改正する場合に、この電波監理審議会
に改正案につきまして諮問をするわけでございま
す。で、電波監理審議会におきましては、当該省
令改正案につきまして利害関係者の意見を求め

して、その改正案につきましての意見を郵政大臣あてに答申いたしました。郵政大臣といたしましては、その答申を尊重して措置するということになつておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 いまの答弁はわかるんですが、具体的に、じゃ聴聞に立ち会う対象というのは一体どうなつていたんですか、この辺一つはお聞きをしたかったわけですが、これはまあいいです。

それで問題は、先ほど質問をいたしましたように、今後の沿岸漁業の振興と、あわせて無線の占める位置というのはきわめて重要なことであります。したがって、水産庁と電波監理局とが絶えず漁業無線の関係について充実をし矛盾をなくしていくために話し合いの機会あるいはルール化を私はしてもらいたい、こう思っているんですが、その辺の考え方を聞きをしたい。

○政府委員(岡安誠君) いまのお話そのとおりでございまして、私も常時郵政省の方と御相談をいたしております。

いまお話の聴聞会といふのは、いわば形式的なといふんですが、これを経なければならぬというふうなことでございまして、私も事前いろいろ相談いたしましたけれども、この聴聞会にも出席をいたしました準備書面というものを提出をいたしました意見を申し述べる、結果は郵政省の方からお答えをいたしました。私も、私どもの希望どおり、この郵政省令に採用していただくということになつたわけでございます。今後ともおっしゃるとおり十分連絡を密にしてやっていきたい、かように考えておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 そこで、省令に基づいて特例期間が設けられております。これが本年の十二月三十一日をもって特例期間がなくなります。したがって、現行旧機械のままでも使われておる船舶数あるいはその船舶に対して具体的に十二月三十一日の期限切れまでにどのような形でこの遂行を図られようとしておりますか。その辺についてお答えをいただきたい。

○説明員(吉川久三君) お答え申し上げます。

昭和四十六年当時、設備の取りかえを必要とするSSB無線装置は、漁業無線関係におきまして約一万一千あったわけでございます。その後、私たち、無線局の検査の際とか、あるいは漁業関係無線通信の打合せの際等を利用してまいりました。この取りかえ等につきまして周知指導をいたしました。また、社団法人全国漁業無線協会並びに社団法人全国船舶無線工事協会等を通じてまいりました。この周知指導を行つてきておるわけでございます。で、本年の九月末現在におきまして、なお取りかえてない無線局が漁業関係におきまして約二千七百局残つております。これにつきまして、本年末までに取りかえを行うよう引き続き指導を行つておるところでございます。

なお、この二千七百局の中には、SSBの旧基準の期限切れでございます本年十二月末までこれを使用いたします、新しい年になりますとこれを撤去するといふようなものもございまして、これは操業海域の変更等によりましてワットDSBという無線局の方に移つていく、あるいは冬の間は休業する、春の操業の再開を待ちましてその際に工事をするといふようなものも含まれております。

以上でございます。

○坂倉藤吾君 いまの二千七百の数字ですが、これはもう管内全部調査をされて確認をしていられる数字ですね。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕

ただ、私の出身であります三重県の場合からいいますと、この沿岸漁業無線の船舶局がいわゆる百十四、これは本年の一月一日現在、若干の移動はありますが、総数においては余り変わりがない。そのうちで、旧設備を使用いたしておりまして新しくかえなかならぬのが今現在九十三船舶局ある。この数字は大変な数字ですね。いまそれだけの組織を通じて指導をされておると言うけれども、その指導効果というものは全然上がつてない。しかも、DSBの場合はおおよそ二十万程

度ということになりましようか。SSBの無線設備ということになりますと、七十万、八十万の大体資金が必要になってくる。こうした事情等もありまして、旧機械を備えた船舶があつちへ行つたりこつちへ行つたり移動している、持ち主がかわつてくる。このような関係等がありまして、把握が大変むずかしいとは思つております。把握が、どうも数字について私自身としてはよく信用ができません。

同時に、この十二月三十一日までの期限切れに伴つて、法改正に基づいて一応の猶予期間はあつたとは言つても、これからますます重大になつてくる沿岸漁業に対して、言うならば漁業近代化資金とは言つても、近代化資金の実態からいっていきまして、無線設備に使われておるケースというのはきわめて少ないのじゃないのか。これは後で質問しますが、こういう状況の中で、言うならば法規制に伴つていまままで使つておつた機械が取りかえられなかならぬ。取りかえるに当たつては、当然それらに対して補助をしていくという考え方があつていいのじゃないんだろうか。

いま、正直申し上げまして、三重県の場合に、ちやうど昭和五十年に漁家所得であります、これはおおよそ三百二十万、政府統計の数字からいいますと昭和五十一年度三百五十五万、こうなつておるわけですね。そうすると、そういうような漁家収入の割合からいいますと、この無線機の取りかえ、それに要する出費といふのは相当負担に感ずるわけですね。こうした観点について、補助をする考え方、あるいはこの近代化資金等がそうしたことに、むしろこの規則、規定からいいますと、きわめて適用されるのが目につきに、いふやうな、ごく簡単にいふと、それ、それの持ち主が近代化資金が使えるんじゃないか、ということ自体もよく知らないという現状なんです。こうした実態を踏まえて、私はきちんとした指導をお願いしたいといふふうに思つております。問題は、補助をする気持ちがあるのかどう

か、こうした観点を少しお聞きをしたいと思つて

○政府委員(岡安誠君) 猶予期間が迫つておりますので、これはやはり年内には必要な設備に交換をしていただくということを、ぜひ私どももお願いをしたいと思つております。その費用がいま御指摘のとおり六、七十万円かかるというお話でございますが、やはり個々の船舶に備えつける無線でございますので、これを助成の対象にするということはなほ困難でございますので、従来から私どもは、必要な場合には漁業近代化資金制度を御利用いただくようにということで指導をいたしておるわけでございます。

後ほどということでございますが、私も近代化資金、現在の手持ちでどれだけ無線用に近代化資金が出てくるのかというふうなことは、実は非常に細かいものでございまして的確には把握いたしておりませんが、利用できるように、たとえば漁船をつくる場合には漁船資金とあわせてその中で利用ができます。また、漁船漁業用施設等の購入に際しましては、二号資金といふんです、二号資金の利用といふものも可能でございますし、相当程度の近代化資金はすでに利用されております。今後とも利用可能でございます。もし指導等が不徹底であるならば、この点につきましては、利用方につきましてさらに指導をしていきたいと思つております。

○坂倉藤吾君 それで、いまの海岸局それから船舶局ですね、これに対して漁業近代化資金助成法施行令第一条、同表の第二、これに決められておると思つて、この活用状況。

それからもう一つは、同じ趣旨におきます農林漁業金融公庫の業務方法書別表、この十八に定めがあるわけですが、この漁業無線、海岸局あるいは船舶局を合わせまして、使用状況についてひとつ資料の提供を求めたいと思つて

○政府委員(岡安誠君) ちよつと資料の点についてお答えをいたしたいと思つております。先ほど申し上げましたように、現時点におきまして

は、近代化資金のうち、現在無線関係の経費は漁船資金の一部として、または漁船漁業用施設の一部として利用されておりますので、現在私どもの手元に、そのうち漁業用通信施設に何件、どれだけ利用されているかという資料はございません。それから公庫資金につきましても、いま御指摘の別表十八でございすけれども、これは沿岸漁業構造改善推進資金のうちで漁業用通信施設、これは現在利用されておられません。融資実績はございません。それ以外の漁船資金の中では、先ほど申し上げましたように含まれていないことがあるのですが、分類ができておりません。もう一つ、漁港資金というのが別表十六にございす。この漁港資金のうちで漁業用無線施設、これは相当大規模なものでございすけれども、これは四十九年に一件、それから五十年がなくて、五十一年度につきましては四件、一億六百万円というふうな融資の実績がございす。

したがって、御要求の細目につきましては、いま直ちに資料は提出できるような状態にございせんので、御了解をいただきたいと思っております。

○坂倉藤吉君 いまそういう御答弁をいただいたわけですが、先ほどお話がありましたように、漁業構造改善事業の実施に伴いまして、昭和四十四年から五十一年、昨年まで四十二件の、構造改善事業として、その中の海岸局のいわゆる無線施設でありまして、この設備費として規定に伴う設備費用の十分の四、いわゆる四〇％であります。政府補助が出ておるわけですね。ところが、この政府補助の中で、これは長官が御答弁いただきましたように、超短波の漁業用海岸局、これの設置に対する助成であります。ところが、沿岸漁業法からいいますと、小型漁船とはいう規定がございす。これは十トン未満の船舶、漁船、これを沿岸漁業法の中でとらえておるわけですね。そうしますと、十トン未満は、先ほど電波監理局の方から触れられておりましたように、使用する無線はDSBを主としている。大体十ト

ン以上、沖合い漁業ですね、カツオ・マグロ等も含めましてこれがSSB、こういう観点になってまいります。

そうすると、沿岸漁業の構造改善の立場から支出をしていくのに、この助成をされました海岸局の形ですね、これは一体どういうことになるんですか。沿岸漁業法からとらえていきましたと、最高十トンの漁船というものが一つの基準になっておる。それ以下でなきゃならない。当然、沿岸漁業の構造改善、こういう形で振興法に基づいて法律がつくられているわけです。そこで海岸局がつくられる。海岸局がつくられるに当たって、今日まで昭和四十四年から延べ四十二件の補助が行われておるわけですね。この海岸局は、DSB並びにSSBをおおむね二つを持っておるわけです。そうしますと、法律に伴って、法令に伴って補助をされまはすのは当然十トン未満のSSB、形からいけば、法理解からいけば、ところが、片方でSSBの方も包括をしまして、海岸局の設備として建設計画が出て設置費が決まる。そのうちの十分の四というものが政府の補助になっている。こういうことになりまして、この十トンという制限で行っていることについて矛盾があると思ふんですが、現実問題、一体何に基づいて、どの法令に基づいてこの補助というものが行われておるのか、ちょっと私は不思議でならない。この辺に関して答弁をいただきたい。

○政府委員(岡安誠君) どうもちよっと、私御質問の要点が多少わかりかねる点もあるのでございすが、こういうふうな理解してよろしいかと思ひますが、沿岸漁業の構造改善につきまして、大体これは共同利用施設を中心に事業をやっておるわけにございすが、その際、漁船という場合には十トン以下というものが基準になっている、十トン以下についてはSSBではなくて別の波長を、DSBですが、波長を利用する無線施設を持っていて、それとの関連において海岸局へ助成がどういうことになるのかという御質問だと思ひますけれども、これは私も沿岸漁業構造改善という

のは、御承知のとおり相当広範囲の地域を指定いたしました。それぞれ共同利用施設を中心にしたしまして、これらの構造改善事業に基づく要綱をつくりまして助成をいたしておるわけにございす。したがって、特にこの海岸に設置された無線局、先ほど御指摘のとおりの実績があるわけにございすけれども、この無線局は十トン以下の船舶だけが利用する無線局でなくともこれはよろしいのではないかと。それはその構造改善地域の中で漁業を営んでおります漁業者の共同利用施設というところでこの海岸局を設置いたしておりますので、そういうことからこの海岸局は、SSBだけでなくDSBですが、両用の施設を備えているということになっているのではないかと考えております。

私も、それぞれの段階で討議が行われまして、その地域において最も緊急に必要な施設というものの選定がなされて助成をいたしておるわけにございすので、相談の結果、そういうような施設、またはそういうような設備を持った海岸局を設置いたしたいという御要望によって助成をいたしておるつもりでございす。

○坂倉藤吉君 少なくとも政府補助を行うには根拠法規があつて、その根拠法規に伴って補助が出されるわけでしょう。それが拡大解釈をされるといふふうな話になりますと、これはとてもないことになるだろう。もしそのことが通ずるとするのなら、SSBの海岸局が設定をされて、そのSSBを使う船舶局はこれがおおむね十トン以上なんです。これは実態をよく御存じのはずです。しかも、それは沿岸漁業法とかかわりから言え、本来沿岸漁業をやっておたにしても、漁業法の救済規定の中にその船舶が入ってこない、そういう話になる。

ところが、現実問題としては、SSBを備えつけた十トン未満の船だつてあるわけですね。その海岸局に対して、仮にSSBであつても、これは一部であつても補助しているというのならそれはそれで私は認めるんです。大いに結構です。ところが、同じSSBの大半を使用する船舶局、十トン以上の船です。しかも、船舶安全法からいけば、二十トン以上は対象になるけれども、二十トン未満はなつてこない。こういう事情の中で、現実にはその船は相当遠くまで行つて漁をしていることは事実です。とすれば、それはまさに無線そのものが命綱、これは私がいまさらここで述べる必要はないと思ひます。唯一の通信路なんですから、これに対して漁業近代化資金という制度はあるにしても、これは返さなきゃならぬのです。海岸局の設置は共同ではあるけれども、これは返さなくつたときの一時的資金しか出ていない。私は、もつとこの沿岸漁業を充実をさしていくためには、少なくとも海岸局も海岸局の運営も、同時に船舶局とこの管理の状況を含めまして、当然これは両方を助成する助長をしていくというのが一つの大きな筋になるだろう。こういう意味合いで、なぜ船舶局には補助対象が出てこないんだらうか。この辺が少し腑に落ちないわけでありまして、ひとつ明確な回答をお願いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) いま御指摘の十トン未満の船と十トン以上の船との無線機の設置、それが、それを利用する海岸局との関係でございすが、現状をいたしますと、先ほどもこれは十分御承知と思ひますけれども、沿岸の方も最近非常に装備が優秀になりまして、船の方も漸次大型化してくるということにございす。したがって、沿岸漁民も十トン未満の船だけじゃなくて、十トンを超えるような船を装備いたしまして効率的な漁をやっているということが普遍的になつてきておる。そこで、その関係から無線施設の整備も違つてくる、それを受ける海岸局も両用でなければならぬということになつておるわけにございす。

御指摘の中心は、そういう両用無線というものは船にとっては命綱みたいなものなんだから、陸上局については構造改善事業による助成の方途があると、ところが船の方の命綱である無線施設に

は助成の、つまり補助金の制度がなくて、近代化資金という融資にすぎないではないかという御質問だと思ひますけれども、これは漁船、確かに無線施設は重要でございまして、これは命綱というふうなことでございまして、漁船にございましては先ほど申し上げましたように、漁船の建造の際に当然必要な施設の同様に、無線施設につきましては低利長期のいわば助成を持った融資がいくわけにございまして、また、漁船に対する設備を購入する際にも助成を持った近代化資金が利用できる。個人的な施設につきましては、補助金の交付よりもやはり低利長期というふうな助成を持った融資の方がなじみやすいということ、現在、これは水産だけでなくてほかもそうございまして、そういう方途をいたしているわけにございまして、そういうことで、この問題は今後とも進めたいというふうに考えております。

〔理事山内一郎君退席、委員長着席〕

○坂倉藤吉君 いまの長官の回答というのは、きわめて私は冷たい冷淡な回答だと思ひます。また改めてその辺についてはもう少しやりたいたいと思ひます。

ただ、沿岸漁業の海岸局の実態であります。これは冒頭御説明をいただきました設置法あるいは組織令、これに伴うところの指導、補助あるいは管理、こうした立場からいまして、海岸局の運営自体に大変な今日大きな問題が出ていますね。

この問題点の中心は、私はやはり管理をしていく常時配置の人の問題、これが一番大きいわけですね。一番困っているところは、やはり船の漁の中心が、夕方出ていきまして夜間に掛けて作業をする、あるいは朝早く出て早朝のうちに作業をする、これがまあ漁業の実態ですね、おむね。ところが、その時間帯に人をどう配置をしていくかという課題がきわめて大きなわけでありまして、しかも、今日海岸局の経理区分というものは一般の事業とは明確に区別をされて、

寄付金か、あるいはその海岸局に参加している会費か、場合によっては政府補助とか、こうなっておるわけですね。国の補助は、これは海岸局維持のための経費の中に突っ込まれるように規定ではなっている。ところが、日常の運営に對しましては、まだかつて、長官がさっきお答えになりましたように、一切の補助がない。ただ設置に当たつてのみ補助がある。経理の面では明確に国の補助を受けるような仕組みになっておる。この辺は実行面と大いに矛盾があると思ひます。ぜひこれは補助ができるように私は要求をしたい。法律が生じるようにお願いをしたい。こういうたてまえがあるんですが、それに対するところのひところの回答をお願いしたい。

○政府委員〔岡安誠君〕 御指摘のとおり、無線局の運営につきましては、昼間にございましては大体これは漁業協同組合等に設置されておる例が多いようございまして、組合の職員が、電話等でございましては随時これをやるというふうなことも可能でございまして、夜間の操業のような場合には二十四時間勤務が必要であるとか、また最近ではばつぱつ専門の資格を持ちました専任の職員を配置しているような局もふえてまいりましたので、人件費を中心としたして運営費がございまして、超短波の無線局が全国で四百十九ございまして、中短波それから短波の無線局が百三十七、合計五百五十六局ございまして、これらの中には、運営必ずしも問題がないところばかりではございまして、多少問題のあるところも承知いたしております。

ただ私も、これははなはだ恐縮でございましてけれども、施設の設置につきましては助成の道もございまして、その後の運営につきましては助成をするというところは、水産のみならず農業用、林業用の施設を通じて、ほとんど例がないことでもございまして、この運営につきましては、もっぱら会員によりまして寄付等で運営をされるなり、併設されております漁業協同組合の経費として落と

されるということが通例でございまして。そこではいろいろ問題もございまして、現在、全国漁業無線協会にお願いをいたしまして、この中短波、短波の海岸局のみならず、超短波の海岸局を含めて全体といたしまして今後合理化をしていったらいいか、合理化がどうできるのかという問題をおわけにございまして、私もやはり必要不可欠なものではございまして、なお合理化をする余地があるのではあるまいかということで、専門的な立場から御検討を続けていただいているわけにございまして、その結論を受けまして、今後の対策、合理化対策というものを確立したいと思ひます。

○坂倉藤吉君 いま合理化の問題が出ましたので、これは前の当委員会の中で長官がやはり全百三十七無線局の合理化の検討、こういう御答弁をなされております。いまは数字が少し違いました。しかし、これは全体を指してのことだろうというふうに思ひますが、現在漁業用海岸局というのは五百七十局、それから船舶局四千七百六十五局、こういう形になっておるわけにございまして、この五百七十局すべてを、これから合理化をしていくに当たつての検討の対象にされていくわけですね。で、この合理化ということになりますと、当然技術者の配置の問題ではなくて、いまたくさんある特に沿岸漁業局、これは基地がたぐさんあります。それだけの組織がある、それにほとんどが乗っている、こうなっていますから、当然これをブロックならブロックに集めるとか、そういう課題が出てくるというふうに思ひます。

これはもう実態としてよく御承知のように、今日の漁業のそういう沿岸にすうと局ができ上がつていった歴史というのは、漁業海区の問題、これは一つの歴史的なその漁業経営をしてきた伝統が、なかなか隣同士うまくいかないという幾つかの問題とぶつかりまして、現実には幾つか置かなきゃならぬという形がある。だから海区調整、

それを利用する漁民の問題、ここに絡まると、私はそのことの基礎がでない限り、なかなか合理化というのは思ひやうにいかないだろうと思ひます。技術の面では、電波監理の面では、これは簡単にできるはずで、しかし実態としては、そういうふうな合理化をし、数を少なくし、そういうふうにする船舶局を多くしていく、こういう形の課題というものが果たしてこれからのいわゆる沿岸漁業振興という立場に立つて適当なのかどうか、ここがきわめて私は問題だらうと思ひます。

もちろん、使用する電波の限度がございまして、この限度を拡大するわけにいかない。そうなるってまいりますと、その使用している波の使える数の中のいわゆる局配置ということになるでしょうが、むしろ沿岸漁業をますます整備をし振興していくためには、私は局数を少なくしていくというんじやなくて、もともとと局を私はそれぞれ見合つて分類ができるという立場の方がむしろ漁業振興の立場からいんじやないのか、こういうふうには実は考えるわけにございまして、大変いま議論をされておる方向とは逆なんじやなろうかという気がする。これは推測であります。が、気がするわけにございまして、ぜひそうした観点も、漁民が自分たちが漁に利用するいわゆる区域の状況と、それを守りながら生産を上げていくという状況と、それを無視をした私は無線局の近代化という形になってまいりますと承認ができにくい、こういうふうには思ひますので、ぜひそれも含めた検討課題にして議論を進めてもらいたいというふうには考えるわけにございまして。

そこで次に、それに絡みながら私は周波数の割り当ての問題について少しお聞きをしたいのであります。いま周波数の割り当ての問題、これは私どもの三重県だけでも、県内にある海岸局の中で同じ周波数を使っているケースというのが二ヶ所あります。その二ヶ所が遠隔地であれば比較的にこれは関係がないんです。しかし、むしろ共同の漁区あるいは隣接をしている漁区、こういうことで使われる周波数が同じになっている。こうな

りますと、絶えずそこに先ほども申し上げましたような漁区争いといいますが、それが発生をいたしまして、こうした中で具体的なトラブルの内容まで言う必要はありませんが、きわめて熾烈なトラブルが発生する一つの要因になるわけであります。ぜひこの周波数の関係につきましましては、そうした現状も踏まえて、私はトラブルなく漁に従事ができる、こうした状況をつくり上げるのに協力をする立場でのいわゆる電波の配分、こうしたものが考えられ、実行されていかなければいかぬというふうに思います。その辺のひとつ考え方をお聞きをいたしたいと思います。

○説明員(吉川久三君) お答え申し上げます。

現在、二十七メガヘルツ帯の周波数を使用いたしております船舶局はDSBの周波数を使用しておりますものが約三万六千局、SSBを使用しておりますものが約八千局ございます。これらの船舶局に對しましてDSBの電波といたしまして五十四、SSBの電波といたしまして百一電波を割り当てております。で、これらの電波を個別の無線局に割り当てるに際しましては、当該海岸局が持つております地理的条件とか、あるいは操業海域とか、電波の利用状況とか、それから海岸局に所屬してあります漁船数とか、あるいは割り当て周波数の現状とか、もろもろの点を勘案いたしまして、漁業の実態に即応したような周波数分配計画というものを策定いたしまして割り当てておるわけでございます。しかし、近年、特に二十七メガヘルツ帯のDSBの周波数を使用いたします漁船が非常にふえておりまして、非常に通信の混雑が増大してきておるわけでございます。で、この混雑緩和の対処の一つといたしまして、従来は全国を六ブロックに分けてこの周波数の割り当てを定めておったわけでございますが、去る九月にこれを全国を三ブロックに分けまして、周波数の共用区域を拡大するという方向をもちまして新しく出てきます通信需要に對処いたしました、こういう措置をとっておるわけでございます。

もう一つは、やはり船舶間通信でございますが、この船舶間通信用の新しい周波数三波を、同じく去る九月に追加割り当ての措置をとった次第でございます。この二十七メガヘルツ帯におきます電波の割り当ては現在すでに限界に来ておるといふように考えられますので、長期的な展望をいたしましては、一九七九年の九月に一般問題を扱います世界無線通信主管庁会議、この世界無線通信主管庁会議の重要な議題の一つといたしまして周波数分配表の見直しというものがございまして、この会議の結果を見まして検討を進めていきたい、このように考えております。

なお、漁業通信の円滑な運用を確保するためには、定められました通信手続等に従いまして秩序ある通信を行うということもまた十分必要なことだと存じますので、この点につきましましての指導も十分やっていきたい、このように考えておる次第でございます。

○坂倉壽吾君 考え方はわかるんですが、具体的にいま私も県内で、局名を挙げれば、答志、波切それから古江、この三つは同じDSBであります。電波が同じである。さらにもう一つは、磯津、伊勢湾西部、この二局が同じであります。この磯津、伊勢湾西部につきましては、局が隣り合っておりまして、局が隣り合っており、全然離れてない、間にどの局も入ってないで引き続いておる。それから先ほど言いました答志、波切、答志は離島でありますけれども、波切もこれまた先端です。古江は少し離れておりますからこれは余り問題はない。現実問題としては答志、波切、さらにこれは愛知のある海岸局とも周波数が同じ、こうなっております。こうした形の中では、これはなるべく緊急に私はこれらの措置をとってもらわなきゃならぬ。これは各県にも相当あるだろうと思ふんです。これは正直に申し上げまして、先ほど言いましたようにきわめてトラブルが発生しやすい。そのことから無線以外のトラブルが発生しやすくなってくるんで、ぜひともこの課題についてはひとつ電波監理局として誠意のある措置

を早急にとられるように、私は検討を加えて実施をしてもらいたい、こういうふうに要望を申し上げておきたいと思ふます。

○説明員(吉川久三君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、一ワットDSB並びにSSB二十七メガヘルツ帯の船舶局並びに海岸局に、数の割合に比しまして割り当て得る電波の数は非常に限られておるわけでございます。その限られた電波の中におきまして多数の海岸局あるいは船舶局にこの周波数を指定しておるわけでありまして、先ほど申し上げましたいろいろの条件を検討いたしまして指定しておるわけでございますが、やはり数との関連におきましてそのような事態も出る場合もあるわけでございます。で、そのような事態にならないように可能な限りの配慮はしておりますが、結果としてそうならざるを得ないという場合もあるということでございます。先ほど御説明申し上げましたように、二十七メガヘルツ帯の周波数を追加割り当てするということももうすでにできないような限度になっておりますので、去る九月に行いました新しい措置によりまして、もし可能ならばいろいろと検討を進めてまいりたい、このように思っております。

○坂倉壽吾君 ただ、これからますます沿岸漁業が増加をしていくのは、これは郵政省自体が五十年年度の通信状況報告の中で明確に指摘しているんです。いわゆる二百海里時代を迎えまして遠洋の部分が多くなってきた。いわゆる五十メートル以上の船舶の船舶局数は減ってきているけれども、いわゆる十メートル以下の言うならばDSB、これを中心にする船舶局というのはほとんどふえてきている。このふえてくる傾向にあわせて海岸局の問題というものを検討されなきゃならぬ。この組み合わせが必要になってくるわけですね。したがって、それはいま国際的な観点あるいは限りある電波の使用の問題でありますから総体としてはわかっておりますけれども、ぜひ、電波監理局として沿岸漁業を軸にした、それに協力のできるそ

ういう立場の漁業無線に関する電波監理のあり方、これをぜひひとつ確立をしてもらうために十分に連絡をとり合せてやってもらうことを、ぜひともこの機会を通じて御要望を申し上げておきたいというふうに思います。

次に、米の需給調整にかかわる農林省の考え方あるいは態度の問題であります。この十月二十六日の日に、米をめぐる諸問題についての農林大臣と知事との懇談会が開催されました。これはむしろ知事の側から農林大臣の出席を要請をして、そしてそれがまとまってこういう機会になったというふうに思います。ところが、この二十六日の会議の中で配られております資料は、「米需給均衡化対策の骨子案」について、「米をめぐる諸問題についての意見」、この三つが配付資料として配られております。問題は、この「米需給均衡化対策の骨子案」。私は、きょうは時間の関係もありまして中身には触れません。触れませんが、この骨子は、これからの日本の農業の基本に触れるきわめて重要な問題である。しかも、提案のときに言われておりますように、十年間の計画というきわめて長期的な展望、しかも基礎的な問題である。この重要なものが、実は私どもの方にはこれは全然御提示はない。機会がとらえられてこの知事会で出されたり、あるいはその前に、十月の十三日に全国農林部長会議、これでもこの資料が出されているというふうに私はお聞きをしております。

そうなりますと、これからの国の食糧問題、さらには農業そのものの問題、きわめて基本的な課題でありながら、実は国会の場ではこのことの論議あるいは検討が加えられないで、いわゆる全国農林部長会議とか、あるいは知事会の方にこの資料が配られる、この辺については私はきわめて不思議でならぬわけでありまして、

その点についてもひとつ態度表明をいただきたいわけでありまして、同時にもう一つは、この「骨子案」という形で、先ほども言いましたよう

に十月の十三日あるいはこの二十六日と、こういうふうに出されておられるわけですが、そこに「案」というふうに出されておられることは、それぞれの場合で、たとえば知事会なら知事会の場合で全体が幾つか意見を出し合つて、その意見の合意を見てこの「案」というのが消えてこの骨子が修正をされていくのか。この「案」というのは、閣議にまだかかってないからそのままで「案」になつていくのか。この辺の「案」の意味もあわせてひとつお聞きをいたしたいと思います。

○国務大臣(鈴木幸君) いま米の需給均衡化対策、さらに水田利用再編対策、こういう角度でいろいろ検討いたしております。その検討の過程におきまして、農業団体あるいは全国知事会等におきまして、例年、御承知のように転作の問題につきましましては実践的な、実務的なお仕事をお願いをし、御協力をお願い申し上げておる、こういうこととございまして、「案」を固めてまいります。ためには、そういう関係の深い各方面の御意見あるいは御要望、そういうものを十分お聞きをいたしましてそして「案」を固めたい。

相当「案」が固まった段階において、国会の参議院、衆議院の農林水産委員会等に御意見を拝聴する、私どもの考えもお話をしして御批判、御指導もいただく、こういう考えでやっておりますわけでありまして、国会の方には私はぜひこの「案」が相当固まっておりますればこれを御披露いたしましてさらに御検討と御指導をちょうだいしたい、こういう考えでおるわけでございます。また、いま、御指摘のように、平素この種の仕事につきましまして実務的な御指導、御協力をいただいております各方面の御意見を伺つておる、こういう段階でございます。それらの御意見等を聴取をいたしまして、御要望のあるところもできるだけこれを取り入れて、この「案」が相当固まっておりますれば国会の方にもそれをお示しをして御指導もいただきたい、このように考えております。

○川村清一君 ちょっと大臣、関連してお尋ねしますけれども、率直に言つて、大臣のたゞいまの

御答弁を聞いてみると、非常に理にかなつたような、筋の通つたような御意見でありますけれども、しかし、まあわれわれ立場を変えて考えてみますと、非常にこれは言い逃れであるというふうにしに受け取れない。首を振つていらつしやいますけれども、事実そうです。先ほども議論されておりましたが、米の需給調整で来年は百七十万トンの生産調整をする。しかもこれは来年一年じやなくて十年計画である。そして百七十万トンというの、前期三年間これをやっていくと。百七十万トンと簡単に言いますけれども、これを生産調整するということは、水田面積にすると約四十万ヘクタールですから、この四十万ヘクタールの水田をつぶすという、こういうことなんです。ですからこの配分の問題も出てくるんで、先ほど自民党の北委員からもこの点について触れられておりましたが、どういふふうに配分するのかわかりませんが、私も北海道出身ですから北海道の立場から言うならば、いままでのようにもし三〇%を北海道に割り当てるといふことになれば、そうすると面積で約十二万ヘクタール。そうしますと、北海道の水田面積の半分がこれは調整されるというところであつて、そうなればこれはもう北海道の水田農業というものは根本的に壊滅するわけでありまして。これは北海道の例をとりました。これははずつとならなくていくとどの県にも当てはまるわけですか。これは大問題ですよ。

したがういふ、この問題を国会になんか先に出したならば、もう国会の方でガーガーガーやつてとでもやれないもんだから、一生懸命あなた方はいま全国知事会にこれを示して、何とかこれを受けてくれと、また全国の農業団体にも示して、何とかこれを受けてくれといつて一生懸命説得しているのがこれが実態でしょう。新聞にちゃんと出ているじゃありませんか。そこで、もう知事会では北海道、東北の知事は絶対反対と言つておつたが、きのうの朝日あたりを見ると、ううと、まあ大筋において大體了承したと、しかしながら配分といふことになれば大変な問題が起きるだらうといふことが出ておる。それから農業団体におきましても、全農あたりはこれはまあ生産調整はやむを得ぬだらうといふところまで来て、次はこの配分、これが問題になると。したがつて、原則では賛成したが、今度は各論になるといふと大変な問題が起きてくる。そこで、これはただいま大臣の御答弁は、いろいろ案を出してそして御意見を聞いておるんだと。御意見を聞いておるといふことは、反対の意見があればそれを直すといふことが御意見を聞くといふことなんです。

ところが、いま農林省のやつておることは、御意見を聞くのでなくて、決めたものを何とかこれを受けてくれ、受けてくれといふことを説得して、この「案」は実態ではないですか。それが実態でしょう。そしてそれで決まつたならば国会の方にはまあお示しして、そして国会の方の御意見も承りましようといふのが、いまの言うならば大臣のお言葉なんです。だからわれわれの立場から言うならば、要すれば大阪城を攻略するように外堀を埋めて、その次には内堀を埋めてそしていよいよ本丸にかかってくる、本丸にかかってくる、本丸が国会へ出てくる。もうそのときには、本丸も焼けてしまつておるといふような状態のときにあなは持つてくるという、そういうお考えでしょう。そうじゃないですか。これは、やりようによつては日本じゅうの農業は大変なことになる。私はおどかさずわけじゃないですけれども、これは百姓一揆が全国からはいとして起きてくるんじゃないかといふふうな気さへもするわけですよ。それだから、そういうことでなくとも率直にはつきり言つていただくことですね。それから、時間があるわけでもないで、やります、いざいざ米問題で徹底的にやらねばならぬと思つて、あなた方は全国知事会や農協に出された資料をそのまま国会へ出してくださう。どうですか、出していただけるかどうか、それを御答弁いただきたいです。

○国務大臣(鈴木幸君) 私は、きわめて民主的な気の強い男でございます、これを農業団体や知事会等に押しつける、そういうような考え方でお話し合いをしておるのではございません。むしろ農業団体、知事会等でも大変な大事業でございますから、御関心を寄せていただいて、また御心配もいただいております、そして農林省の現時点における考え方等を聞きたい自分らの意見も率直に述べたい、こういうことでやっておりますわけでございます。本日にこの「案」が固まっております。すまして、そういう各方面の御意見をお聞きしなければ固まつてこないわけでございます。

特に川村先生も御指摘のように、実際におやりになると農林省、農業団体の方々の御要望なり御意見というものも相当これを取り入れてやつてまいりませんといけません。私は謙虚な気持ちでいま各方面の御意見を拝聴しております。そこである程度「案」が固まれば、これは農林省の考え方として国会にも十分御説明も、またいま御要求になりました資料は全部提出をいたします。これは日本農業の構造を変えるような大変な大事業でございます。そういうようなことで、これはもう各方面、特に国会の御意見というものは十分に拝聴して進めなければいけない、このように考えておりますので、全然他意のないことをひとつ御了承を賜りたい、こう思います。

○田原武雄君 サトウキビとお茶について、主として農林省当局に質問いたします。限られた時間でありまして、簡単明快に答えてもらいますように御要望申し上げておきます。

まず、サトウキビについて申し上げます。御承知のように、沖縄県及び鹿児島県南西諸島のサトウキビは、その立地条件並びに気象条件から本土水田地帯の米に匹敵する基幹作物であり、また生命作物でもあります。そして、わが国の数少ない甘味資源として重要な役割を果たしていることも、またいまさら申すまでもございません。このような理解の上に立つて、政府といたしましてこれまで生産者価格の引き上げ並びに生産対策の強化などに努力され、ようやく農家の生産意欲が高まつてまいりましたことは、私もそれなり

の評価をいたしております。しかしながら、さき
にありましたとおり、経済的にも政治的にも離島
というきわめて不利な立地条件のもとで、その上
に台風や干ばつなどの相次ぐ厳しい悪条件の中で
生産に励んでいる農家として、これまでの対策が
必ずしも十分のものであり満足すべきものであつ
たとは受けとめておりません。米軍の占領統治下
から復帰後ともども奄美も沖縄も日なお浅く、環
境条件はまだ整わざる南海の孤島であつて、この
サトウキビを命の綱とも頼み、暮らしの糧として
働き続ける多くの人々のために温かい政治の手を
差し伸べるためにも、私の質問に對しましては温
かい理解のある答弁を示してもらいますようにお
願いを申し上げます。

第一に、今夕決められようとしているサトウキ
ビの価格の決定でございますが、去る十月七日に
はカンショ、パレイショ、てん菜などの価格が決
定されましたが、その基本的な計算方法として
は、基準価格に奨励金をプラスしてそれにパレイ
チ指数を乗じて決定をされました。これは甘味資
源を取り巻く厳しい環境のもとでは一歩前進をし
たものであり、まずは妥当なものとして評価して
おります。しかし、今回サトウキビについてはど
のような価格決定をしようとしておられるのか、当局
の御意見を聞かせ願いたい。考え方を聞かせ
願いたい。ひとつ簡単に明快にしてください。

○政府委員(渡邊文雄君) サトウキビの価格につ
きましては、できますれば本日に決めたいと思
つておりますが、サトウキビが鹿児島県南西諸島
あるいは沖縄県のたゞい先生御指摘のように基
幹となる重要な農作物でありますことは、私ども
十分認識をいたしているつもりでございます。従
来も生産対策、価格対策の両面からその施策の充
実に努めてきたところであるだけに努力をしまいた
つてもうございします。

五十二年産のサトウキビの最低生産者価格につ
きましては、糖価安定法の規定に基づきまして、
パレイチ価格を基準といたしまして再生産の確保
を図るという趣旨として適正にこれを決める

ことといたしたいと思つておりますが、なお御指
摘のように、鹿児島県南西諸島及び沖縄県におき
ます特殊土壌の状態あるいは台風の常襲地帯であ
るというようなこと、立地条件が他に比較しま
して劣悪であるというようなことは十分念頭に置
いておるつもりでございまして、従来からも基盤
整備、機械化の推進あるいは品種改良等、生産対
策の拡充強化に努めておりますが、価格対策の面
につきましてもできるだけの努力をしてみたいと
いうふうに考えております。

○田原武雄君 私は、南北問題を論じようとはみ
じんも思つておりません。広大な土地で機械化が
比較的進んでいる北海道に比べて、サンゴ礁とい
うきわめて恵まれない条件下で、復帰後開発も
いまだにほとんど成果をおさめていない地域で生
産されているサトウキビについては、このことを
十分加味して価格が決定されるべきものだと思ひ
ます。けさほども、お名前は申し上げませんが、
やはり厳しい条件という、また佐藤元総理が沖
縄を復帰させたときでも、本土並みになるべく生
活水準を引き上げるのだというかけ声があつたの
で、この厳しい条件下というのを加味して、去
年も願ひますと当初財政負担が三億六千万だつ
た、ところが十七号台風が何と四十八時間も低迷
した、サトウキビはしんからやられたということ
で、それらを踏まえて六億四千万を上積みし
て、政府が親心を示して十億を財政負担をして
もらった。ことしも、来年までは十億をばやると決
めてもらつておるが、しかしことしも異例の永良
部台風にやられて困つておるのです。

それで、いま審議官が基盤整備と言われたが、
ややとすると価格決定のときに基盤整備が出さ
れるけれども、それはいいが、それにすりかえら
れて価格が現実的に低かつたんじゃないか。それ
はやるけれども、三年、四年、十年後のやつた後
のもちろん成果であつて、問題は全く金銭的なも
のだ。それはやつぱり踏まえて、現時点には価格
を、単価を幾らかでも上乗せする、そして財政負
担もよりひとつ多少のことは見てやると。けさも

小委員会でのようなことをやるべきだという発
言が多かつたが、これに對してはどのような考え
を持てているか。できればひとつ、さつき大臣も
そのような発言があつて、環境を踏まえながらと
いう温かい言葉が出たが、具体的にどのようにな
考へておるか、ひとつ御意見を伺ひたいしま
す。

○国務大臣(鈴木善幸君) サトウキビは、先ほど
来政府側から申し上げておりますように、鹿児島
県南西諸島、沖縄県にとりましては本土の米にも
匹敵するような基幹的作物である、またそれだけ
に、農民の方々のこれに対する生活の依存度も高
い、こういうようなことで、これを今後とも生産
の向上を図り所得の安定を図るようによつてまい
りたい。それにはいろいろの対策がございしま
す。宮の原さんにも申し上げたように、その中で
やはり価格という問題が、農民の皆さんの生産
意欲を向上させる面からいってもこれは重要な要
素であるということも私も申し上げたところでご
ざいます。

したがひまして、今年度の甘味資源のまづん
菜糖につきましては、あのような算定方式、いま
までの方式とは一歩前進をしたと、こういう算定
方式をとつたわけでございます。これは来年等に
おきましても同様の方向で私は考へていきたい、
こういうことも思つておりますが、この沖縄、南
西諸島のサトウキビの価格につきましては、先ほ
ども申し上げたように、この価格形成の中で北海
道でん菜よりもっと財政負担なり何なりの面
においても政府としては配慮をした価格になつて
おります。今後とも十分その実情を踏まえまし
て、今回の決定に当たりましても適正に決めてま
いりたい、こう思つております。

○田原武雄君 大臣のありがたい配慮を賜りまし
たが、数字の方はわかりませんけれども、現実に
計算方式を根本から変えよとは申し上げてない。
一歩前進したと私も評価します。しかし、その上
にも厳しい条件を多少なりとも加味すると、復帰
後日が浅いということ、それから内地水準に一歩

でも近づけるということ、去年も六億四千万財政
負担をやつてもらつたんだが、ことしも幾ばく
を、ここで価格を言うと言質をとりにくいので、
小委員会もございしますので、とにかく大臣が少し
は財政負担をよけに上乗せしろよというものを
ひとつ示してもらいますように、特にお願い申し
上げます。

次に、サトウキビの生産対策について質問しま
す。
土地基盤の整備でございしますけれども、これは
必須の要件でございします。恐らく価格決定のた
びに出ますけれども、環境整備をしてもらわなけ
ればならぬけれども、残つたところは畑の真ん中
にサンゴ礁がごろごろしている。また、水が少な
いとサトウキビの生育が悪い、伸び率も悪いが、ま
た大きさも小さいわけですね。それで水利も含めて
やつてもらわなければならぬ。農林省は土地基盤
整備のためにどのような対応をしようとしておる
のか、これについてひとつ御見解をお伺ひいたし
ます。

○政府委員(森繁治君) 南西諸島、沖縄、畑作中
心の農業ということに相なるわけでございますし
て、その場合の畑作につきまして、いま御指摘の
水資源の開発なり畑灌の施設の整備なり、圃場あ
るいは農道の整備、そういう畑地基盤の整備を中
心に各事業を進めておるわけでございます。奄美
と沖縄は若干の違いがございします。しかし、い
れにいたしましても、ここ数年、まあ数年とい
うのはちよつとあれですが、二、三年ということ
でございしますが、相当大幅に予算の計上をしてま
いりました。いろいろ沖縄につきましては、私は
やはり復帰後日が浅かつたということ、そういう
こともございしますし、それからやはり水の資源の
調査ということが相当問題でございまして、現に
農林省も相当な金を使ひまして河川の調査それか
ら河川に依存できないところは、地下ダムみたい
なものにつきました。たゞいま調査を進めておりま
す。その中で御承知のように、宮良川の着工も今
年度始まりました。こういうことで大いに今後予

算も整備充実してまいりたいと、こういうふう
に考えているわけでございます。

○田原武雄君 現状をすでにごらんになった方が
多からうと思ひますけれども、沖繩や南西諸島の
中でも、未墾地帯はサンゴ礁のより多く残存して
いて開発の困難な場所が多いことは申すまでもご
ざいませぬ。いいところはだんだんだんだん、ネ
コの類のようなところでも開発している。したが
って、アングルドーザーはもちろぬ、強力な削岩
機等もあわせ備えて、思い切った開墾までせぬけ
れば、環境整備、基盤整備ということをお口にす
るが、そう生やさしいしろものじゃございませ
ん。それでひとつダイナミックな開発、開墾整備
が促進されることを特に強く要望しますが、この
ようないままでと違った角度で削岩機を備える、
場合によってはダイナミートをかけてサンゴ礁も
ぶち割ってしまう、そしてブルドーザーをかける
、アングルドーザーもかけると、この方向をや
つてくれるかどうか、これについて見解を明らか
にしてみたい。

○政府委員(森繁治君) 御指摘のように、サンゴ
あるいはサンゴ礁それから石灰土壌ということ
いろいろ基岩が露出しておりましたり、土壌中に
いろいろ石礫がまじつておるといふことで、それ
を除去するということが重要な問題だと思つてお
ります。特に沖繩につきましては、そのための一
応単独事業も仕組めるようにやつております。そ
れから、その他開墾整備事業、畑地帯総合土地改
良事業あるいは農地開発なり干拓地整備、こうい
うのは石礫の除去というの当然補助の対象にす
る。それから、前者の開墾整備、畑地総合につぎ
ましては、石礫除去が整地工の中で実施できるよ
うにということ、一応補助率も上げまして、こ
の点十分問題のないように、大いにこういう問題
には対処してまいりたいというふう考えており
ます。

○田原武雄君 いま前向きで取り組む姿勢につ
いてはこれは非常にありがたいことだが、言うは
やすくして、サンゴ礁を中心にしていままでの通り
一遍の開墾構想ではなかなかできないんです。私
はかつて戦車部隊を指揮してやりましたが、ア
ングルドーザーも一番先に鹿児島県に持ってきた
男ですけれども、そういうことで、もう少し本
格的に思い切った奮勇をふるって、島の人たちがサ
ンゴ礁にひどいような奮勇をふるってひとつ大き
い、特にお願ひ申し上げたい、資本を投下してもら
います。次は、品種改良対策についてお伺ひいたし
ます。

種子島、奄美諸島といえども、キビ作の世界的
な天候気象条件からすると、むしろ北限いっぱい
でございます。この地における品種改良、優良品
種の開発はこれは不可欠の要素でございます。農
林省はこれについていかように考えておられる
か。沖繩とは、もつとあはれは南域ですから違ふん
ですが、その地域にふさわしい品種はその土壌で
つくられないや間に合わないんです。沖繩と
一括では、本島の奄美にふさわしい品種改善はで
きないんです。その気象じゃなけりや。どのよう
な考えを持っておるか、ひとつお伺ひします。

○政府委員(下浦静平君) サトウキビの品種改良
につきましては、農林省の九州農業試験場温暖地
作物研究室というのが種子島にございます。それ
から沖繩県農業試験場、それからさらにはやはり
農林省の試験研究機関でございます熱帯農業研究
センターの沖繩支所、これは石垣島にございます
が、等々やつておるわけでございますが、特に奄
美大島以北につきましては高糖度の品種が必要で
ございます。さらに、霜害対策からいたしまして
特にわせのものが必要でございます。それからさ
らに、収益性を高めることが発展に大きくつな
がりますので、合理的な株出し栽培を普及させる必
要があるわけでございます。このために、萌芽能
力のすぐれた機械化適応性品種の育成が重要であ
ると考えております。

そういうことで品種改良に取り組んでおります
が、昭和四十七年に新品種N11、それから昭和
五十二年に、株出し性能が高かつ多収の品種で
ありますN1Nの2という新品種を開発をいたし
まして農林登録をいたしており、逐次普及に移し
ているところでございます。

○田原武雄君 特に黒穂病は、台風、干ばつと並
んで大きな打撃となつております。この黒穂病
は、農業では駆逐することはきわめて困難である
としております。品種改良以外には方法がないと
いうのが常識でございます。にもかかわらず、品
種改良について試験研究はやっていないわけじや
ないが、私は何回も言つておりますけれども、き
わめて貧困でございます。それでもひとつと力
を入れて、ひとつ熊毛、奄美を含めて、北限い
っぱいの地域における品種改良をもつと積極的に進
めたいと思ひますが、いままでの情性では、私は
これに掛け声だけで、価格決定のときに環境整
備、開墾整備、それから品種改善、絶えず出る言
葉であるが、一向前進しない。これについてどう
考えておられるか。むずかしいことでなく、やる
というところだけ聞けばいいから、ひとつお答え願
ひたい。

○政府委員(下浦静平君) ただいま御指摘のござ
います黒穂病でございますけれども、これは私
どもも課題の一つということで取り組んでおりま
す。ただ、この黒穂病に対する抵抗性の強い品種
の育成は、御指摘のとおり、現段階では未解決の
問題ということになっております。したがっていま
して、最重要課題ということで今後考えてまいり
たいと思つておりますが、現在育成中の系統の中
に本病に対する抵抗性の強いものも出てまいって
おりますので、ただ収量、糖度等の面で必ずしも
すぐれていないという点があるようでございます
が、なお相当の試験を重ねる必要があるというぐ
あいに考えております。

○田原武雄君 次に、毎年サトウキビの価格決定
のときに問題になるのは、いわゆる刈り取り、脱
葉が七〇%の労働時間を占めておる。これにはも
っとも大きく民官一体となつて検討して、こ
れを研究室の方でやると言うけれども、一向に成
果は上がつていません。そこで、けさ小委員会
でも話がございましたけれども、刈り取り、脱葉
にも、私は過去、製糖会社や農協団体がやつて
いる。文明農機という専門メーカーにもやらせたけ
れども、資金が足りない。また、完全なものがで
きない。技術陣が貧困である。取り組む姿勢が弱
いということ、りっぱな成果を上げていませ
ん。これをやらせないと、とても北海道並みの生産
性は上げられません。そういうことですが、これ
に対してはどのように政府は、農林省は取り組ま
んとしておりますか。御説明、御説明願ひたい。

○政府委員(堀川春彦君) 先生御指摘のとおり、
沖繩のサトウキビの生産におきまして刈り取り関
係の労働力が非常に少なくなつておるといふ、この点を
改善できればはるかに生産性が上がるわけござ
いますので、私も、従来農業機械化研究所にこ
の問題を専門に担当させまして、サトウキビの収
穫に向く刈り取り機の開発に取り組んできており
ます。ある程度成果は上がつてきていると思ひま
すが、まだ未解決の問題が残つておりますので、
今後機械化研究所の研究調査の運営を通じまし
て、この点に大いに力を入れてまいりたい。

なお、その際には、民間との提携協力というこ
とも必要であらうと思ひます。その辺についても
配慮をしてみたいと思ひます。

○田原武雄君 これは非常に大事な問題で、サト
ウキビ生産の最もネックでございますので、是が
非でもひとつ農林省が本腰になつて力を入れても
らいたい、特にお願いいたします。思い切つた予算化
をしてもらいたい、技術陣を動員してもらいます
ように要望申し上げます。

次には、サトウキビに対する農業共済制度につ
いて質問いたします。

畑作共済については、試験結果を踏まえて、昭
和五十四年から実施が予定されていることは、遅
まきながらそれなりの評価をし、また期待をいた
しております。しかし、問題は共済の内容であります
ます。そもそも、共済は、端的に言ううと安い掛金
で十分な補償ができるところによさがあるわけ

す。そこで、いまの試験の制度ではとてもそれは物の用に立つと思つておりません。私は、これはひつかからない共済であると思つております。したがって、補償は三割方式などと言わずに、足切りなんかを言わずに、離島というハンディも考えて、米並み以上の、できればひとつ全額補償というところで一筆調査をして、三割でも、二割でも、一割でも補償するという姿勢をとらなければ、私どもは全戸加入に持つていきたいと思つていますが、それがためには魅力のある、価値のある共済制度に持つていかなきゃならぬ、これが大事であると思う。

もう一つは掛金でございますけれども、全国に最も条件のいい、国が金をかけて基盤整備でさえもこれは四割である、四〇％である。もつとできることなら、一〇〇％とは言わないが、八〇％ぐらいサトウキビにかけてやつたつて、離島の人たちをば、価格を基本方式で上げられないならば、このようなことでひとつカバーすべきであると思ひますが、これに対する見解をお伺ひいたしたい。

○政府委員 今村宣夫君 畑作共済については、五十四年度から本格実施に移行することを目途に、目下法制化のための作業を鋭意進めておるところでございますが、共済の内容につきましましては、現在国庫負担の問題とか、あるいは足切りの問題とか、その他制度の組み立て方の基本にかかわる事項について、十分慎重に検討をいたしていただくと考えております。

農家にすれば、確かに先生がおっしゃる通りに、安い掛金でたくさん共済金をもらえる、そういう保険制度がいいのでございますが、そうばかりもなかなかまいりませんので、やはり適正な掛金で適正な共済金が支払われるというふうな考えの必要があるかと思ひます。同時にまた、足切りの問題につきましても、全相殺の形をとるのかどうにかによつてもまた違つてまいりますから、その辺のことも踏まえて、あるいは畑作農業の実態なり、畑作振興の必要性なり、あるいはまた、

その他の共済制度との均衡という問題も十分踏まえて、慎重に検討をいたしたいと考えております。

○田原武雄君 ほかのものを見比べてというように慎重な発言でございすけれども、これはやはり前もつてもう小委員会でもあるように、厳しい条件下であるので、一度制定しておけば後はまた改正ができるおつしやるけれども、一度決まったらなかなか改正できませんね。それでひとつ、最初の決定のときに厳しい条件を織り込んでやつてもらいたい。特に要望申し上げておきます。

次は、サトウキビを転作奨励の対象に、特定作物にしてほしいということ。飼料作物、麦、大豆、ビートなどはすでに追加されておりますが、サトウキビも対象とすべきであるが、そのような考え方はあるのかないか。

もう時間がないので、私は駆け足でしゃべりますけれども、先ほども北先生から話が出ました、来年は四百五十万トンの米が余るんだと、百七十万トンは調整するんだ、そしてそれがためには四十万ヘクタールを調整の対象にするんだと、行政ペースで均等割り当てするんだと、いろいろな話が出ていますよね。どうなるか知らぬが、そのような話が出ています。それはだれがやるのか、さつきもおつしやつたけれども、百姓一揆が起されれば大変ですよ。それで、サトウキビでもやはり少しでも転作の対象にできるように特定作物に認定して、国策に沿つて稲転が順調に行くような方向で抜け道を少しつくつておかなきゃいかぬ、そういうことで、ぜひひとつこれも特定作物として認定してもらいますようにお願いしたいが、イエスかノーか言ってもらえたいので、ひとつ明快な回答をお願いしたい。

○政府委員 堀川春彦君 従来とも、水田総合利用の対策を進めている過程におきましても、沖縄に對しましては転作物を割り振るということはいしたしておりませんが、しかし、沖縄において水田から転換する作物としてキビが考えられるから、それを現在農林省が構想中の将来の水田利用

再編対策の中において特定作物並みに扱つてほしいという御要請だと思ひますが、この特定作物の考え方は、一つには転作の拡大可能性が大きいということ、一つには生産を伸ばす必要性が大きいこと、それからもう一つは収益性の問題で、特に反当収益でございすが、反当収益の問題で農家といひまして転作がしやすい条件づくをするという意味で、その収益が米作所得に比べて反当で著しく劣るということ、この三つの条件を満足するものについて重点的な特定作物の扱いをしていきたいというのが考え方の基本でございます。

その点で、サトウキビは労働時間はかなりかかつておりますけれども、反当所得で見ても、まあ過去の数字で見ましても価格の関係の所得それから奨励金の関係の所得がありますが、転作関係の所得を加えて見てまいりますと、これは四十九年から五十一年、われわれの計算では所得が十万円を超えようというふうになつておりまして、第三番目の要件から見てもいかにいいことかと、私も、当面サトウキビを特定作物にする考えは持つておらないわけでございます。

○田原武雄君 それはいまから考え直して、ひとつ考えをば入れる方向で検討してもらいたい。ということは、米転作も至上命令になつてきますよね。だれかがやらなきゃならぬ、転作を。米は絶対量が余っているんだ、二百八十万トンの米を使用する中で、五十一万トンを、サトウキビは国内のバランスが足りないんですからね。そういうことも考えてひとつ前向きで取り組んでもらいたい、特にお願いを申し上げたい。答えは要りません。そうすると申してしまつたら後がないだろうから、ひとつ検討してもらいたい。

次は、関連してございすが、国土庁当局に對し質問いたします。奄美群島の総合的な振興開発は、現行の奄美群島振興開発特別措置法によつて徐々に成果を上げつつありますが、この特別措置法は、昭和五十四年三月三十一日をもって期限切れである。このまま放置していくと、基盤整備や産業の振興

は、口には言つても一向に整わないまま大変なことになる。そこでぜひとも延長してもらふ、これは延長してもらふことについてはイエスでしようと思ひますが、イエスと言つてくだされう。後は、奄美群島の生活水準は非常に低いので、群島の開発計画は、一年前から現地に派遣してつづきに調査をして、科学的な調査に立つてこうあるべしというところを出して、振興計画は抜本的な上乗せをして、いつも価格決定のときに環境整備、園地整備をするんだということをおつしやつていられるので、抜本的な上乗せをして、少なくとも沖縄並みの上乗せをしてやつてもらいたい。むしろ、後から行った沖縄の方が前進して奄美の方がおくられていっているじゃないかと、あるいはまた上乗せが、かさ上げが少くないんじゃないかと、このように思ひますので、これに対する考え方をひとつ伺ひたい。

○説明員 平山金一君 お答え申し上げます。

奄美群島が御案内のように昭和二十八年十二月日本に復帰いたしましたから、今日まで二十有余年の歳月を経たところでございすが、この間におきまして、奄美群島の振興に必要な各般の事業を推進いたしましたため、特別措置法に基づきまして復興事業及び振興事業をそれぞれ十年間実施いたしました後、御承知のように、昭和四十九年度から振興開発事業を実施中である。そして、それなりの成果も上げてきたところでございす。しかしながら、奄美群島は、申し上げるまでもなく、本土から遠く離れた外海離島であり、しかも、台風常襲地帯という不利な条件のため、群島をめぐる環境は依然として厳しく、たとえ所得水準につきましてもなお本土との間にも格差があり、公共施設の整備なども必ずしも十分であるとは言えない面があることは、先生の御指摘のとおりかと存じます。

現行の奄美群島振興開発特別措置法は、ただいまお話のございましたとおり、昭和五十四年三月末までの限時法となつておりまして、現在第四年度目に入つていましてございすが、本年度

を含め残されました二年間におきましても、同法に基づく振興開発計画に掲げられました諸目標の實現に向けて全力を尽くすつもりでございます。ところで、昭和五十四年度以降の奄美群島に對

する措置につきましては、現在、県が実施いたしております奄美群島振興開発総合調査の結果や振興開発事業の成果の見込みなどを踏まえながら、奄美群島振興開発審議会の御意見も十分にお聞きいたしまして、また御案内のように、昭和四十九年の特別措置法改正の際における国会の附帯決議の御趣旨も体しまして対処いたしてまいりたいと、かように存じております。

○田原武雄君 そのようなことで、事前にひとつ調査をされて、前向きで大幅のかさ上げをして、サトウキビの価格のときに、構造改善をやるからというようなすりかえがなされないように、本当に整備をなさるように、特に積極的な政策を御要望申し上げます。

次は、お茶の問題で申し上げようと思ったが、時間がございません。そこで生産対策、輸入対策、消費拡大の問題、流通対策、なかんずく貧困である指導統制対策について質問したいと思っておりますが、次の時期を見て質問しますのので、おりましたら、次の時期を見て質問しますのので、十分検討してりっぱな答えができますように、お願い申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございます。ありがとうございました。

○委員長（鈴木省吾君） 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後三時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時五十三分休憩

午後三時七分開会

○委員長（鈴木省吾君）　ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、当面の農林水産行政に関する件を議題として質疑を行います。

○原田立君 大臣、午前中、社会党の同僚議員が、

らいろいろとサトウキビの問題について御質問申し上げましたけれども、南西諸島、沖縄方面においては、サトウキビの生産についてはもう内地のお米をつくると同じようなそういう重要な基幹作物である、こういうふうに私たちはとらえているわけでありませうけれども、大臣もそこ辺のところが当然のことだというふうにお感じだらうと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣（鈴木善幸君） 午前中にも私の考えを申し上げたところでございますが、あの鹿児島県南西諸島、沖縄県いずれも海洋性、亜熱帯性の特殊な気候風土の中でサトウキビの栽培、これは重要な作物であり、まさに内地の稲作に相当するよううな基幹的作物である。これが農家の農業所得なり生活の、農家経済の中で重要な地位を占めておられる、こういう認識を持っておりますことは、るる承り申し上げたところでございます。

○**原田立君**　それで、そのような御認識の上に立つて、やっぱりそれにこたえてあげるという姿勢が政府になればならぬと思うんですが、そういう意味で、価格の保障問題等について十分配慮だろうと思いますけれども、現実の問題からいいますと、生産費等と比べてみてその買い上げ額が非常に低い。いろいろと問題はあるにしても、そういう基幹産業であるという認識の上に立つなら、当然代価の問題についてもっと手厚い姿勢を示してあげるべきではないか。たとえばてん菜においてはトン当たり一万三千六百九十二円の生産費である。ところが、サトウキビにおいては鹿児島県は三万一千九百二十二円である。沖縄は一万九千三十円である。こうがくつと高いんですよ。それでありますが、実際問題のトン当たりの引き取り額というのは、てん菜との差においてはたった百円の差しかない、いままでの例から言へば、それでは余りに不合理過ぎるのではないですか。

○国務大臣（鈴木善幸君） これは、サトウキビが、沖縄並びに南西諸島の基幹作物であると同様に、北海道におきましてもてん菜は畑作の基幹的作物

であるという重要性を持っております。そしてこれは貴重な甘味資源であると、こういうことでございまして、この甘味資源の価格につきましては糖価安定法、これに基づきましててん菜糖とサトウキビをこれは算定をいたしておるわけでござい

ます。いろいろ御意見もございますが、今年でん業につきましては、御承知のように奨励金、これもパリティ計算をしまして、半分は基本の価格の中に入れてまして改善を加えたところでございます。将来ともそういう考え方で漸次改善をしてまいりたい、このように考えております。私はそういう意味合いで、十分今年度の甘味資源に対する価格の是正ということについては前向きで取り組んでおるところでございます。

○**原田立君** 大臣、いまの買入れ価格で沖繩及び奄美、種子島、それらの生産農家の人たちは十分に生活ができる、こういうふうにお考えですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は まあサトウキビだけで営農をやっておられるのでなしに、いろいろ複合的な営農もおやりになっておる、そういう方が相当多いわけでございます。このサトウキビの生産性を向上をして、そうして労賃につきましても相当合理化ができる、生産性の向上ができる、何にせよ百七十時間近い労賃をここに投入をしておるわけでございますが、私は今後この改善は充分可能な期待が持てるのではないか、こういうようなことも考えておるわけでございまして、サトウキビだけでいまの時点で生活を稲作農家その他のと同じようにというわけにはまいりません。確かにまいりませんが、しかし、政府としても精いっぱい努力をしておる。

御承知のことと思うのでありますが、いま精糖業界はいろいろの事情によりましてコスト割れの状況にございます。したがって、この精糖業者からの調整金というものをこれまで出しておりましてけれども、これがなかなか出せないような状況にあるのではないかと。そうすると、これまた政府でこの面もごめんどうを見なければならぬ、そ

ういふ点もいま検討いたしておるところでございまして、政府としても財政的な支出が相当ございしますけれども、できるだけのサトウキビ農民のために配慮をしておるということは、御理解がいただけたらと思います。

○原田立君　てん菜園係が一萬八千二百二十圓に決まった。恐らくいままでの例からいけば、サトウキビの方はこれに百圓増しで一万八千二百二十圓ぐらいにお決めになるんだらうと思うんですが、けれども、それでは余りにも口と実行とうらはらみたいな感じがして私はならない。先ほども宮之原委員からいろいろと質問がありました。要するに、農家の手取りがもっとふえるような努力をもっと十分にしてもらいたいというのが、先ほどの御意見であります。私も同様の意見です。それに付いて、先ほどは局長も大臣も余りはつきりした返事をしなかった。再度御答弁願いたい。

（政府委員 杉山克巳君）でん菜にいたしきも、サトウキビにいたしきでも、これは経済物でございます。その物の価格ということになりまして、その物自身の持っている経済的な価値、効用というのが一つ基本になるかと思ひます。そういう物の見方として、バリエイでもってある期間の価格を基準としてこれをスライドして見ていくということになつてゐるわけでございまして、いまお話しのお話のように、生産費が確かにキビの場合高くつきますが、生産費だけこれを決めますというようなわけにはまいらないわけでございします。ただ、そういう生産費の動向についてこれを参酌するということは、再生産の確保を旨とすると、という条文の規定によりましてこれは必要なのであるかと思ひます。しかし、そういうたゞとは農家手取りペースでもって考えるという形でもって、従来も正規の最低生産者価格のほかに奨励金を加えるというようにことで調整して、また事実があるわけでございします。そういうものを調整の過程を経まして、かつてはでん菜価格をビ価格は相当下回つておつたのでございします。今日ではほぼ同水準、若干のむしろ逆転した関

になつてきているわけでございます。生産費は確かにキビの場合高くつくことは事実でございますが、それだけで価格を決めるというわけにはまいらない。

それから、生産費は五十一年は仰せのように確かに生産費の方が決定価格を上回つておるという状況でございますが、年によつて振れがあるものでございます。現に生産費が農家手取りよりも下回つておつたという年もございますし、生産費が前年より下がるという年もあるわけでございます。たまたま五十一年の生産費が高つたからといって、それだけで価格を決めるということにはなかなかならないのではないかと、このように思つておられます。ただ、こういう価格決定の際に、私も価格だけでものすべし決める、判断をするというわけにはまいらない、やはりこれは私どもの局だけで処理できる話ではございませんが、農林省全体としてのん菜なりサトウキビなどの対策を総合的に考える中で、価格問題とあわせて検討してまいりたいというふうに思つておられるわけでございます。

○原田立君 これで終わりにしたいと思ひますが、大臣、いまの局長の答弁の中に、生産費だけでは買入れ価格なんか決められせんよという、まことに血も涙もないような御答弁が返つてきたけれども、そういうような姿勢では、あの終戦のときに沖繩の人たち、奄美の人たちが味わつた苦しみ、その後のおくれ、それなんかに對して最も手厚い態度で迎えている、手を打っているというふうには私は思へない。特に北海道のてん菜においては、ああいう寒冷地域、また沖繩あるいは奄美大島、南西諸島等なんかも、ああいう暖かい地域、特殊な地域なんですよ。もつと手厚い手当てをすべきではないか、そうするのが奄美大島あるいは沖繩の人たち、あるいは北海道の人たち等に報いる道ではないだろうかと思ひ思ひなんです。大臣の御所見はいかがですか。

○國務大臣(鈴木素幸君) おつしやつておるお氣持ちは、痛いほど私もわかつております。しかし、政府としても、できるだけの改善を前年度に比べて事実とらうとしておるわけでございます。今後とも生産対策、構造対策、いろんな面でも、一層この特殊な状況下にありますサトウキビの育成、このために政府としても最善を尽くしたい、このように考えております。

○藤原房雄君 いままでいろんな論議がありましたのであれですが、現在、農業、漁業いづれにわたつても当面いたしておる問題は、いまだかつてない非常に大きな問題ばかりでございます。それだけに、私も真剣に現状というものを的確に把握するということ、それに対する的確な処置、対策、こういうものが今日ほど望まれる重大なときはないだろうと思ふんであります。

いろんな問題があつて、わずかの時間ではその一つ一つ挙げることはできませんが、その一つに過剰米の問題があるわけでありまして、これはいまでも議論もございましたけれども、確認という意味においてお尋ねするわけでありまして、御承知のとおり、本年は天候に恵まれて大変な豊作であつたということでありまして、これは農業者の努力と天候に恵まれたということでありまして、この過剰米の処置につきましても、政府の方では自主流通のルートに乗せるという方針をお決めのようでございますが、農民の声はやはり政府に全量買い上げてもらいたいという、また五十年のあの処置、それに準ずるような形でできないのかどうかという、こういう強い要望のあることは御存じのとおりであります。この過剰米と自主流通米、この制度のそもその発足の時点からさかのぼつて云々しなければならぬのかもしれないが、そういう淵源は別にいたしまして、当面の五十二年、本年の産米につきまして、どういふ方針でこの過剰米の処理をなさる方針を固められたのか、また、その間のことについてひとつ詳細に御報告いただきたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木素幸君) 今年度は天候にも恵まれ、また関係者の御苦労によりまして作況指数は八月十五日現在で一〇四、こういう豊作型でございます。いまして、これは近年で申しますと、五十年、作況指数一〇七を数えたときに次ぐところの豊作というところに相なつております。

そこで、相当量の御指摘のように超過米、余り米が発生するということを私も予想しておるわけでございますが、政府としては、昭和五十年の大豊作の際におきまして、これは指定集荷団体である農協、また配給の元売りをされておる全糧連の傘下の方々、そういうような方々の御協力を得まして、いわゆる自主流通ルート、これを通じて五十年の際も全量処理をさせていただいたわけでございます。もとより、その際におきまして、政府として金利あるいは倉敷あるいは出荷促進対策費、いろいろの助成も、この措置が円滑にできるようにそういう措置を講じたところでございます。

その際、藤原さんの地元である北海道、昭和五十年にはたまたま冷害等の事情がございまして余り米が出なかつた、むしろ平年作よりも收穫が少し減つておる。でありますから、北海道の方々にとっては初めての経験にならうかと思ひます。そこで非常に御心配をなさつておる向きがあらまが、しかし、五十年の際には、いま私が申し上げたようなことで全量これが処理されておる。したがって、今年度の超過米の処理についてもこの方針で御処理を願うようにいたしておるところであります。また、政府としても必要なる助成措置を講じてまいらうと考えておるところでございます。

○藤原房雄君 大臣に言わせると、過去の経験もあり、北海道では初めての経験かもしれないけれども、そう心配することはないぞということのようでありまして、しかしこれは単にことしのことだけじゃございせん、今後の問題にも関するところで、農林省の米需給均衡化対策、こういうものがより大きく、これは将来に對してももちろんのこと、ことしの過剰米に對しても一体どうなるのかという不安が出てくるのは、これは当然のことだと思ふのです。

時間もありませんから一々お聞きすることでもできませんが、それによつて来るところは、今日までの農林省の農業政策に對する不信というものがやっぱり大きな原因になるだろうと思ひ思ひます。約束したことはちゃんと実行されるということであれば、大きな信頼感の上に立つてやれるかもしれないけれども、一つの大きな転換期に來ておる。特に農業につきましては四十六年以來減反政策がとられてきて、御存じのとおり、北海道におきましてはその目標を大幅にオーバーするぐらい一生懸命努力をしてきたという努力があらなから、今日なおかつ将来に向けてのまたいろいろの問題が出てきたという、こういう不信感というのは私は拭し得ない心配がある。これを自主流通ルートに乗せるから心配ないというのですけれども、これは各地それぞれ皆自分なりに努力をすけれども、これは各地それぞれ皆自分なりに努力をすけれども、このことと決つてないのです。私も上川地方や名寄方面をずっと回つてまいりましたが、名寄におきましては、御存じのとおりウルチ米とモチ米の比率というものはモチ米の方が多い。それは、どっちかという、長い間いろいろ研究をして自主流通に乗せやすい、今日までそういういろいろな環境条件の中で、いざというときの自衛手段、防衛策として名寄の方々は努力をしてきたわけでありまして、そういうそれぞれの立場立場で努力のあることを十分に配慮をし、皆様方が机の上でそれをどれだけ、何万トン過剰になつてどうするということじゃなくて、現地の厳しい諸条件というものを勘案した施策というものを是非ひとつ考へていただきたい、こう思ふんです。

米需給の均衡化対策につきましても、いろいろなことを申し上げる時間があるからいいますか、私ども目を通しておるわけでありまして、詳細のことになりますと、また後日時間をいただきます。とかくいままで反収の少なかつた北海道でだんだん反収

が上がるようになってきた。そして、過剰米といふとすぐ北海道が対象になる、そういうところであるだけに、将来に対していろんな努力をしてきたと、また大臣も存じのとおり、出身の岩手県等におきましては、山間部に稲作のところがたくさんあるわけですが、山間、谷間みたいなところにある水稲も、実はお米は一番安定した作物だといふことで、防衛手段として、稲作は非常に価格変動が大きい保障もない。それだけに、お米は非常に安定したものと、自衛手段としてのお米をどうしても最小限度これだけはいざというときのためにつくらなければならぬ。そういうことで、その地その地のそれぞれの事情があり、そしてまた努力があり、そしてなされてきたわけでありまして、これが画一、またはそういう現状の把握なくして上からいいますか、農林省の皆さん方の現状もわからずに画一的な方策というものが出されるということになると、これは非常に大きい問題だと、私もはこう思うわけでありま

す。いま問題になっておりますように、稲作と畑作との価格保障という、こういう制度そのものにも大きな問題があります。農民の長い間の知恵の中でそういういろんな努力を重ねてきておつたといふ、こういうことからいたしまして、私は、米需給均衡化対策、来月どうするか、近々どうするとかというようなことのようにありますが、本年の過剰米そのものにつきましても、なかなか納得し得ないいろんなものがある。第一次の減反政策におきましても、一生懸命農民は努力をしながら政府の言うとおりにやながら、今日またこういうところに追い込まれてきておる。これは政府の責任だけではない、いろんな問題があるかもしれせん。しかし、見通しの甘さといふことは否めな

い事実であると思うんです。そしてまた、これから十年先のことに於いて農民に次のことを強いるといふことになりますと、これは相当な時間をかけて話し合いをし、納得をし、そうした上に立つて進めなければならぬと私は思うんです。そういうことから言ひまして、やっぱり現状の認識ということから、各地それぞれいろいろ状況が違つてありますから、農林省の職員は存じのとおり検査員から普及員からもう膨大な職員を抱えているわけでありまして、いまこそこれらの方々が農民の中に飛び込んでいってその実態の把握をする、農業団体に任せて、そこから上がってきたものを集約するといふことじゃなく、農林省自身が農民の中に飛び込んでいってその実態を把握をし、そうした現状に基づいた生の声を生かした施策が必要ではないか、そういう對話が必要ではないか、私はこのように痛感をするものであります。それは、水産庁とかほかの省庁から比へますと、農林省にはもう手足があるわけでありまして、これはもうじつじつと話し合つていただいて、とかく今日までの施策というのは農業団体の中心幹部、そこあたりを大体説得すればというふうな、こういうことで来たわけでありまして、今度は余りにも十年間に対する、十年という長期の展望の上に立つ、そしてまた、各地それぞれいろんな諸情勢が違つていふ非常に複雑な諸問題がある、こういうことを勘案せずして、上から画一的な調整政策といふか、生産調整のようなのをやるといふことになりますと、これはもう農民だつていまままでここまで努力をしながらという、こういう意見が強く沸き起こつてくるのはこれは当然のことだと私は思うんです。大臣、どうですか。

○国務大臣 鈴木素幸君 藤原先生御指摘のとおりでございます。この水田利用再編対策はまさに日本農業の構造を改革をする、こういう重大な問題でございます。しかし、このことは日本農業の将来を考え、総合的な食糧政策を考え、さらに米の需給均衡を確保する、そして食糧制度を堅持していく、こういう観点からも避けて通れない、また必要なことである、こういう点につきましては、私は全国の農民諸君も十分御理解がいただけるだろうと思つてあります。ただ、この実施に対処するところの具体的な施策につきましては、私はできるだけ各方面の御意見をお聞きをし、また、いろんな御要望等、御意見等もくみ上げてこれをやってまいります。また、これが円滑に実施できるような条件整備をする、これは行政の責任でもございます。

○藤原房雄君 このたびの施策は、どんなに大きな転換点に立っているかというのを認識すればするほど、いま大臣のおっしゃったようなことももちろん積み上げていかなくならぬことだと思ひます。最近の新聞、大臣もお読みになつておられると思ひますけれども、農林省の職員の方々が机で計画ばかり立てないで現場にひとつ入つてみてもらいたいという投書がずいぶんあるように私は思ふのですけれども、農林省の方ですから農業のことかわからないわけじゃない。かつてはそれぞ

れの立場でいろいろなことをなさつた経験がやはり生きていらつしやるんだらうと思ひますけれども、現場にただいまいろいろ問題になつてくる検査官とか、普及員の方とか、そういう方々もたくさんいらつしやるわけでありまして、手足があるわけですから、農政局の中心者とか、団体の中心者とか、そういう方々の意見もそれはもちろん大事なことでありまされども、本心にじかに、十年という計画を立ててなさるからには、やはりそれ相応の慎重な手だてを経ませんと、農家の方々も初めてということならまだいいんですけれども、かつて四十六年以來ずっとやってきておる。じゃ、四十六年以來やってきたことが、一体ど

れだけの反省の上に立ち、どれだけの検討の上に立つてこのたびの施策がなされたか。これはもう農林省の言うことを信じてその上に乗つかるといふことじゃなく、農民自身も本心にこれは人ごとじゃない、真剣に対策を考えなきゃならぬ、こういうことで不信感はずすつものだと私は思ふんです。そういうことから、是が非でも、農林省にはそういう各地方にたくさんの方々がいらつしやるわけでありまして、それらの手をフルに生かして、十分にひとつ農民個々の声というものを吸収した上に、本当に納得のいくそういう政策というものを、声を生かした政策というものを確立してまいります。十分にひとつ御検討をいただきたいと思ひます。

それからまた、転作の作物等につきましても、これは御存じのとおり、長い米一辺倒の政策のために畑作物につきましては、政府で奨励する大豆にしまして、麦にいたしまして、品種改良等においてはずいぶんおくれをとつて、そしてまた技術者も不足をし、また実際それを真剣に耕作しておる農家も高齢化をし、数が少なくなつていふ現状です。こういうことを一つずつ数字を挙げて申し上げませんけれども、研究者が不足したり、また研究がずつと滞つておつたり、いまこれからやるといひましても、おいそれと昔の姿には戻り得ない、こういう現状にあることも十分に御存じのことだと思ひます。また価格のことについては、稲作との間には余りにも差がで過ぎたおきまして、また共済制度等を見ましても、ずいぶん施策の上において差があり過ぎる。流通、消費、こういうものにつきましても、一層の強化対策を講じなければならぬことは御存じのとおりであります。

こういう多方面にわたる諸問題といふことからいたしまして、これはもう短期日の間にできることじゃないだらう。私、何も時間が長いからいいといふことでは決してないんですけれども、やっぱりこれだけのことをするには相当積み上げて、

あります。

それと、これはまあこれからのことで、漁業者としてのこれからの経営上どういうふうな考へてやたらいいのとかという一番基本になる大事なことのファクターが決まらぬということですからあれですが、およそのことは新聞で私も見聞きはしておるわけでありまして、大臣からこの長期協定の交渉等を通しての見解、それからアメリカ、カナダ等に対しての問題、くるめてひとつ御説明いたしたい。

○國務大臣 鈴木重幸君 国会の御支援、御協力によりまして、モスクワ交渉、東京交渉それぞれ領土絡みの問題でございましたが、わが方の立場を害することなしに両協定が締結できたわけでございます。しかし、これは一九七七年十二月末までの暫定協定でございまして、明年度以降これがどうなるかということが問題でございまして、今回実務者の代表を送りまして、この問題で話し合いを行ったわけでございます。

その結果、わが方といたしましては、できるだけ日ソの漁業関係、北洋漁業というものを長期にわたって安定をさしたい、こういうことで、日米漁業協定と同じように五年ぐらいいしたい、こういう考えを持っておいたわけでございます。それと同時に、暫定協定の中に含まれていない日ソの間の今後の北西太平洋の資源の調査、資源の評価、あるいは持続的生産性の確保、そういうようなことを図りますために、相互でひとつ漁業共同委員会のようなものを設置して、そこですべてこういう問題に取り組んでいく必要がある。これが第一点。

それから、日ソの関係は、これは二大漁業国として今後一層協力関係を発展をさせる必要があるということ、漁業協力の問題。

それから第三点の問題は、二百海里の外における公海上のサケ・マス問題でございます。特にこの問題につきましては、ソ連あるいはアメリカ、カナダ、いずれもサケ・マス、遡河性の魚種につきましては母川主義——母なる川主義と言っ

て、各国起源のサケ・マスについては、二百海里の外でも管轄権を持つのだという主張をやっていることは御承知のとおりであります。でありますから、今後残された問題は、日ソ漁業協約が実質的に効力が消滅した後における二百海里の外における公海上のサケ・マスの取り扱いをどうするか、こういう問題が暫定協定に取り込まれていない重要な問題でございまして、そういうようなことで、いまの日ソ、ソ日の協定の期限を延長する問題と、いまの漁業協力協定と申しますか、そういうものをぜひ締結しなければいけない、こういうことで交渉に臨んだところでございまして。

この両暫定協定の長期延長につきましては、ソ側としては、国連の海洋法会議の結論が出るまでの間の暫定措置として最高会議幹部会令というものができ、その上に立つて日ソ漁業協定ができた。また、日本側もそうではないかと。漁業水域に関する暫定措置法というようなことの上に立つてソ日協定ができておる。こういうようなことで、まあ当面一年間の延長をしようではないかと。これは合意されたところでございまして、その一年も、それでは一九七九年はどうなるのだという問題がありますが、これはソプ・カニ協定と同じように一九七八年の適当な時期に協議をするという協議条項、これも挿入をいたしました。そしてこの暫定協定の内容、これをそのとおりに延長するということも合意されておるところでございます。ただ、来年度のクォータの問題につきましまして、今回時間がございませぬ関係等もございまして、改めて十一月の中ごろから始めよう、というようにして合意をいたしております。これは、先ほど申し上げた日ソの協力協定と一緒に十一月交渉においてこれをやろうというところに相なっておりますところでございます。

一方、日米加のこの漁業条約、これもアメリカが二百海里宣言をいたしました一応脱退といううなことを表明をされておりますけれども、しかし、三国で話し合いをして、そして日米加漁業条約の改定という形で今後も日米加の漁業関係をひ

とつづけていこうと、こういうアメリカからの提案があり、その線に沿って話し合いが先般なされたところでございまして。

今回の交渉におきましては、それぞれの国の考え方というものを述べ合ひまして結論は後日に譲る、来年の一月の中ごろから再度会合を開いて結論を出そうではないか、こういうことに合意をしたわけでございます。いずれにしても、その際におけるサケ・マス問題、これは日米加の場合におきましても重要な問題に相なっておりますところでございます。

○藤原房雄君 もう時間もありませんので、後日また法案審議のときに時間をいただいております。述べさせていただきますと思いますが、それで残された時間でもひとつ、二つお尋ねします。

減船のことについてもそれぞれの業界でいろいろ話し合う、これはいつも大臣もおっしゃっておりますが、お話し合いを進めておるようでありまして、しかし、零細なといいますか、中小零細といいますが、こういう漁業者というのは、経営者というのには非常に苦しい立場に立たされておるのじゃないか。特に一杯船主という方々ですと、船を減船しますと廃業ということになるわけでありまして、そういう点で非常に苦慮なさっております方々が多いということも私も聞いております。減船も今回初めて起きたわけじゃないか、今度のこの業界の中での話し合いということですが、話し合いにはそれぞれ業界の方々が集まっております。話し合いをするのでしうけれども、どちらかというところ、実際的には各地の組合長さんたちが集まっております。話し合いをなさる。組合長さんにはそれぞれの組合員の方々の意見を集約なさるということでしょうけれども、なかなかみんなの意見を参酌するなんというところは、そんなことをやったらこれはまとまりつかないことになるのかもしれないけれども、大勢というのはやっぱりあるわけですか。

そういうことで、いままで第一次、第二次です

か、政府の方でもこの減船については、こういう方針が望ましいのではないかと、こういうことが望ましいということを提起なさるというのか、付記なさるといいますか、こういうようなことをなさったこともあったんですね。こういふことではないのかもしませんが、一つの方針なり、物の考え方として、今回は業界に全部けたを預けて、ひとつあなたの方でやりなさいという、それだけに漁業界というのはいまあ大臣はその中に生きてきた方ですから、御存じのとおり、力のある人としてでない人と、意見を言うといひましても、素直に自分の意見を言えないような場面もいろいろあるようございまして、減船問題についてはなかなかどういう基準で物を考えていくべきかという、まとまらない業界もあるように私は聞いております。

これは、いまここで農林省がどういふなんというの、こういうことは出し得ないのかもしませんが、私にはやっぱり漁業に明るい鈴木農林大臣、私も信賴する農林大臣がこのたびの難局、困難とも言うべきこのたびの問題に対処していろいろな施策をなさって、私も信賴をいたしておいたわけでありまして、全部が全部うまくいくわけでもないけれども、物によってはなかなか考えにくいことよりも、物によってはなかなか考えの基準というものも見出し得ないで非常に悩んでおる方々、そういう業界もあるようです。こういうことについて、決して水産庁も傍観しては行かないだろうと思ふんでありますけれども、ぜひひとつこういう現状といひますか、実態といふものをよく把握なさって、的確なひとつ方向性なり何なりというものについても、行政指導なんというそういうことはこういう問題については余り介入することは私は好ましいこととは思いませんが、やはり相談のあったときには的確な相談に乗るようなことも必要ではないか。非常に期日が迫っております。

もう一つは、この減船問題がはっきりいたしま

せんと、造船業界が船をつくれないうこと。造船業界もこれは運輸省、通産省関係あるかもしれないけれども、これはやっぱり国務大臣という立場でひとつ農林大臣、ぜひ真剣によく考えただきたいのですが、これはもう東北、北陸—宮城の山西造船も倒産という大きな問題を抱えておるのですが、それぞれ中小造船会社は船がつくれないうこと。その船をつくる許認可というのは、船をつくるというのに対しては運輸省かもしれないけれども、それだけの船をどうするかということをお決めになるのは、そのものになる考え方を示すのは水産庁でも農林省でもあるわけでありまして、農林省は全然造船には関係がないということではないだろうと思うのです、造船問題について。

それだけに、融資対策——これは確かに五百万、そしてその後船舶振興会から出しておるわけですから、実際船舶振興会から出たお金というのは、プロパーの一般金融から借りるときには、それはもう借りたじやないかというところで、そしてそれは差し引かれて、実際に活用できるお金というものはそれから差し引かれたわずかなお金しか運用できない。船がつくれないうこと。現状の中で、見通しのない中で手形の期日が迫り、そしてまた、せっかくお借りしたお金もそれだけで事足りるわけでは決まらないうこと。六千万、七千万船舶振興会の方からお借りしたと言いなから、そういう中でやっぱり小さい造船所は非常に四苦八苦していることは、これは大臣も地元です。御存じのことだと思つておるのです。これはぜひひとつ国務大臣という立場の上に立つて、また、農林省にも関係のあることでもございまして、対策をいたしませんとこれは非常に大変なことだと思つておるのです。

また、水産加工業に對しましては、これまで大臣のいろいろな配慮によって融資の枠が決まられて融資配分、これは配分のことについては過日もいろいろ申し上げて、どうしてもわれわれの頭は北海道の方に行くだけけれども、東北にもちや

んと一生懸命やっておるところもあると思うので、十分にひとつ適正な配分をしてもいい。それは約束しますというところでありまして、各業界、こういう大変なときですから、どこもみんな大変な思いをしているわけですが、今日までの確な実力者大臣らしい配分をふるってきただけですけれども、最後のけじめをひとつきちとやっていただいて、さすがとこう言われるようにひとつ御精進いただきたいものだと思うのですが、どうでしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 北洋漁業の問題に關連する救済対策、これは私としても、こういう財政難の中ではございまして、精いっぱい努力をいたしたつもりでございまして、また、これをやりますには、各業界とも個別に話し合ひをいたしまして、大体業界とも納得する水準で減船等の補償、こういうものも固めたわけでございまして、ただ、藤原さんが非常に含蓄のあるお話をされておるわけではございまして、いまだ残つた船等に対する政府の救済交付金、あるいは残つたものがそれだけのメリットのある漁業——サケ・マスとかそういうようなものにつぎましては、さらに業界内部で政府の救済措置の上に乗せをして減船をやる人をひとつ決めて、こう、こういうことをやっておる。その場合に、業界の中ではいろいろ話し合ひが行われ、地方、地方によりましていろいろ話し合ひが行われておるようございまして、たとえば、まず減船をやる場合には復数船主等をやつたり一隻はひとつ減船に優先的に回すべきだとか、いろいろ御意見があります。私もそれはそういう業界の全体として融和がとれるように、みんながそれならばというようないふに話し合ひがまとまっていくことを見詰めたが、それに對する措置を講ずるようないふしております。

なお、従来税制上の問題につきましても、本来であれば政府救済交付金等これは一時所得として扱う、しかし、民間でやるのについてはそうはいかないというのが従来のごさいでしたが、これにつぎましても私は税制上もその分も一時所得として、従来二カ年間にこれを新たな投資等に使う場合に税制上の恩恵がある。二年という限度でありましたが、これも四年というぐあいに大蔵省と交渉してやつたわけでございまして、そういうようなことで、ただ政府の基本的救済措置だけで事足りるというところでなしに、業界のそういう要望等にも沿ひましてあと限りそれぞれの措置を行つておると、これもひとつ御理解を賜りたいと、こう思います。

なお、水産加工業界等に対しましては緊急な融資を講ずることにいたしまして、国会の御承認も得るようには手続をとらうとしておるところでございまして。今後、救済措置等につぎましては、最終的な結果を見るまで水産庁としてもできるだけのお世話をしたい、これがわれわれの責任である、こういうぐあいに心得て、努力を今後ともやってまいらる考でございまして。

それから造船の問題、これはサケ・マスと北転船、これを除いてはもう減船等の問題も全部決まっております。ただ、サケ・マスと北転船の問題が、はつきりどの船がどうやめるかということが決まらないう問題が一つあります。それからもう一つは、大体一隻の船で表作と裏作と、こうやっておることは御承知のとおりでございまして、したがって、サケ・マスの方では減船に該当するようになつたけれども、裏作としてこういうものを今度はマグロとサンマをひとつ年間やつていこうとか、そういうことをいろいろ個々の船主が検討し、今後の経営を考へておる段階であります。そういうようなこともありまして、一時、船の新規建造とか改造とかいうことについて少し時間をかけておる、その結果を見た上で造船所に対して契約の分を早くひとつ着工してくれとか、そういうようなことにならうかと思つておるわけでありまして、これも早く減船等の措置を講ずる、またその他の決まるところについては、一応も心配がないからひとつ建造等の問題は造船所に

對しては着工を進めるように、造船所の窮状というところも十分承知をしておりますので、そういうように農林省としては指導を加えておるところでございまして。

○喜屋武眞榮君 きょうは午前からの多くの方々から沖繩の農業問題、そしてサトウキビ問題が論ぜられて、私は一喜一憂をいたしたたけにまことに至つておる次第であります。

サトウキビはもとと甘いものでありますけれども、この価格決定が非常に辛くて厳しいといふ、こういうことも今日までの過程でよく身にしみて感じつつあるわけなんです。そこで私は、短い時間でありまして、具体的に問題を提示してお答え願ひたいと思ひます。

まず第一の価格決定は、いままでの推移からしますと、遅くとも十月二十七日の晩、二十八日の朝までには決まる、こういうことを聞かされてまいりました。その決定はいつ、もう決まつたのですか、あるいはまだなんですか、お聞きしたい。

○国務大臣(鈴木善幸君) 今晚中には決めた、こう考へております。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、これまで私も含めて生産農家あるいは関係団体、県当局からも奨励金というものは好ましくないから基本価格に一本化してほしい、こういう強い要望があるわけですが、また要望いたしてきまして、その問題はどうか処理されるのですか。

○政府委員(杉山克巳君) ビートの場合は手取り水準でもってこれを価格並みに扱う、全体としてハリテイで伸ばす、この額を決めたわけでございまして、この結果がトン当たり一万八千二百二十円というところになっております。キビの場合も、原則的な考え方はこれによるというふうに私も考へております。

ただ、キビの場合は、現在の最低生産者価格の中にいけば奨励金の先取りの意味で九百円部分を取り込んだものがありますので、全くビートと同じような扱いになるかどうか、やや技術的な問

題ではございますが、奨励金と最低生産者価格の区分については議論のあるところかと思っております。ただ全体としての扱い、手取り水準でパリティーで伸ばすということについては、これは大臣からもしばしばかの機会に答弁申し上げておりますように、ビートと同じ考え方によるべきだ、少なくとも農林省としてはそのように考えております。

○喜屋武眞榮君 きよりの農林省の御答弁の中にもあって、私、非常に疑問を持ちつつあるわけですが、お尋ねしたいことは、われわれが、あるいは政府が調査資料あるいは統計したものについては、非常にこれは大事に私はいたしておる、またいたしたいと思うのです。ところが、きよりの御答弁の中にもあったのですが、それは必ずしもとらわれるものではないというふうに私受け取れる節があったのですが、その責任ある政府が調査した資料、統計、これをどのように評価しておられるか、それをお聞かせください。

○政府委員(杉山克己君) もちろん、政府の調査した統計、この場合はキビの生産費ということになろうかと思えます。

○委員長退席、理事(山内一朗君着席) その生産費調査による生産費は、これは農家が実際にどれだけ生産費がかかったか、またそのことが農家所得の上にもどのように貢献しているか、そういうこと全体のことを知る指標としてこれは意味ある数値だというふうに考えております。ただ、価格決定と関連させて考えます場合、それが本当に安定的に価格決定の指標たり得るかどうかがということになりまして、キビの場合、沖縄及び鹿児島県の南西諸島において生産されるいわば地域的に限定された作物でございます。したがって、米のように全国的に平準化されるということもない。したがって、年々の変動もきわめて大きい。天候いかんによつては、きわめて豊作のときもあるしきわめて不作の年もある。したがって、生産費の変動が余りにも激しいために、これ

を農家の経済の一つの指標としてとらえるのはよろしいのでございますが、価格算定の根拠としてそのまゝ用いることはできないというふうな考えをしております。ただ、それを全く価格算定上無縁のものかと言え、それはそうではなくて、パリティー価格を基準として再生産を確保することを旨として定めるといふ考え方の中には、生産費は全体としてこれは参酌されるということになるというふうな理解いたしております。

○喜屋武眞榮君 どうも納得いかぬ点があるわけですが、ひとつ具体的に指摘しておきたいことは、農林省が調査された沖縄県民の生産費の調査で、五十一年度ではトン当たり一万九千三百円と

はじき出されておるわけですが、ところが、去年はトン当たり奨励金を加えて一万七千円だったわけですが、疑問の一つは、こういうところにも具体的に感ずる。その根拠なんです、これはどのように解釈しておられますか。

○政府委員(杉山克己君) サトウキビの価格は、これはビートも同じでございますが、基準年に対してパリティー指数を用いて、いわゆるパリティーを基準として算定されます。したがって、それが現実の生産費と乖離を生ずるということとは、これはあり得る話でございます。年によつては生産費より大きくなり、年によつては生産費を下回るというところもあるわけでございます。近年におきましては、それらのことも配慮して、全体として農家手取りの水準で、奨励金も加えましてある程度生産費をカバーし得る、あるいは生産費を超えるというふうな年もあるわけでございます。したがって、また五十一年を見れば、それは仰せのように生産費の方が決定価格の結果的には上回っているというところもあります。そのような乖離は、価格の決定のルールと、それから現実の生産費が年々変動するということからして私はやむを得ないことではないかと思っております。

○喜屋武眞榮君 それから、よく沖縄の、いままつきもありましたが、いわゆる普遍性の問題。たと

えば米の場合には全国共通の基盤があるが、サトウキビは一部である、こういうところ方なんです。これは甘味資源共同会議の審議の結果から、ビートの場合にはトン当たり二万一千円ですが、サトウキビの場合にはトン当たり二万四千円、ちゃんとそういう理解の上に沖縄の特殊事情を認め合つておるわけなんです。それをばつきり理解していただかぬという、ただ一部だから一部だからという、こういう形でこれがすりかえらるる心配が多分にある。その一部であればこそ私は、その特殊事情を配慮する大事な国の姿勢がなければいかぬと、こう思うんですが、大臣いかがですか。大臣にます。

○政府委員(杉山克己君) 大臣にまた追つて御答弁いたしたくおししまして、私から。

私が一部だからと申し上げましたのは、決して米のように基幹の重要作物ではないという意味で申し上げたわけではございません。生産費をとるに当たつては、地域的に限定された作物であるために全国的に平準化されることがない、したがって、年々の変動が大きいという意味で申し上げたわけでございます。沖縄の地域の特長性、特に日本内地の場合に比べて、いろいろむずかしい経済的な条件をまよつておるというところは私も十分承知いたしております。ただ、価格を決めるに当たつては、価格の上にもそれを直接反映さすというところはいかに困難でございます。これは生産対策といひますか、全体のサトウキビの振興対策、そういうものの中でも配慮していくというふうなことで、価格決定の際に総合的に検討させていただいて、それなりに措置をとつてまいつたところでございます。

○喜屋武眞榮君 大臣にお尋ねしたいんですが、そうしますと、今後、これからは生産費所得補償方式ではなしにパリティー——いわゆる所得補償方式を取り入れるという、こういう前向きな姿勢はあるんですか、ないんですか。この見解をお尋ねしたい。

○国務大臣(鈴木喜幸君) 私は、各主要農産物

——私は、てん菜もサトウキビも地域的にはあるけれども重要な作物だと考えておりますが、そういう意味では、あらゆる重要な作物の価格決定に当たりましては、それそれぞれの作物の特性、また生産事情、いろんな態様がございまして。そういう態様に即応したところの価格形成というものがなさるべきだと考えておりますし、また法律その他の面でもそのように相なつております。

ただ問題は、私はやはり自給率の向上ということとを農政の基本として考えておりますから、できるだけこの再生産が確保できる、そして農業者の所得が安定するように、こういう基本的な考え方で取り組んでおるわけでございます。でありますから、沖縄にとつてはサトウキビは内地の米と同じようだから、米と同じように生産費所得補償方式をとると、こういうぐあいにはまいらない。やはり生産の諸条件及びその作物の特性、そういうようなものを勘案しながら、それぞれの適するような価格の算定方式をとつていきたいということでございます。サトウキビに対しては生産費所得補償方式をとるといふ考えはいま持つておりません。

○喜屋武眞榮君 再生産確保意欲を阻害しておる一つに、基盤整備のおくれがあると思ひます。それで、次に、沖縄の農業は、よく私も言ひ、また聞かれますが、他県に比較して二十年ないし三十年のおくれをとつておるということをよく聞かされ、またそう思うんでございます。それはどおられておる中で、最も阻害されておるのが基盤整備のおくれなんです。それで、基盤整備のことについてはパリティーとの関係で絶えず強調されてきた。基盤整備がなされればパリティー方式が有利である、こういうことを農林省はたびたび力説しておられたんであります。それじゃ沖縄の場合、この立ちおくれしている基盤整備はいつまでの計画で本土並みに持つていこうというこの計画の裏づけはどうか、また、その五十三年度の予算の裏づけはどうか、それを明らかにしていただきたい。

い。
○政府委員(福澤達一君) 沖繩のサトウキビというものは基幹作物として一番大切なものであるというところは、私ども十分受けとめておるわけでございます。

ただ、サトウキビづくりというのは、その栽培から収穫あるいは搬出、一連の体系というものが、労力の生産性を高めなければならぬという観点から基盤整備事業というものを何とか促進しなければいけない、こういうように受けとめまして、この予算の拡充整備に努めてきておるわけでございます。特にそういう点から、この農業基盤整備事業につきましては、沖繩の農業の振興開発計画にのっとりまして、農業用水の用水源の開発と、それから圃場までの導水の措置あるいは圃場に対する畑地灌漑の整備あるいは圃場の整備するための措置、それから農道の整備とか、そういう一連の基盤整備全体につきまして鋭意実施してきておるわけでございますが、五十二年度予算におきまして当初の予算総額は九十八億五千万円でございます。これは対前年比一五・五%というところで、国全体の基盤整備事業の伸びに比べて非常に高い予算の位置づけをしておるわけでございます。また、五十三年度につきましても、引き続き予算の拡充整備を図るために百三十一億一千百万円を要求いたしまして、予算の拡充を図るような考え方で進めておるわけでございます。特に沖繩と全国との比較をいたしますと、これまた、沖繩の予算措置というものを高いところにおさめまして、予算を確保するように努力をしておるわけでございます。

なお、沖繩につきましても長期計画がございすけれども、これは基本的には都道府県の事業量というものは明らかにはされておられませんけれども、積算の基礎として考えますと、大体千七百億というものを長期計画の一環として考えておるわけでございます。これはただいま申し上げましたように、毎年の伸び率がたとえていま申し上げますと、五十年年度が対前年比一五四・四%、五十

一年度が一五四・八%、五十二年度が一五二・五%というぐあいに、政前年比が一五〇%をほぼ上回るような予算の確保をしてきておりますので、この予算から考えまして、これからの長期計画の残っている残量というものを年率二〇・二%でやってくるものと、目的を十分達することができるといふ余裕があるように私どもは考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 繰り返すようでありますが、いまいち具体的と言えは具体的、雑駁的と言えは雑駁的ですね。私の問いは、政府としては沖繩の基盤整備は何年計画で、あと何年で本土並みに持つていくという計画を持つておられるか、それにはどれだけの予算を、まず五十三年度なら五十三年度に第一年度の予算を計上するのか、これをびしやりお答えしていただきたい。

○政府(福澤達一君) 沖繩の長期計画と申しますのは、昭和四十七年度から昭和五十六年までの十年計画でございます。したがって、ただいま私が申し上げましたのは、その間におきまして当面の長期計画の構想として持つております内容につきましては、いまの予算の拡充整備を図っていく段階におきましては十分達成することができると内容であると申し上げたわけでございます。

○喜屋武眞榮君 推移の中で、必ずしも計画どおりいかぬ面も出てくるかと思ひます。その基本をはっきり打ち立てていただいて、それでその目標に向かって本当にばく進してもらわぬと、これはこの格差を本土並みということがもう大前提でありますから、それに持つていくための予算の裏づけ、計画、御努力がどうも私、もどかしさを感じてなりません。そういうことでしりをたたくと申しますか、しりをたたいても前進してくださらないのか、しりをあぶって立ち上がってもらわれないとかぬのじゃないかと、こういうあせりを感じておる次第でありますので、ひとつ頼みますよ。

次に、大事な沖繩農業の開発を阻んでおる、これは沖繩全体の立場からも言える水の問題、水資源の解決なくして沖繩の農業、工業、生活用水、

工業用水、農業用水いろいろありますが、きょうは特に農業用水の抜本的な解決、これに対してどのような構想を持つておられるか、計画を持つておられるか、その予算はどう裏づけられているか。

○政府委員(福澤達一君) 先ほども少し言及いたしましたけれども、沖繩県の特にサトウキビにつきましては、何よりも水が大切なものであるといふことは、十分私どもも認識しておるわけでございます。水のあるなしによりまして収量が何倍も違うというふうなことも、ところによつては聞いておりますので、沖繩県の畑作中心でありますサトウキビにつきましては、水不足というものがしばしばありまして、干ばつの被害というものも受けおる実態も心得ておるわけでございます。そのために水資源の開発につきましては、農業基盤整備事業の中でも特に鋭意推進をしておるところでございます。

そのために、復帰いたしましたから直ちに、私どもは沖繩の水資源開発というのが一番大事な問題であるというところで、その開発の基礎資料を得るための河川の流量の調査、これは二十七河川でございすけれどももう行くとともに、河川の開発の困難なところにつきましては地下ダムの開発とか、あるいは淡水湖の開発というふうないろいろの調査を行ひまして、その事業化の見通しを得た地区から順次事業に着手しているのが実情でございます。現在、すでに五十年年度からは国営の宮良川の地区の真栄里ダムという工事を着手しております。また、県営灌漑排水事業につきましても十五地区を実施いたしまして、鋭意、沖繩における水資源開発を中心としていたしまして農業用水の確保というところに努めておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 水資源の解決の問題につきましても、これに関連して要望を申し上げたいのは、県営農業用ダムの建設計画がありますね。今度は多目的ダムのまた建設予定がありますね。問題は、その補助率の問題ですね。これは法改正を伴

うわけなんです、補助率の問題、どうしても十分の十にしたいだかないというところ、沖繩自体では、たとえば二十億、三十億要する予算に対して八〇%ということになりますと、あとの二〇%の負担がとうていいたえられない、こういう実情を十分ひとつ配慮していただいて取っ組んでいただかぬと抜本的な解決は困難である、こういう実情を申し上げて特段の御配慮をお願いしたい、こう思ひます。

それで最後に、水産試験場の整備につきまして、沖繩が四面海に囲まれ、特に水産立県のはこれは歴史的な過程もあるわけなんです、どうしても水産試験場の充実、国に力を貸してもらわなければいけない。こういうところで、水産試験場の整備について、経過は御存じと思いますが、昭和四十七年度から四十八年度の二カ年で都道府県水産試験場育成強化事業実施要綱、これに基づいて、国の二分の一補助で庁舎を南の糸満市に着手しておると、設立されておる。さらに五十一年度から、都道府県水産試験場育成強化事業実施要綱の一部改正で、国の二分の一補助で屋外実験水槽の設置を進めておると。ところが、今後の試験研究を強化するためには、いま申し上げた施設設備では非常に不十分である、不満足である、こういう立場からこの保全、確保、利用等あるいは屋外実験施設等の整備がどうしても必要である、急務である、こう地元側も要望し、県も要望し、私も訴えるわけなんです、これに対して国としては、農林省としては、水産庁としてはどう考えておられるか、承りたい。

○政府委員(岡安誠君) いまお話のとおり、沖繩県立の水産試験場につきましては昭和三十二年に那覇市にできたわけでございますが、その後、糸満市に移転をするということで、四十七、四十八の二カ年にわたりました、移転に伴います施設整備の助成を行ったわけでございます。それから八重山支場建設に当たりまして、これは四十年から四十七年にわたりました、それぞれ助成をいたしまして整備に努めております。また、その後

おきましては、御指摘のとおり、施設整備並びに機器の整備のために毎年助成をいたしておるわけでございます。いま御指摘のような必要な施設等につきましては、五十三年以降につきましては引き続き助成ができるように、現在予算要求をいたしておるところでございます。

○喜屋武眞榮君 いまの件で特に御要望申し上げたいのは、十分の十の補助を定めた沖縄振興開発の特別措置法があるわけなんです。それに準じて、この農業試験研究施設の設置に対する助成の特別措置をしてもらわなければいかぬというのが、特に要望する強い骨子であるわけですが、これに対するひとつお答えを願って、私はすぐ決算委員会に行かぬといけませんので、これで終わりたいと思います。

○政府委員(岡安誠君) 確かに農業試験場関係につきましては、十分の十ということで現在運用がなされております。これは沖縄以外の都道府県が二分の一の補助に対して特に優遇されているわけでございます。ところが、はなはだ残念ながら、水産試験場関係につきましては沖縄県だけに実は助成をいたしておりまして、沖縄県を除きます都道府県には現在私も施設整備その他の助成をいたしておりません。そこで、沖縄県だけ助成をいたしているということで現在二分の一ということになっているわけで、その点、確かに農業試験場関係とは補助率の差があるわけでございます。これを十分の十にという御要望でございますが、非常に困難だと思いますが、今後ひとつ検討をさせていただきます。

○喜屋武眞榮君 困難は不可能ではないと思えます。その困難を突破していただいて、それが沖縄への御配慮だと思えますので、大臣いかがですか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 困難ではあっても不可能ではないという御鞭撻をいただきましたが、できるだけ私も努力いたします。

○下田京子君 きょうは、農機具問題に関するいろいろな角度からの質問をしたいと思えます。

御存じのように、昭和二十八年に農業機械化促進法が制定されて、その後各地域から価格の面あるいは安全性の面、耐久性の面、いろいろと要望等もあり、それに基づいて国の一定の改善もなされたというふうに思いますが、しかし依然としていま大きな問題になっているのは、一つは、機械化貧乏と言われるように価格の問題があり、一方、さらに他方では、相も変わらず安全性のことが論議されておりますけれども、農機具事故による死亡者は減らない、むしろふえ続けているというふうな実態、大臣も御存じかと思えます。

(理事山内一郎君退席、委員長着席)
私自身も、福島県内あるいは東北、北海道各地で、実際に農機具の事故により亡くなった遺族の方々の話や、あるいは農機具の事故により手を失った婦人の方のいろいろな訴え等も聞いてきております。こうした事故を防いで、本間に農機具の導入普及が過酷な労働から解放される、あるいは農業経営も楽になる、そういう本来の目的に沿うような方向で具体的な改善がされるべきだと思うわけです。

そういう点から見て、具体的にこの死亡事故を見てみますと、農機具の調査局で調査した数字だけ見ても、四十六年に全国的には三百六十四人、四十七年には三百六十六人、そして四十八年に四百二十四人、四十九年には四百四十五人とふえていて、その後五十年どうなっているかというところは聞きたいところですが、そういうふうなふえていくわけですね。そしてまた、北海道のこれは農作業安全運動推進本部の調査資料によりますと、同じ年度で、四十六年には三十八件の死亡、四十七年に五十三件、四十八年に五十四件、四十九年に五十九件と、こうふえてきている。その後五十年に四十二人とちょっと減りましたけれども、相も変わらずこれだけ農機具によって尊い命を奪われているわけです。私は、亡くなった人ももちろん、その残された家族のことを思いますと、本間にこれらのことを総合的に対策を練っていかねばならないというふうに考えるわけでは

す。

こういった農機具事故の要因が一体何かと考えるてみますと、第一にやっぱり機械そのものにあるんじゃないか、機械そのものの安全性ということややっぱり大きな問題になるだろう。それから第二番目には、やはりその機械を安全に使うという人の問題です。操作上の問題だと思いますが、こういうことがあると思う。それから第三番目には、やはり機械を使う環境の問題が入ってくるかと思うわけですが、やっぱり何となくとも機械そのものの問題と入ってくる大きな問題として残るんじゃないか、こういうふうな考えです。それでこうした事態について大臣、どうしたら本間にこれらの事故をなくしていくようにできるでしょうか、基本的な対策等、大臣のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 近年、わが国の農業が農業機械の導入によりまして省力化が進み、また生産性も高まっております。しかし、一方におきまして、その効率利用というような面で十分な体制ができていない、こういう面がありまして、農機具貧乏という言われるように相なっております。また一方、いま御指摘がありましたように、農機具によるところの事故、これも必ずしもこれが減っていない、こういう安全性の問題が大きい改善を求められておるところでございます。

御指摘のように、この農機具の安全性の問題につきましては、農機具それ自体の安全性、たゞ性能を追求する、安全性についての十分な配慮がなされていないというような点等につきましては、これは農機具におきましても研究所等において十分研究をいま進めておりますし、通産省等を通じてその農業機械それ自体の安全性の確保向上というところをお願いを申し上げておるところでございます。

それからもう一つの問題は、やはりこれを操作をする、これを使う場合における技術的な問題、あるいは十分な操作上の注意をすべき点、そういう

点について、これは講習会を開きましたり、あるいは展示会を開きましたり、あるいはまた技術者による指導をやりましたり、いろいろな面で農民の方々がこの農業機械を本間に安全操作ができるように、そういう指導もいたしておるところでございます。

もう一つの問題は、どうも事故の実態というものを調べていってまいりますと、これが農作業中の事故のほかに、農家とそれから実際のたんぼであるとか、あるいは畑地であるとか、そういうところへ行くまでの道路上におけるところの自動車、トラックその他のものとの衝突事故、そういうものも出ておるようでございます。そういうようなことで、農道の整備であるとか、そういう環境の整備ということも、これもまた非常に重要な問題だと思っております。そういう点を配慮しながら農機具によるところの事故防止、こういうことにつきましては、今後とも努力をしまいたい所存でございます。

○下田京子君 いま大臣が、この農機具事故が減ってきていないということについて、大きく三つに分けてお話しございましたが、その第一の、機械そのもののことについて研究もしているし、それから安全性の確保を具体的にメーカー等へ通産省を通じてもう求めているという答弁だったかと思えます。全体として、そういうふうな方向で国も改善されてきていることは認めます。

しかし、実際に、具体的な問題でどうなのかというところでお尋ねしたいわけですが、まず第一に、昭和四十九年に農機具の型式検査の主要な実施方法及び基準の改正というふうなことで、安全整備の検査が追加されて、安全性問題が四十九年を境にして非常に厳しくなってきたかと思ふんです。しかし、それじゃ、その四十九年以前に国営検査を受けて合格している型式の農機具が現在も販売されているかと思ふんですけれども、実際には一体この四十九年度以前の問題についてどういうふうな指導あるいは検査をしているのかというふうなことを、まず第一にお尋ねしま

す。

○政府委員(堀川春彦君) 検査の型式、数につきましては、現在機種の数で言いますと九機種というところで、出荷額を金額別の出荷額で見ますと、約八割ぐらいを占めるものについて型式をやっており、その中に安全性の要素を取り込んでおるといふことでございまして、検査の合格、不合格の関係から言いますれば、一番最近の時点で申し上げますと、第一次に受検をしてまいったものについては八割ぐらい合格しているわけでございます。こういう制度になっているわけですが、それ以前の受検のものにつきましては、これはこの農機具は変遷がかなり短期間に大きく変遷する、変化をするという状況でございまして、機種の変替等が行われまして、現在助成事業などに乗りまして流通をしておりますものは、すべて新たな型式の合格をしたものというようになっておるといふふうに理解をしておるわけでございます。

○下田京子君 質問に答えてください。

そうしますと、四十九年以前の型式合格のものも出回っているわけですね。しかしそれは補助事業に入るものについてはきちんとやっているけれども、それ以外のことは逆にやっていないというように受け取れますね。

○政府委員(堀川春彦君) 型式とは別に、現在二十二機種につきまして安全鑑定という事業を起してやっておるわけでございます。この安全鑑定におきまして安全性の確認を受けて、安全鑑定の合格証を添付して売るということになっており、出荷額ベースで見まして大体九五%ぐらいをカバーしておるといふふうに考えておりますので、安全鑑定まで受けずに流通するものは若干数あるうかと思ひますが、大部分は安全鑑定合格というところで流通をしているものと理解をしております。

○下田京子君 最初の質問で、四十九年以前にも国営検査をやっていましたね、九機種について、おっしゃるようになります。しかし実際には、その後また変わってきていると思うんですね。だから、その変わってきたものに、その基準から四十九年度

以前のことに再度検査しているかどうか、検査しないのでそのままになっているのかどうかという事です。機械化促進法の第十条の第一項の中には、御存じのように、型式検査の実施方法及び基準を変更した場合に、それ以前の基準で合格した農機具について合格証を付けることのできる期限を限定することができると、こうなっているわけですね。だから逆に言えば、その合格取り消しということもあり得るということですね。

○政府委員(堀川春彦君) この対応につきましては、再検査を受けさせるということでも対応をしておるわけでございます。その際には、改造の内容等について指導いたしまして、そしてその指導に沿った方向で改造がなされてきたものについて型式検査を行い、合格したものであるものについて交付すると、こういう形で対応しているわけでございます。

○下田京子君 そうしますと、型式検査についても安全鑑定についても、先ほどの全体の流通に乗っている型式については八割ですか、それから安全鑑定については九・五割ですかの機種については全部済んでいるというふうなことに理解され、残りのわずかの機種について、あるいは型式について、中古についてのものが検査されないで出回っているというふうな解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 大筋においては、そのように理解してよろしいと存じます。

○下田京子君 大筋にという答えですけども、そうすると残りは何が問題なんですか。

○政府委員(堀川春彦君) 中古機等につきましては、当然のことながらこれは型式とかそういうことと関係してやるといふことはございせんが、それ以外のものにつきましても、完全に型式合格というところで合格証を添付して売られておらないものがある、それは若干あるというふうに私も承知しております。

○下田京子君 そういういわゆる残された型式を通過してないもの、安全鑑定も受けてないもの、

そういったものがしかし実際には大変出回っているということも見ていますし、聞いている。そういう際に事故になった場合、その責任ですね、メーカーにきちんと要求したり、あるいは安全整備をするようにという指導をしたりという責任問題については、どのように考えておるでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) これにつきましては、現場現場でいろいろと機械作業中の事故等を媒介にいたしましていろいろのお話が上がってくるケースがございまして、私もそういう問題が上がってまいりますと、専門的な立場から機械化研究所にそういうことについての見解も求めまして、やはりこれは機械の態様に問題があるというときには機械メーカーも呼びまして、機械の適切な改造の方向について検討をしていただくということを指導をしておるわけでございます。

○下田京子君 そういふふうな点から、たとえば耕運機のVベルトの部分に安全カバーを装備した方がよいというふうなことになる、無料取りつけの問題が出てきたというふうな解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) Vベルトの問題はこれはかなり一般的な問題でございまして、私も具体的な先生の問題にしておられるケースなどのケースであるか存じませんが、そのVベルトによる事故が起らない防護カバーを機種によりましてつけるような指導ということは、具体的にやっておるわけでございます。

○下田京子君 やっているわけですね。その際、四十九年以前の機種ですからね、型式ですからね、そのものについて安全カバーをかける、その費用は農民負担でなくって、販売店なりメーカーの責任でやられていいると思ふんですね。それ、その辺の経過は御存じないでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) ただいま私が申し上げましたのは、一般指導態度について申し上げましたわけで、具体的に過去の出回っておりまして、Vベルトの関係がうまくなかつたというところで事故が起きた場合の対応は、個別具

体的にその態様に応じてメーカーなり流通業者、あるいは被害を受けた、傷害を受けた農家側との話し合い、こういうもので片づけられていいるというのが一般的な姿でございますが、事が、非常に行政当局も関与をいたしましてやらなければならぬという場合も出てまいります。そのために、私も苦情処理の窓口開設ということをやっております、県々の消組なり、あるいは農協系統でございまして経済連というふうなところで苦情処理の窓口を開設しまして、そこへ苦情を持ち込んでいただく、そういうことによつて、具体的な問題の妥当な解決を図るようという指導をしておるわけでございます。

○下田京子君 苦情処理の窓口のことについては後ほどまたお伺いすることにいたしますので、具体的に今後の問題として確認したいことなんですけれども、四十九年以前の型式あるいは機種等についても、不備な点が出てきてこれは改善が必要だということになった際には、メーカーの責任で行政指導も含めて農民負担、販売店負担なしでやれるような方向で指導されますことをお約束いただけますか。

○政府委員(堀川春彦君) この問題は、一般的に被害の起こった態様と、それに対する救済措置を具体的にどうするかということについては一概に決めかねるわけございまして、ケース・バイ・ケースで判断をしていくべきものと、また、当事者の話し合いで解決をするのを一番第一的には尊重すべきものというふうな考えをしておるわけでございます。

○下田京子君 いまの答弁ですと、やっぱりそうすると、政府がずっとこう実施をいろいろやってきましたけれども、義務づけがないために抜けられるという、逃げられるという問題も残ると思ふんですね。だから、やっぱり基本的には農民の立場に立つて、機械を買った者、使用者の立場に立つて型式検査なり安全鑑定の基準から見ても思わしくないというふうにはつきりわかつたものについては、これは当然メーカーの責任で私はさせるべ

きたと思ひます。大臣、いかがでしょうか。
○国務大臣(鈴木重幸) これはまあ農林省の分野だけの問題でございまして、通産との関連もございまして。いま下田先生が御指摘になった点、この点は十分政府内部でも検討してみたいと考えております。

○下田京子君 ぜひ検討をお願いいたします。

いままでお話しになってきたその安全鑑定の問題でございまして、去年の八月から実際に鑑定が始まって、ことしの六月までその鑑定が行われたと聞いておりますけれども、この制度はさらに今年度もずっと続けていこうとしているものかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(堀川春彦) 安全鑑定は五十一年度から実施しておりますけれども、今後とも安全鑑定制度は維持して運用してまいらるる考えでございます。

なお、現在、初年度の安全鑑定を受けた機械の流通利用の実態についても調査中でございます。その結果等も踏まえて、今後の制度の運営に当たってまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 それじゃ次の問題に入りますけれども、安全鑑定との関係もございまして、特にトラクターの安全フレームの取り付け問題です。これは安全フレーム全般とトラクターの安全フレーム取り付けのことでは、ことしの五月二十四日だと思ひますが、農林水産委員会が先般の小笠原議員が取り上げております。このことについては、政府も検討していただきたいというふうにお話しであることも知っております。しかし実際に、このトラクターの安全性を確保するという点で、安全フレーム取り付けが絶対的に必要なのかどうなのかという政府の見解がまだはっきりしてない、というふうな私思ひです。トラクターの安全性を維持する上で、それから命を守るという点で、安全フレームが取り付けられておれば死亡事故に繋がらないで済んだという例はたくさん聞いておるわけで、皆さんも御存じだと思ひます。

よね。だから、そういう御認識に立って、安全フレームはこれは機種じゃないと、部品なんだと、装備なんだと、だからトラクターと対してもってきちんとやっぱ安全鑑定の基準の中に入れて、国営の検査の中に入れてとかいうふうには私はずきだと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(堀川春彦) 先生のおっしゃることは、私も非常にうなずける点があるわけでございまして、そういう考え方に沿ひまして、トラクターにつきましては五十一年度から型式検査の対象といたしまして安全フレームを取り上げることにしておるわけでございます。

ただ、先生も御指摘のとおり、この安全フレームについてはまだ検討中の問題も数々ございまして、現段階までに安全フレームの型式の合格機というものは二十七形式あるわけでございまして、これではまだまだ非常に不十分である。もう少し急速に、この型式といたしまして安全フレームが種類も多くなつて、いろいろの態様のトラクターに適切に取りつけられるようにするという必要があると思ひます。目下、鋭意そういう角度から機械化研究所の研究も深めていく、それから検査能力も充実を図る、この両面を対応しておるところでございます。

○下田京子君 いまの説明ですと、やっぱ型式と、それからトラクターから安全フレームを外して型式だけで見ているというところに問題があるというふうな思ひで、やっぱ安全フレームというものはトラクターと対になって初めてその効力を発揮すると思ひます。そういう点から見ると、たとえばこれは行政管理局の行政監察局で具体的に北海道管区や新潟の局に指導している中身でもありますけれども、特に北海道に対しては安全フレームの装着を義務づけるという、啓蒙しなさいというふうな言っているわけですか。ということ、やっぱそのことをききと認めた上でこういうのがなされているのだと思ひます。

それと、さらにスウェーデンなんかの例ではと

いうことで十勝の専門家の方のお話も聞きましたし、あるいは根室農協のお話なんかも聞きましたけれども、実際にトラクターに安全フレームが取り付けられていることによつて、さつきも言いましたように、死亡事故を防いでいるというふうな言っているわけですね。ですから、ぜひともトラクターに安全フレーム取り付けをむしろ義務づけてほしい、行政指導で徹底してほしいという声が出てくるわけなんです。そして現実としては、根室農協の管内だけで見ますと、トラクターが現在千五百七十台あるそうです。これに対して農協が一台三万円の助成をなさつて、おおよその数だけでも、いま二分の一ぐらいの取り付けが完了してきている、こういうふうなお話でもありますし、さらに北海道としては、補助事業あるいはそれらに関係することについての事業等では全部それを義務づける行政指導を行っている、こういうことなんです。ですから、最低でも補助事業の際にはそれを義務づけるということは私は可能だというふうな考えるんですが、どうでしょう。

○政府委員(堀川春彦) これはトラクターと安全フレームとの関係は、トラクターはある意味ではいろいろな作業に使う機械でございまして、汎用性のある機械ということになるわけでございまして、そういうことになりまして、そもそもトラクターを製造段階から安全フレームを最初からつけておくというの、一つの考えではございまして、トラクターの利用の形態、利用の場所等によつてはかえつて不適当になるという場合もございまして。そういう関係がございまして、全国ベースで見るとトラクターには安全フレームを必ずつけないきやいかぬのだというふうにはなかなか考えにくい問題があるわけでございます。ただおっしゃるように、非常に農業の状況が平らな土地で広いところ、傾斜も余りそう大したことはない、農道も整備をされておるというふうな状況がかなり見られるようなところかどうかというふうな限定した考え方ではございまして、それに対する対応

というの是非常にやりやすくなるというふうな思ひでございます。

なお、私も助成をいたします場合に、安全フレームを装着した状態における農機具、トラクター、これは安全フレーム込みでももちろん助成の対象にはいたしておるわけでございまして。ただ、安全フレームをつけたものでなければ助成をしないというふうにはなかなか助成基準で書きにくいというのが実態でございまして、先生の御指摘の問題は、今後指導の問題としてどうするかということでございますので、真剣に検討させていただきます。

○下田京子君 いまのお話の中で一つだけ確認したいことなんです、トラクターについて補助事業の際には安全フレームも込みで対象にしているというお話が一点、これは確認できることですね。

○政府委員(堀川春彦) 国の補助事業としてそういう形のものに助成をつけるということはこれはやっておるわけでございまして。

○下田京子君 さらに今後とも行政指導も含めたりして検討していくというお話だと承りました。具体的に言えば、たとえば四十九年の五月二十二日付で出されております、農機具の型式検査の主要な実施方法及び基準における安全装備に関する検査の主要な実施方法及び基準についての農用トラクターの具体的なチェック項目のうち、たとえば第八項目の中に含めるとかいうようなことも含めて検討するということに受け取つてよろしいのでしょうか。

○政府委員(堀川春彦) ただいまの問題は、にわかにはちょっと御回答できませんが、真剣に検討いたしてみたいと思ひます。

○下田京子君 そのことも含めて検討したいというふうな受けましたので、今後ともよろしくお願ひいたします。

この点につきまして大臣からも再度答弁いただきたいけれども、いま質問のやりとり等の中でおわかりかと思ひますけれども、農耕の工程

の中ではないかと思ふんですけれども、取り外しが可能な形でも必要最低限安全フレームをトラクターの中にきちんと装備するような形で指導も含めて、今後とも事故のないような形で、大臣の方からもさらにこの検討が早期に実現できるようにお願いしたい。いかがでしょう。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは安全性の問題でございます。大変大事な問題でございますから、この点は十分検討させていただきます。

○下田京子君 よろしくお願いいたします。それでは次に移りますけれども、先ほどから議論の中心にしています国営検査のことと、それからいまちょっとトラクターとの関係で出てきました補助事業の問題との関係でお尋ねしたいんですが、昭和五十一年の八月十日に農林事務次官通達で「補助事業及び制度資金によって導入される農業機械の選定について」というのがございます。この中で記して、補助事業によって導入する場合の(1)に「農業機械化促進法に基づく型式検査の対象機種を導入する場合には、その合格機の中から選定するものとする。」と、こういうふう

に書かれております。このとおりになされていれば問題がないと思ふんですけれども、実際にこれに基づいて受検中のものもあると思ふんです。いま検査を受けているものもあると思ふんです。この受検中のものの取り扱いについては、聞くところによりますと、五十年、五十一年度受検中という、何と申しますかそういうものをつけて取り扱っているとか、あるいは受検が終わった後でもし不合格機だということがわかったときには合格機と取りかえるというふうなことも出されて、通達というか、お話しになっていて、指導なされていくというお話をお聞かしておりますが、このような方向で五十二年度も行っているんでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) 先生のおっしゃるように、助成の対象機種の選定に当たりまして、型式検査合格機の中から選定するというところでやっておりますが、今後におきましては、まだ型式検査

の対象になっていない機種の問題につきましてまず取り上げる必要があるということから、型式検査の対象になっていないけれども安全鑑定の対象にはなっておらずというものがございまして、そういうものについては、安全鑑定の対象機種となつたものにつきましては安全鑑定基準の適合機、この中から……

○下田京子君 質問に答えてください。

○政府委員(堀川春彦君) この中から選定するようにして、助成をする際にそういう方針で進むというところでいま考えておるわけでございまして。近く、そういう関係の通達を出して徹底をしたいと思っております。

○下田京子君 型式検査について安全鑑定云々だということだったら、その受検中のものについて取り扱いはどうかということなんです。簡潔にお願いします。

○政府委員(堀川春彦君) まだ型式に合格をしないうことになればこの通達の趣旨には反することになるわけで、好ましくないことだと思ひます。

○下田京子君 いえ、私が聞いてるのは、受検中のものについての取り扱いがどうであるのか、受検中というところで売出ししているのか、あるいはその後不合格機とわかった場合に交換などというものがあるのかということなんです。

○政府委員(堀川春彦君) これは通達等では申しとおるわけじゃないんですが、もし万一受検中というところでそれが補助事業の中に入っていく——これは通達の趣旨には反するわけですが、合格をするというのを前提でそういうことをしたというふうにか考えられませんが、それが不合格になつたというふうなときは、これを合格機と取りかえるというふうなことは、通達等では言うというところは必ずしも適切ではないと存じますが、この通達の趣旨には方向としては合つていうふうに思ひますが、もともとそういう形で受検中ということ、まだ合格もしないうちからいつて導入をして、後で不合格になるというふうなことはもと

もと好ましくないことではございまして、私どもはそういう事態を避けるような指導を先行すべきだというふうに思ひます。

○下田京子君 それを避けるように指導すべきだとかじゃなくて、指導なさっているのは皆さんです。そういうことを指導しているの聞いていますけれども、実際五十二年度もそうしているのかどうかというのを聞いています。

○政府委員(堀川春彦君) 私ども農業機械の行政の当局者として、そういう形で結構だというふうには申し上げておりません。

○下田京子君 実際に、そうするとそういうことがあるというのですが、これは全くしてないという事になりますか。実際に好ましくないけれども、現実的にはそういうことがあつたということですか。どちらでしょう。

○政府委員(堀川春彦君) これは補助事業の内容をそれぞれのチェック機関がどの程度まで厳密にやっておるかということになるわけでございまして、私どもその実態を必ずしも詳細に把握はしておりません。しかし、現実の対応としてそういうことがないとは言えないと思ひます。私どもとしては、今後そういう問題について具体的な事例等あれば調査をいたしまして、どういう対応がいいのかというのを真剣に検討してまいりたいと思ひます。

○下田京子君 それはもう責任逃れだと思ひます。ですから、この問題は時間もあるんで譲りますけれども、実際受検中というところで出回っているというものがあつて、それで後で今度不合格になつたら合格機と交換するといふふうなことを確認するなにするように指導してくださればいいわけですよ。

それで、第二番目に移りますけれども、実際にやっぱこの通達の中の一の(2)、いまおっしゃつたことなんですけれども、型式検査と、それから農業近代化資金の導入のことについては、安全鑑定の対象機種を導入する場合には安全ということを確認されたものから選定する、こういうふうな

言われていますね。しかし実際は、ついことしの六月終わつたばかりでしょう。だから、まだ安全鑑定のことにについては、いまこれから実施の段階に入ることになると思ふのですが、具体的にいつから実施するのかということをお尋ねします。

○政府委員(堀川春彦君) 近いうちに、その関係の通達を出したいというふうには思つておるわけでございまして。

○下田京子君 近いうちというのはいつごろになるでしょう、くどいようですけれども。

○政府委員(堀川春彦君) 来年の一月一日以降適用する、これは準備期間も要りますので、そういう内容の通達をごく近々のうちに、一週間以内くらいに出したいということで準備しているわけでございまして。

○下田京子君 その際に、いろいろ問題が起きたものについてはどう処理なさるおつもりでしょう。

○政府委員(堀川春彦君) 問題の対応もいろいろございまして思ひますが、この通達の趣旨に沿うように、具体的なケース・バイ・ケースで適切な指導を加えるということをやつてまいりたいと思ひます。

○下田京子君 時間がないので、また、いまの方向で、とにかく農家の人たちがばかを見ないようになつてという方向でやつていただきたいということなんです。

同時に、いまあれこれ聞いていますと、やっぱ問題は、型式検査のことも含めて、本当に去年の暮れあたりからでしうか、具体的に安全問題について法制化していくことが必要だ、すぐにでもやるようなお話をなさつていたと思ふんです。実際には昨年の、五十一年の五月十八日の農林水産委員会での当時の庄司幸助議員の質問に對しましてこう答えているわけなんです。これは小笠原説明員というんですが、安全鑑定の状況も踏まえて、来年度から実行できるような方向で具体的に年次計画を立ててまいりたいというふうな考

えている、こういうふうに出てくるわけなんですね。しかし、実際はたな上げにされてしまっているという状況なので、やはりここに及んでどうしても法制化ということが必要になってきているのじゃないかというふうに思います。このことにつきましても、北海道の農作業安全運動推進本部でも、現在国の方に出したいということではないかと検討があるというので、ぜひとも国の責任において、農機具事故による死亡あるいはけがのなげがというものをなくしていく方向で法制化の方を検討いただきたい、こう思います。大臣いかがでしょう。

○国務大臣(鈴木善幸君) この問題は、お話にもありましたように、昨年来検討は続けております。ただ、技術的にいろいろ問題点もございまして、早急にこれを法改正をして義務づけるというふうなことでございまして、これはまだでございますが、いまのような問題もございまして、そこで、この問題につきましても、なお引き続き検討し、早急に結論を出すように努力をいたしたいと思っております。

○下田京子君 ぜひお願いしたいんですが、早急に結論を出すその結論は、国の責任逃れということじゃなくて、通産省なりあるいは担当、関係するところと諮ってやっていただけたらというふうな理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(堀川春彦君) この問題は、私も事務当局だけの検討でなしに、すでに農業機械化審議会の特別部会に検討をゆだねて、検討を開始したところでございます。これは具体的なデータ等に基づいての議論でございまして、なかなか技術的な問題もございまして、なかなかいいと思っておりますが、できるだけ結論を急ぐようにしたいと思っております。

○下田京子君 次に、先ほど大臣のお話の中でも、いろいろ講習会もやっているというお話ございましたが、農機具を使用する者にとつての技術研修、安全指導講習会のことですか、いろいろ聞きたいことがあるんですけども、一点にしばつ

て、特に婦人に対する研修のことを具体的に進めていただきたいというふうに思っています。

その必要性はどこにあるかと言いますと、第一に、兼業農家が多くなつて婦人が農機具を使用する率が多くなつた、これが第一の理由です。第二番目に、専業農家におきましても、機械をいじるのは男の人、そしてふきだまりを女の人というのじゃなくて、農作業の効率やなんかから見て、むしろ農機具を操作するのが婦人であつて、その他いろいろな処理は男の人の方が事故も少ないし、労力等でも非常に効率的になるというお話であります。さらに第三点目に、これは具体的に北海道で聞いてきたお話ですが、奥さんが御一緒に仕事をしていたんだけど、動いている機械の中で、機械をどこでとめていいかというところがわからないために目の前で腕を切断されるというふうな大変痛ましい事故を見て、この等ができた事故が大変減るんじゃないかと、こう思うわけなんです。特に婦人に対する研修、それからさつきちよつとありましたが、苦情処理の問題等あると言いますけれども、秋田県の場合ですと、窓口をつくつたが一件もそういうものが持ち込まれてないというふうな報告も聞いているところを聞けば、やっぱりこれらのことについて、ただ行政レベルで苦情処理の窓口をつくつたというだけで終わっているんじゃないかと思うので、もっとも婦人のことも中心にしながら、一般的な農機具にかかわる人たちの研修を保証していただきたいというふうに考えます。

○政府委員(堀川春彦君) 婦人の農業機械に関する研修は、都道府県の機械の研修施設等においてすでに開始をしておるわけでございますが、残念ながら現在までのところ婦人の研修受講者の希望が少なく、県によりましては、受講者の希望が中々かなりの割合を占めるという実態もありますので、ただいま先生の御指摘のような婦人の農業機械とのかかわりもふえてくるわけでございます。

から、一面においては母性の保護というふうなことも考えながら、適切な婦人に対する機械研修を強化する方向で指導してまいりたいと思ひます。

○下田京子君 よろしくお願ひします。その際には、それなりのやっぱり予算と、それから施設というか、場所ですかが必要だと思ひます。来年度予算なんかを見ればそういったものが入っておりますけれども、まだまだ少ないと思ひます。そうした予算上、それから体制上を含めて御検討をさらに強めていただきたいと思ひます。

その次に入りますが、労働災害の問題ですね。事故に遭つた際の補償制度というのは、現在政府の労働災害と農協サイドのいろいろなあれこれありますけれども、いま具体的に申す時間もなくなりましたので簡単に申しますと、労働災害、労働者の災害の保険制度というのが、他の一般的な労働者の災害補償に比べて非常にすぐれた点を持っていると思ひます。しかし、これはあくまでも企業主負担の原則での労働災害に農業者の問題、事故も含めていふことで、一定の限度があると思ひます。そういう限度が考えられるところから、あるいは対象機械をもっと広げるとか、作業範囲の拡大をするとか、あるいは保険料を安くするとか、そういういろいろなところから見て、労災とは別個な形で農業者独自の補償制度創設をぜひ検討していただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) お話しのうちに、この農作業上における労働災害の問題につきましても、一般に労働省でやっておりますところの労災保険制度がございまして、それからもう一つ、農協等が中心になつてやっておりますところの……

○下田京子君 大臣、時間がないので検討するかどうか、全体的なことは私も聞いています。

○国務大臣(鈴木善幸君) そこで、二つのいま制度のもとにやられておるわけですが、労働省の方は料金その他の保険料も安い、しかし適用

の範囲は狭い、一方は非常に広い、こういうような問題がありまして、これを国の制度として取り上げるかどうか、労働省の関係の労災法との関係、整合性、いろいろむずかしい問題があります。しかし、研究はひとつ進めてまいりたいと思ひます。

○下田京子君 研究されるという答弁をいただいたので、ぜひそういう独自の保険制度創設のために、具体的な効用あるものができるように早急に進めていただきたいと、再度重ねて要望し、最後になりますが、いまの農機具全体の販売の中で農機具メーカーがどのぐらいの利潤を上げていっているかというふうなことに関係しながら、今後その価格のことや何かをどういうふうに対処するかという点でお伺ひしたいんですが、御存じかと思ひますが、十月二十五日付の日本農業新聞によりますと、上位三社、いわゆる久保田、ヤンマ、井関の三社で農機具関係の市場の七割以上を占めているというお話です。しかもその中では、いま不況だと大騒ぎされている中で、井関にあつては五十一年度決算でもって経常利益が九十億二千万円、前年比で五・四％増、久保田鉄工が四百二億五千万円、前年比で一〇％増、ヤンマが経常利益三十九億一千万円で前年比で二・八・七％増というふうな利益を上げていっているという点について御承知かと思ひます。

こういうことについて、やっぱり不当なものを吐き出させる、あるいは販売店や農家にそれを加算させないような形で、メーカー自身にアフターサービス等々も含めた責任をもつと強化する必要があるんじゃないか、こういうふうなことを考えているわけなんです。その点について、せっかくなのでいただいておりますので、通産省がどういうふうな考えを持っているか、それから農林省がどういうふうな考えを持っているか、あわせてこういうふうな状況の中で、実は御存じかと思ひますけれども、これは今月の二十五日ですね。千六百人からの関東、東北、甲信越地区の農協組合長さんたちがお

集まりになりまして、機械化貧乏返上への大運動を起こされています。その中にはいろいろと書かれております。

第一には、系統農協としての力を合わせて価格水準を大幅に引き下げると、こう言っていますし、それから、不要不急のモデルチェンジをなくして性能本位の機械をもっと導入して過剰投資を防ぐということ、それから三つ目は、安全性の問題とサービスの問題等も含めて投資効率を高めるといふことで、農協サイドがこういう運動を行ってきいているわけですね。こういう運動に対して国がやっぱりもっと援助をし、そしてまた、農民の立場に立った機械利用が効率ある形でされるようにということとを私も願うわけなんです、それが、それもあわせてひとつ御答弁いただければと思います。

○国務大臣 鈴木重幸君 私は、全国の農業団体が農機具貧乏を脱却するために立ち上がったと、組織を挙げて立ち上がったといふことは、おくれればせながら大変結構なことだ、こう思っています。あれだけの強大な農協組織を持って、いままでメーカー等にあなたがおっしゃるその過当な利益を取られておるといふようなことは、これはおかしい。全農という大きな力のある中央団体もあるわけですから、私は農業団体の系統の力をもってすればこれは適正な価格でこれを購入をする、こういうことが私はできると思います。それから、モデルチェンジもしばしばやって、そして部品の供給がもう古い物にはないとか、そういうようなこともこれは農業団体が十分チェックすることができ、また共同利用、そういう面につきましても、系統団体の組織活動によって共同利用作業というようなこともできるであります。私は非常に大変結構なことだと思っております、農林省としてもこれをバックアップをしまして、十分な成果が上がるように今後支援してまいります、このように思います。

○説明員 鈴木直道君 私どもといたしましては、やはり農機具メーカーが農村の方々の切実な

需要にこたえて、これは先ほどいろいろ御質問ございました安全性能、もちろんアフターサービスあるいは部品供給のいろんな御希望があるわけでございます、それに對して適切にこたえていくことが企業自身の責任ではないか、かように思っております、そういう観点からかねがね強く指導してまいっているつもりでございます。

また、価格の面につきまして御指摘ございましたが、価格につきましては全農と農機具メーカーとの間の自由な話し合いといふことでございまして、私どもといたしましてはそれに介入はしません、適正な価格が設定されるよう見守つていく、かような現状でございます。

○下田京子君 最後に、いまのお話承りまして、農協の運動については大臣もバックアップというお話ですが、具体的に予算措置やその運動の中身についての国の援助等を期待いたしまして、さらに通産省におきまして、メーカーの立場というのじゃなくて、本場に農機具を使う農民の立場あるいは販売店の要求も含めた立場でいろいろと配慮がなされるよう、指導がなされるように要望いたしまして、質問を終わります。

○委員 長 鈴木重幸君 本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします

午後五時三十九分散会

十月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、生糸・繭・絹織物等の輸入規制措置に関する請願（第二一〇号）

一、北海道に対する昭和五十三年度稲作転換目標面積の配分に関する請願（第八三三号）

一、瀬戸内海の赤潮対策に関する請願（第一〇〇号）

第二号 昭和五十二年九月二十九日受理

生糸・繭・絹織物等の輸入規制措置に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会議長 池田善治

紹介議員 鈴木 省吾君

養蚕業の長期安定を図るため、生糸・繭の一元輸入措置の維持及び絹織物等の輸入規制の強化措置を講ぜられたい。

理由

現在、生糸・繭の一元輸入措置及び絹織物等の輸入の事前許可制が講ぜられているが、繭繭糸・絹織物等の輸入量は増加の傾向にあり、養蚕農家に不安と動揺を与えている。このため、繭の生産量は全国的に年々減少の一途をたどっており、このような事態が続けば、永い歴史と伝統を誇る養蚕業は重大な危機に直面することは明白である。

第八三三号 昭和五十二年十月五日受理

北海道に対する昭和五十三年度稲作転換目標面積の配分に関する請願

請願者 北海道旭川市東光七条五丁目 現田博外九千六百四十六名

紹介議員 川村 清一君

昭和五十三年度稲作転換方針に基づく北海道に対する稲作転換目標面積の配分に当たっては、不公平な傾斜配分を是正し、農民の権利と義務が等しく保障され、行政の執行が公平に行われるよう特段の配慮をされたい。

理由

政府は、昭和五十二年全国稲作転換目標面積十萬五千ヘクタールのうち北海道に対しては全国一の高率な三十二・六パーセントに当たる六萬三千五百五十ヘクタールの面積配分を実施し、更に昭和五十三年度稲作転換目標面積についても、これを大幅に拡大する考え方を表明しているが、北海道

民はこれ以上稲作転換目標面積が拡大されることに重大な不安感を持ち、明年の営農方針も立てられず、動揺は日増しに募つていく。

第一〇〇号 昭和五十二年十月六日受理

瀬戸内海の赤潮対策に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大野町四、八四五広島県漁協婦人部連合会内 佐村スエ子外一名

紹介議員 糸山英太郎君

瀬戸内海の赤潮発生の原因は、海水中の炭酸カルシウム等が不足しているためと思われるので、これが対策として次の事項の実現を図られたい。

一、瀬戸内海沿岸各府県の水産試験所に命じて、貝がらが海水に溶解することを実証し、その海水の成分を明らかにすること。

二、瀬戸内海の要所に貝がら粉砕工場を設置し、併せてこの粉砕工場から貝がらを計画指定した海域に散布する輸送機関（散布船及びトラクタ等）を設けること。

三、貝がらの瀬戸内海投棄については、府県条例等によって海上投棄を禁止しているため、粉砕貝がらの内海散布ができるよう、瀬戸内海沿岸各府県の関係条例を改正すること。

四、以上の計画実施のために必要な予算措置（あるいは臨時的な措置）を講ずること。

理由

瀬戸内海はここ数年来赤潮の発生によつて死の海に化せようとしている。沿岸漁民、殊に養殖漁業に關係ある漁民はもはや手をこまねき座してこれを見守ることができない。われわれ漁民は先代からの経験と感により、貝がらがある程度洗浄圧縮粉砕してこれを瀬戸内海の計画海域に散布することによつて（別途実施する窒素、燐酸対策と併行して）遠からず海水の汚染、殊に赤潮の発生を防止

することができると確信している。(資料添付)

十月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業経営発展の基本施策確立に関する請願

(第一五五号)

一、米国産さくらんぼの輸入解禁阻止に関する請願 (第一六五号)

第一五五号 昭和五十二年十月十二日受理

農業経営発展の基本施策確立に関する請願

請願者 長野市箱清水一、八九六 山本薫

夫外六百五名

紹介議員 多田 省吾君

農業の再建と食糧自給体制の確立(オリジナルカロリーで八十パーセント確保)を図るため、次の施策を早急に講ぜられたい。

一、食糧の総合生産計画と備蓄計画を策定すること。

二、農業生産を拡大するため、全国農用適地のうち、草地・畑地の造成を国の施策として確立すること。

三、年間を通じて農業で働き、生活していけるよう、小集落又は市町村単位の複合経営を進める等営農改善を行うこと。

四、農家の取得を確保するため、主要農畜産物の価格を保障すること。

理由

千九百七十二年の異常気象による世界的な農産物の不作を契機に、世界の食糧需給はひつ迫した状態になった。千九百七十四年、世界食糧会議が開かれ、農業生産の増大、栄養改善、貿易及び農業調整等が討議され、国際協力の必要性が強調された。しかし、我が国の農業政策は、大資本中心の

景気浮揚策として貿易優先政策のもと工業製品の大量輸出の見返りとして農畜産物の輸入を行っている。このため、国内農業が圧迫され、世界最大の食糧輸入国となつていいる現状は憂慮に堪えない。

第一六五号 昭和五十二年十月十二日受理

米国産さくらんぼの輸入解禁阻止に関する請願

請願者 山形市七日町三ノ一ノ一六山形県

農業協同組合中央会会長 小玉孫

右衛門

紹介議員 安孫子藤吉君

さくらんぼ生産農家及び国内果樹農家保護のため、早急に次の施策を実施するよう配慮されたい。

一、米国産さくらんぼの輸入解禁を行わないこと。

二、コドリンガ、チェリーフルーツフライ等の生息地帯及び汚染地帯からの果実輸入解禁は絶対に行わないこと。

三、国内で使用禁止されている農薬のパラチオン剤や、防腐剤などを使用している国からの果実輸入は、国民健康保護の立場からも絶対に行わないこと。

四、さくらんぼの品種改良、開発について、試験研究対制の人的、財源的な確立を図り継続的に取り組むこと。

五、結束確保対策に関する資材類の助成と、商品性向上のための裂果防止施設導入に対し、設置わくの拡大と大幅な助成措置を講ずること。

六、品種更新、改植等に対する大幅助成措置並びに長期低利融資と利子補給の措置を講ずること。

七、商品性向上のため、選果機の改良開発、研究体制の確立を図り、農協の共同選果施設整備に対し、助成措置を講ずること。

八、消費拡大並びに鮮度保持を図るため、新包装容具の開発を図り、遠距離輸送のための設備機器等に対する助成措置を講ずること。

理由

山形県のさくらんぼの生産量は、国内総生産量の八十パーセントを占め、農業経営上極めて大きな収入源となつていいる。米国産さくらんぼの輸入が解禁されれば、本県特産さくらんぼの消費需要の減退、価格の著しい不安定を招き、ひいては生産農家の果樹経営の崩壊は必至である。しかも、稲作転換、構造改善の対象果樹として行政指導によつて植栽されたものが多く、それがようやく結実期を迎えた段階での解禁措置は、果樹農家全体の農政不信を招来するものである。

十月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は十月二十日)

一、漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「除くほか、」の下に「第二十三条から第二十五条までの規定の実施に必要な手続その他これらの規定の施行に必要な事項については、主務省令で、その他」を加える。

第二十三条の次に次の四条を加える。
(担保金等の提供による釈放等)
第二十三条 この法律の規定に違反した罪その他政令で定める罪に当たる事件(以下「事件」という。)に關して拿捕(船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することを含む。)以下「事件」

下同じ。)が行われた場合には、司法警察員であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、当該拿捕に係る船舶の船長(船長に代つてその職務を行う者を含む。)及び違反者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を告知しなければならない。ただし、事件が政令で定める外国人が行う漁業又は水産動植物の採捕に係るものであるときは、この限りでない。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶その他の押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。

二 提供すべき担保金の額

2 前項第二号の担保金の額は、事件の種類及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第二十四条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検査官に通知するものとする。

2 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

3 検査官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に關し、必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に關する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に出頭されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過

する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合に等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。

(主務大臣等)

第二十六条 前三条における主務大臣及び第十五条における主務省令は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に改正後の漁業水域に関する暫定措置法第二十三条第一項に規定する事件に関して拿捕された船舶の船長その他の関係者から提供された現金又はその提供を保証する書面で同法第二十四条第一項の規定による担保金又はその提供を保証する書面に相当するものは、同項の規定により提供された担保金又はその提供を保証する書面とみなす。

第八十一回国会閉会後農林水産委員会會議録第一号中正誤

ページ 行 誤

二 四四九 真偽 真偽 正

六 四三 水産省 水産庁

九 四二 限度量 限度数量

三 一八二 八十%が 八十%

三 一五 対府 対策

六 一 調整が 調整で

六 一五 宅化 宅地

三 二一 倒木 倒伏

三 二 水の おの あ

三 一六 水田を 現に水田を

四 三 単信のあります 関心のあります

六 三 間に 間の

四 六 サオウキビ サトウキビ

第八十二回国会農林水産委員会會議録第一号中正誤

ページ 行 誤

五 三 二 其のほか 其の結果 正

七 一 末 一 国際 国際糖

二 三 二 基準 基本

三 三 二 される させる

七 三 七 畑地 畑作

昭和五十二年十一月十六日印刷

昭和五十二年十一月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局